

## 足元の思想をつくる

——グローバリゼーションに対抗するアジア小農民の実践——

大野 和興<sup>(1)</sup>

(ジャーナリスト・農業食料問題研究家)

### 1. 農民の同時代性

2005年2月末、4日間ほど東北タイに行った。東北タイで現タクシン政権が進める新自由主義的な政策に対抗する農民の運動を再構築するための農民集会があり、それに呼ばれたからだ。このときは一人で出かけたのだが、3月中旬には私が世話人の一人を務めているアジア農民交流センターの仲間7人ほどと1週間ばかり東北タイの村歩きに出かけた。東北タイの村々で始まっている“もうひとつの村・もうひとつの暮らしと農業づくり”を訪ねる旅である。

東北タイから帰ってすぐの3月末にはフィリピン・ネグロス島の村に出かけた。地主制が強固に残るこの島で、土地解放闘争を闘って農業労働者から農民になった人々が、農民として生きていくためのたたかいを、足元の暮らしと農業の現場で始めている。念願の農民になった途端にグローバリゼーションの嵐にさらされ、たちまち土地を手放さなければならなくなる現実に抗して、どうやって農民として生きていくか。いまネグロスの村々では実に生き生きとした実践が畑から生れている。そうした農民が集まる場に合流し、畑で話し合うことを目的とした旅であった。

2004年12月には、ウェン・ティエジュン（温鉄軍）さんとラオ・キンチ（劉健芝）さんというお二人の中国の学者を案内して東北地方の村を歩いた。お二人とも世界社会フォーラム（WSF）な

どに参加するリベラルな学者で、村での実践活動を積極的にやっておられる方である。日本の村で行なわれている農民自身の実践が知りたいということで、いくつかのところを案内したのだが、最後に、私が30年来つきあっている置賜百姓交流会という山形の農民グループに忘年会を兼ねて集ってもらい、温泉でいっぱいやりながら一晩、中国の農業学者と日本の農民との交流をやった。置賜百姓交流会というのは、地域の農民のネットワーク組織で、地域でさまざまな問題と向き合い、内発的な運動を起こしながらタイやその他のアジアの地域の農民ともつながっている農民である。

わたしが訪ねた東北タイやネグロスの農民グループも、それぞれの地元や日本のNGOを介して日本の農民つながっている。私は、こうしたつながりを作ったり、その現場に立ち会うことを、農業記者である自身の仕事として位置付け、数十年の村あるきを続けてきた。そこで気付くのは、それぞれの場で現れ方は違うのだが、グローバリゼーションのもとにある農村、農民の状況には、世界中でまさに同時代性があることである。平たくいえば、タイの農民、フィリピンの農民、中国の実践的研究者と日本の農民がいっぱい飲みながら一緒にしゃべり、考えられるという現実があり、空間がある。それは、いま世界の現実となっている地球規模の市場経済化、資本のグローバリゼーションがもたらしたものであることはいまでも

ない。

いま大切なのは、この現実をきちんと見据え、それに流されるのではなく、その現実を乗り越えるもうひとつの現実を現場に作り出してそれをつなげる作業だと考える。そのことの意味を私は次のように書いた。「(それは) これまで観念であった『民衆のグローバルゼーション』というものが、現実にはっきりした形と物質的基盤を持って実践や運動に現れてきたことを示しています」(『季刊ピープルズ・プラン』29号)

以上のことを前置きとして、日本を含むアジアの村でいま何が起きているかを報告する。

## 2. 村が消える

農業・食料問題を専門とする記者としてほぼ40年、村あるきを続けてきた。ここ十数年は日本の村ばかりでなく、機会をとらえてはアジアの村も歩いている。そんななかで感じるのは、いまほど農業そのものも、農業をめぐる環境もひどい時代はないのではないかということである。しかも、そのひどさかげんが日々深くなっているところに、事態の深刻さがあらわれている。

日本の村は典型的な定住社会で、開拓の村を除いてはどこへ行っても何百年と続いた村ばかりである。その村がこの10年、20年で次々と消えているのだ。しかも足元で起きているこの異常さを、当事者を含めに誰も異常とは思わなくなっている。そこに事態の深刻さが見える。私はいま埼玉県秩父市という山間地に住んでいる。東京から電車でも車でもせいぜい2時間強でくることが出来る首都圏の一角にある地域だ。その東京の近場の谷間の集落で、耕作放棄された田や畑が広がり、老人だけの集落や消滅しかかっている里が目につく。こうした農林業と村の崩れは、全国の農山村でおなじみの風景である。農林統計をめくってみると、農業に携わっている人々の年齢構成のピークは、男性で七十歳前後、女性で六十五歳前後で、そこ

だけが際立って鋭いピラミッド状の山を形づくり、そこから年代を下がると、急傾斜で谷底へ向かう。なにしろ農業従事者の70%近くが65歳以上なのだ。

これはもう人のために食料をつくる年代ではない。都会に住む子どもや孫の顔を思い浮かべながら、楽しみで百姓仕事をする世代である。その世代が日本の食料生産の多くを担っているのが、日本の農業の現実なのだ。

農業で働く人が歳をとり、次第に働けなくなっている結果は、耕作放棄という形であらわれている。耕作放棄地とは農林統計上の用語で、「一年以上作付けされておらず、今後数年の間に再び耕作する意志が見られない土地」と定義されている。

日本の農地面積は1961年には608万6000ヘクタールあった。60年代、70年代と続いた経済成長の中で農地は工場や宅地にどんどん転換され、さらにこの10年は耕作放棄が加わり。2001年には479万4000ヘクタールと129万2000ヘクタールも減ってしまった。129万ヘクタールといえば、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島東北六県に茨城、栃木、群馬という北関東3県を加えた農地面積にほぼ匹敵する。このままの勢いで減り続けると、2010年には後100万ヘクタールが消えてしまい、そのうちの80万ヘクタールは耕作放棄である、と農林水産省は1990年代後半に予測した。そしていま、事態はこの通りに進んでいる。これは日本の農業が内部から壊れてきていることを示している。

## 3. 米価暴落

そしていまさらにきびしい現実が日本の農業を襲っている。日本の農業の根幹ともいえるコメの生産者価格の低落である。2004年秋、新米が取れたばかりの農村に衝撃が走った。台風襲来などで不作だったにもかかわらず、生産者が受け取る米価が低落してしまったからだ。生産者米価は実はこの10年下がり続けており、10年前の六割から半値という水準になっている。ほぼ10年まえ、生産

者米価は一俵（60キロ）玄米で2万円を超えていた。それが現在銘柄のよってかなりの格差はあるにしても1万円から1万数千円になっている。10年で1万円安くなった勘定である。

その背景にあるのは農産物の自由貿易である。GATTのウルグアイ・ラウンドの農業合意（1993年12月）の結果、日本は国内のコメ需給の如何に関わらず、国際消費量の一定割合を義務的に輸入しなければならないというコメ輸入義務制度（ミニマム・アクセス米）を受け入れた。部分自由化である。いまその義務輸入数量は消費量の7%台、70万トンを超えています。日本は穀物自給率28%という穀物の大輸入国だが、コメだけは自給政策をとり続け、その結果コメ過剰を生み、1970年からコメ減反政策を続けている。そこにこのミニマム・アクセス米が加わったことが、米価低落の背景にあった。

その後制度が変わり、現在、日本のコメ輸入政策はミニマム・アクセス米の輸入を維持したまま部分自由から完全自由化に移行している。490%という高関税をかけることで、安い外国産米の流入を防いでいる。しかし、いつまでもこの高関税が維持できるわけではなく、現在進んでいるWTOの交渉で大幅引き下げを余儀なくされるのは必至でだ。もし、コメ関税が100%（それでも輸入価格の2倍）になった場合、外国産米（カリフォルニアや中国のコメ）の国内販売価格は日本のコメ生産費のほぼ2分の1になる。日本のコメ市場が大幅に外国産米に変わることはないにしても、価格はそれに推されて大きく低落することはまちがいない。

米価下落でもっとも打撃を受けるのは、政府の政策に沿って規模拡大・設備投資を続けてきた大型農民である。日本の平均的な耕作面積は農家1戸あたり1ヘクタール強だが、その一方で政府の推奨によって10～30ヘクタールという大規模経営が生れている。30ヘクタールの稲作経営を農業生

産法人を作ってやっている新潟・上越地域の農民に聞くと、30ヘクタールの規模のコメ作りをするには設備投資に約2億円かかるということであった。当然借金ということになる。しかし、今いったような米価の状況のもとでこの設備投資の負債を返済できるはずもない。その結果、土地を持ちきれなくなった農民が1ヘクタール、2ヘクタールという規模で水田を売りに出す動きさえ東北地方では出てきている。農地の投げ売りである。農地価格も低落し、農業地帯の水田化価格は、この人たちが農地を購入した10年前の半分から3分の2程度になってしまっている。これは農業恐慌といってよい状況だと思うのだが、この状況は一向に社会問題化されない。政府も経済界も、そして国民の多数も、国際競争に勝てない農業は消えて当然と考えているからである。

ところで、いくら安くなったとはいえ、水田が1ヘクタールを買うとなると、一千万円は下らない。これは農民が買える価格ではないし、農産物価格はグローバリゼーションのもとで低落するのは必至だから、農民は誰も手を出さない。では誰が買うのかというと資本である。日本は第2次世界大戦後、絶対主義天皇制の物質的基礎であった地主制を解体し、農地解放を進めて自作農の国になった。そして農地解放の成果を維持するために農地法を制定、「農地を所有できるのは耕すものだけである」という耕作者主義の原則を打ち立てた。農地法は戦後60年の間に何度も改正されたが、この条項だけは何とか守ってきっていた。しかし近年、条件付きながら株式会社に農地の所有を認める部分改正が成立、いま、株式会社へ農地完全自由化に向け、法改正が準備されようとしている。現実にはすでに土建資本、食品資本などへの農地の集積が進んでおり、100ヘクタール規模の農業経営体をめざす地方の土建業者が出ている。地域の農民はそこでは農業労働者あるいは小作農として働くことになる。日本に新しい地主小作関係が

出現、土地なし農民が現れようとしているのである。

#### 4. アジアでは

以上が WTO 十年のもとの日本の農業の一端である。その上にいま二国間、あるいは地域単位で自由貿易を進める FTA（自由貿易協定）が覆い被さってきている。とくにいまアジアでは、ASEAN（東南アジア諸国連合）に加盟する東南アジア諸国と、中国、韓国、日本など東北アジアを網に目のように結ぶ FTA 網が作られようとしており、そこにアメリカがからみ、将来の東アジア共同体をも視野に入れながら、経済関係だけでなく政治、軍事までを含む複雑な絡み合いが始まっている。

アジアでのこうした動きは、農と食に対してどのような状況を生んでいるのか。ASEAN 加盟 10 カ国のうち六カ国ですでに関税の段階的引き下げが取り組まれている。域内有力国のタイは中国、オーストラリアと FTA を結び、現在アメリカ、日本と交渉に入っている。ASEAN と中国、ASEAN と韓国はすでに交渉入りをしており、日本もその後に続こうとしている。その日本はシンガポール、フィリピンに続いて韓国、タイ、マレーシアと現在 FTA の交渉を進めている。

こうした状況の中で、アジア農業は大混乱はすでに始まっている。メコン川の船便に乗って中国野菜がタイに流入、タイの野菜農民を脅かし、タイの砂糖はフィリピンに輸出されて、フィリピンの砂糖産業を構造不況業種に追い込んでいる。逆にフィリピンからは安いココナツがタイに入り、タイ産ココナツを半値に暴落させた。タイの砂糖はカンボジアにも入り、カンボジア農民の伝統的な現金収入の道であるサトウヤシから作る砂糖を衰退に導いている。しかし、その砂糖の原料を作る東北タイのサトウキビ農民は、国際競争に巻き込まれて製糖資本から原料買い上げ価格の引き下

げを強いられ、年収の何倍もの借金を抱えて土地を手放す家族が増えている。やっと育ててきたタイの酪農は、オーストラリアとの FTA によって低価格で入ってくる豪州産酪農製品に押されて瀕死の状態といわれている。

こうして、家族で耕す小さい農民はアジアのどの地域でも追い込まれ、次第に土地から切り離されているのである。南タイではマレーシアやシンガポールのパームオイル企業が農民の持つ土地の買占めに入り、土地問題が爆発寸前という話を聞いた。フィリピン・ネグロスでは土地解放闘争で獲得した土地を農民から再び取り上げようと地主が私兵を雇って農民を襲う事件が起きている。フィリピンはまだ、地主制の国で、土地改革は少しずつ進んでいるとはいえ、多くの農民は土地を持たず、現在もなお土地改革が農民運動の最大の課題である。このフィリピンで、土地改革をこれ以上進めて零細な農民が増えたのでは、フィリピン農業が国際競争に負けてしまうという意見が次第に強まり、それに乗じて地主勢力が暴力的に土地改革を阻止しようとする動きが強まっているのだ。西ネグロス州にあるサトウキビ農園エスペランサ農園の出来事はその象徴ともいえます。2003年3月、土地の権利を獲得した農民グループが耕作のために農園にはいったとき、地主が雇った私兵集団が一斉射撃を浴びせ、29歳の農民が殺された。グローバルゼーションのもとで農民は自らの生存の基盤である土地からも切り離されようとしているのである。先ほど述べた日本での農地所有における耕作者主義の解体もまた、世界的に進む農民の土地からの切り離しの一環であることは明らかである。

では輸出国と輸入国の農民の関係はどうなっているか。日本に農産物を輸出する側の中国の農民はハッピーかといえば、決してそうではない。日本の食品企業が中国に出かけて農民と契約を結び、日本向けの野菜生産をしているのだが、日本企業

同士の競争が激しく、過当競争を作り出した結果、輸出価格が暴落してしまった。このリスクはすべて生産農民にかぶせられ、種代もまかなえない農民が続出している。

アジア有数の農業国であり、コメを初め多くの農産物を輸出しているタイでも同じことが起こっている。世界市場におけるタイ米のシェアは約27%で世界最大である。しかし、コメ輸出で儲かっているのは輸出業者であり、タイの米作農民は価格の低落と乱高下に悩まされている。タイのあるNGOが米作地帯のある村を調査したところ、米の生産者価格は2000年にkgあたり6.64バーツ(bath)だったものが、2001年には3.52バーツと半値になっていた。この背景には、米の国際価格の値下がりがあったと、その調査は報告している。

以下に示す4つの図(出典 What Thai Farmers Get From The WTO by Rural Reconstruction Alumni and Friends Association (RRAFA), 2003)は、タイのNGOであるRRAFA(農村再建友愛協会)が2003年に発行したパンフレットからの引用である。自由貿易政策のもとで、タイの農産物輸出額は大きく伸びた(図-1)。しかし、それに反比例するように農家の農業収入は下がっている(図-2)。その結果、農家の借金も、(図-3)、借金を抱える農家も(図-4)も増え続けている。

中国の野菜農民やタイの農民の事例を見ると、農産物輸出国の農民もまた、グローバリゼーションにふりまわされ、生存基盤を切り崩されてきていることがわかる。

## 5. 地域で積み上がる農民のオルタナティブ

人間というのはたいしたもので、苦境に陥れば陥るほどそれを跳ね返す力と智慧を生み出す。日本を含むアジア各地で、いま農民自らがこれままでのようではない、もうひとつの仕組みをつくりだしている。最後にそのことを報告する。

図-1 : Income from Agricultural Export

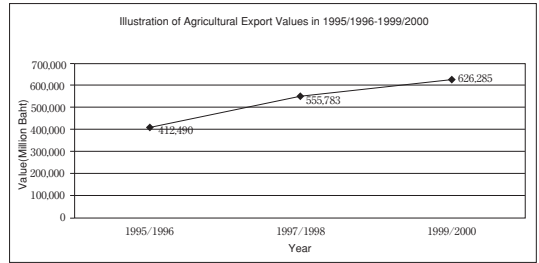


図-2 : Illustration of fram Income of Farmers

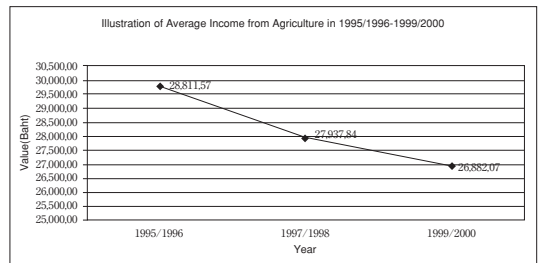


図-3 : Illustration on Debts Per Farming Household

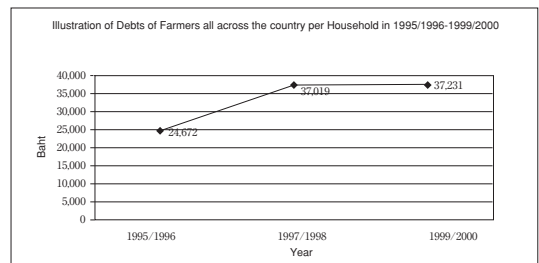
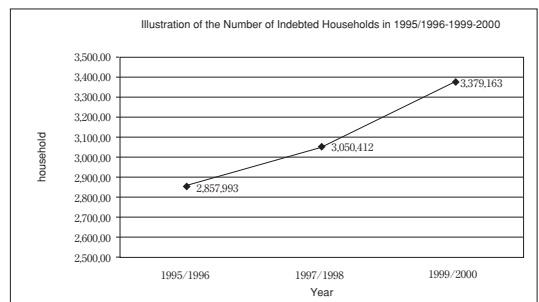


図-4 : Illustration of the Number of Indebted Farming Households



(1) 生産のあり方を変える

「農業とは何か」という根源的な問いを発することから話を始めたい。農業を考える場合大切なのは、それぞれの地域にそれぞれの農業があるということである。工業と違い農業は、そのおかれた地域の自然条件に規定されている。それぞれの地域の風土、自然生態系がもとになって、その風土、自然に適合した農業のやり方が、人々の工夫と経験によってつくられ、受け継がれてた。農業技術とは、自然の力をいかに上手に引き出し、使わせてもらうか、という手法のことであり、それ手法を体系化したものが農法だと考えれば、百の異なった風土、自然条件があれば、そこには百の農法、農業のやり方があることになる。昔から日本では谷が違い、山一つ越えれば、そこには異なった土地利用の仕方があり、独特の品種があった。

そうした農業は、決して大きくはない。私はそれを“小さな農業”と呼んでいる。家族で耕し、その収入で生計を立てる独立自営農民です。家族農業とってもよい。グローバリゼーションのもとでこの“それぞれの農業”が押しつぶされ、地域で生まれ農民によって地域で代々受け継がれ発展してきた小さな家族農業、農民的農業が世界中で立ち行かなくなっていることは、これまで見てきたとおりである。それに代わって登場してきたのが、効率のよさだけをめざす画一的な農業であり、その武器は規模の大きさと近代的科学技術だ。大型機械と装置、化学物質、そして最近では生命操作の遺伝子組み換え。その典型はアメリカ農業であり、こうした技術を体系的に利用できるのはアグリビジネスと呼ばれる企業体であり、それらの企業体は多国籍資本に次第に統合されている。

こうした状況の中で、グローバリゼーションに対抗し、農民が生き残っていくためには、もう一度農業本来のあり方に立ち返って、地域の風土にあわせ、農業があることが自然を豊かにする、そんな農業を作り出す以外にないとして、そうした

農業づくりをめざす動きが、いま日本各地ではじまっている。「グローバリゼーションのなかでも絶対に輸入できないものがある。自然環境であり、地域の生態系である。農業を営むことがその地域の環境や生態系を守り、生物多様性の回復などむしろ環境創造につながる、そんな農業を作り上げよう」という試みだ。

それは具体的には赤とんぼやメダカ、トキ、コウノトリ、渡り鳥、畦や里山に生息する多様な小動物や植物など多様な生態系と共生する農業づくりである。これを私は「共生の農業」と呼んでいる。こうした農業を作るためには、これまでの効率を求めて作り上げられてきた農業の近代化技術を組み換え、伝統的な農民の知恵を掘り起こしながら農民自身が技術を再構成する必要がある。それは、農民が奪われた技術を取り戻す過程でもある。「官の技術」「資本の技術」から「民の技術へ」の転換といってよい。

そして今、アジア各地で農民の手によって共生の農法が生み出され、国境を超えて多様なネットワークを作り出しつつある。有名な「わら一本の革命」の福岡正信さんの自然農法、アイガモ農法、韓国自然農業、雨季の雨を池にため作物と養魚・小規模家畜を組み合わせた東北タイの小規模複合農業などなどだ。こういった自然が持つ力の助けを借りながら営まれる農業は、一見非効率的に見えるが、それぞれの地域の自然条件を無視した、画一的な大規模近代化農業よりも、長い時間軸を設定するときわめて合理的で効率的な農業なのである。

(2) 届ける仕組みのつくりかえ

こうして生産したものも、交換され、そこに注ぎ込んだ労働力を価値化しないと、農民とその家族は生きていけない。ではそのためにはどうしたらよいか。

農産物の供給・流通政策あるいは戦略（マーケッ

ティング)はもっぱら大消費地を対象にしていた。村は都市に、「南」は「北」に農産物を供給する食糧基地となり、足元の需要を飛び越えて都市に、「北」に、農業と化学肥料で効率よく大量生産された農産物を運んだ。その結果、村(「南」)は都市(「北」)のマーケットとそのマーケットをコントロールするアグリビジネスに依存するだけの存在になり、自立した存在であることをやめた。

その結果、「南」の農業は二重の従属の中におかれることになる。「北」の豊かな消費者が食べるものを「南」の農民がつくるという役割の固定が、コーヒーや熱帯果樹、紅茶といった嗜好品から、いまでは野菜という日常的な食べ物にまで広がっている。「南」の農民は「北」から種、生産資材など生産に関するすべてを与えられて生産に従事し、生産したものはそのまま商品化されて「北」に運ばれる。生産も流通も加工も販売も、農業をめぐる裁量権は農民の手を離れてしまい、「北」のマーケットに依存する。日本におけるアジア、ヨーロッパにおけるアフリカ、アメリカにおける中南米がそれにあたる。

それぞれの地域の貴重な資源である農地が、「北」の豊かな人々の消費のために使われるということは、その地域に住む人々の食料生産のための土地が縮小するということである。食料不足を補うため、「南」の国々は基本的食料である穀物を輸入しなければならなくなる。輸入先は豊かな「北」の国々、アメリカ、カナダ、EUなどだ。輸出補助金つきの安い穀物が「南」の国々に流入し、その地域の穀物生産に打撃を与える。商品作物は「北」のマーケットに、基本食料は「北」の穀物供給に依存するという、二重の従属構造がこうして生まれた。

この従属体制から抜け出すには、農業は地域の人々のための営みだということに立ち戻り、そこからマーケットのあり方も組みなおす作業が必要になる。かつて農民は作ったものを自分で食べ

て、残りを地域で売っていた。農民の強さは、この自給・地域という領分が持っていたことにある。これらを捨て去ったとき、今の農業が崩れがはじまったといってよい。そしていま、日本を含むアジア各地で一度捨てた地域を掘りおこし、需要や消費を自分たちで作らだし、マーケティングを創造するという動きが始まっている。日本では、グローバリゼーションの影響が顕著に村を覆い始める90年代に入り、地域のなかで作る人と食べる人が結びついて直売や生産者と消費者の提携、小さな農民加工が改めて見直され、自然発生的ともいえる村の運動として広がっていった。その一つひとつは小さいのだが、まとめると農産物流通の大きい流れの一つになるくらいのものに成長している。

こうした動きは日本だけでない。私が知っている範囲でも、東北タイやネグロスで輸出用に大規模単一生産に代えて多様な作物を小規模に作り、地域の人々を対象にオルタナティブなマーケットを自分たちで創造し、グローバリゼーションに対抗しようという動きが出てきている。

### (3) 排除されてきた労働力の復権と地域の関係性の組み換えーおすそわけの経済をつくるー

こうした動きはさまざまな変化を誘発する。大きな変化の一つは主役の交代である。日本における農業近代化の50年の主役は男性であった。大型機械を駆使し、機械で全ての作業をやる。このような農業スタイルのなかで、それまでの智恵と伝統的な農業技術を受け継ぎできた手練れの技は要らなくなった。年寄りの発言の場が無くなり、女性たちは機械に乗って走り回る男たちの補助作業員という立場に追いやられた。しかし、今、根源的などころから生産も、生産物を届ける仕組みもつくりなおそうということになって、主役が徐々にいれかわっているのである。自然の力を農業に

生かす技術や智慧、村に伝わる伝統的な食をつかさどる技術を受け継いで、食べる人と一体となる農業をつくりだそうという高齢者や女たちが、男たちに代わって村の経済の主役になって登場してきた。近代化と開発の中で排除されてきた労働力の復権と言い換えることができる。

同時にそれは、地域における人と人との、言い換えれば他者との関係性の作り直しでもある。地域への市場経済の浸透は分断と排除、差別と格差を作り出した。地域で作る人と食べる人がつながりあってつくられる新しいマーケットは、そうではない関係性の上に成り立っている。東北タイのある村で、村人どうしの朝市を作ろうという話し合いの場に同席したことがある。一人の年輩の女性が「昔からこの村では余ったものは分け合って暮らしてきた。それを朝市ということで値段をつけて売るのは、そうした伝統をこわすことになるのではないか」ということをいった。その発言をめぐってひとしきり議論が始まり、「作ったものは外に売り、食材まで外から買うくらいが当たり前になっている現在、村の朝市は村の人が誰でも参加できるおすそわけの仕組みを、改めて作り直すことではないのか」という結論にまとまった。

日本でも、さまざまな資源や経済の循環を作り出そうとしている各地の実践例をみると、町と村、生産者と消費者、農家と商家、地域教育、地域医療、地域福祉といったさまざまな分野で新しいつながり方が作られつつあることに気づく。私はこれを、「おすそわけの仕組みづくり」とよんでいる。

#### (4) 価値観の転換ー腹八分目の思想をつくるー

日本やアジアの村を歩いていると、地域でいろいろな実践を積み上げている人々の中に、ある新しい価値観が生れてきていることに気付く。地域での農業やくらしのあり方を問い直す実践は、人々の意識を変え、新しい価値観を作り出すとこ

ろまできているのである。

そのことを百姓の言葉で語ったのが、三里塚の百姓柳川秀夫だ。空港阻止を掲げて30数年土地闘争を闘ってきた彼はいま、市民と共に「地球の課題の実験村」という運動に取り組んでいる。巨大空港に象徴される開発の思想に農のもつ価値観を対置するこの運動を、彼は「これは腹八分目の思想である」という言い方で説明する。腹八分目も貫こうとすれば、自律を必要とし、そこでは大きな意識の転換が必要になる。新自由主義やグローバルゼーションの基本的哲学は、欲望を欲望のまま開放する、それが市場経済を通じて資源と富の適正な配分をするということである。これに対して、自ら律して腹八分目を貫くためには、くらしに根付いた価値観をもつ必要がある。

そうした思想的な転換は、先ほどの地域でのたたかいや田んぼや畑での実践を通じてつくりあげられている。田んぼで赤とんぼと会話し、絶滅危惧種のメダカが生き残るような水管理のやり方を考案する。あるいは、せっかく乾田化して土地改良した田んぼに、冬に水をはって渡り鳥の休み場にする。日々顔をあわせる地域の人々に食べてもらうために生産し、販売する。いずれもたくさん収穫しようとか高く売ろうという欲求を抑えることで成り立つ営みである。そういう営みを日々行なうなかで、人々の内面の価値観が変わっていく。地元で地域の女性たちと農産物直売所をしている農民作家の山下惣一は、そのことを「上限を決める」という言葉で表現した(山下惣一・大野和興『百姓が時代を創る』七つ森書館)。こうした価値観の変化を伴う実践がいま、アジアで、日本で、出てきている。

#### 註

(1) おおの・かずおき

農業記者。脱WTO草の根キャンペーン実行委員会 (No to WTO\_Voices of the



Grassroots in Japan) 事務局長、アジア農民  
交流センター (Asian Farmers Exchang Cen-  
ter) 世話人、地球的課題の実験村共同代表。

近著に『日本の農業を考える』(岩波ジュニア  
新書)、『百姓が時代を創る』(七つ森書館、山  
下惣一氏との対論)。

## 抵抗からオルタナティブへ：北海道・伊達の経験から考える

越田 清和

(さっぽろ自由学校「遊」)

### はじめに

2004年の7月頃から、北海道の噴火湾に面した伊達市を訪ねて、少しずつ聞き取りを重ねている。1970年代の前半、ここに火力発電所を建設する計画が持ち上がり、その是非をめぐる、大げさに言えば北海道中が大きく揺れたことがあった。その経験を、いろいろな人から聞き書きしようと考えてのことである。

なぜ30年も前の、ほとんどの人が忘れたようなことを記録しようと思ったのか、これを説明するのはいささか難しい。

北海道電力という企業と北海道が一体となって建設をすすめる発電所に対して、伊達に住む人びとが粘り強く反対し、「環境権」という新しい権利を正面に掲げて訴訟を起した伊達の火力発電所建設反対運動は、北海道のみならず全国に大きな影響を与えた。

九州で豊前火力発電所建設反対の戦いに取り組んでいた松下竜一は、北海道伊達市での火力発電所建設に反対した人たちを「北の兄貴」と呼んでいた。松下は、1973年5月、「発電所建設に反対する住民側論理」を考えるために伊達を訪れた時に、伊達の農民や漁民が現場検証にきた裁判官に「裁判長、ただ見に来るだけの検証ではなく、われわれの産物を舌で味わっていただきたい」と主張したエピソードを聞き、「いわゆる環境権訴訟と呼ばれる伊達訴訟の本質は、この短い主張に象

徴されているのではないかとさえ思う。『舌で味わう』とは、まさに『暮らし』の中からの発想である」と、人権が暮らしから生まれるものであることを示唆する文章を残している<sup>(1)</sup>。

ここで松下が紹介しているような行動やことば、心情をできるだけ記録し、多くの人と分かち合うことは、民衆の思想を豊かなものにするにつながら、と私は考えている。知識人やジャーナリストなど文章を書くことに苦痛を感じず、その時間があるような人たちだけに「思想」をみるのではなく、社会に根ざし、私たちの心にふれるような考え方や言葉、生き方から、多様な思想を学ぶ必要がある。花崎皋平は、それを「ピープルネスの思想」と名づけ、前田俊彦が石牟礼道子から学んだ「隠れ思想」という言葉を紹介している<sup>(2)</sup>。私の問題意識も、これに連なるものである。

もう一つ私が重視したいのは、1970年代に、日本各地に広がった住民運動を、開発最優先・開発による経済成長最優先の動きに対する抵抗の試みと考える視点である。これは、大手を振って暴走する経済のグローバル化に抵抗する拠点として、地域における政治と経済を見直そうという「地域ガバナンス」の考えにつながる。住民運動の中で生まれた思想や実践が、運動が「下火」になった地域で、どう継承され、地域の政治や経済、文化に影響しているのかを「地域ガバナンス」という視点から見直し、同時に、日本の住民運動のユニー

クな実践を、世界各地の新しい社会をめざす動きの中に位置づけなおしてみたい。

2004年12月、さっぽろ自由学校「遊」が主催して、「東アジアにおけるオルタナティブな市民教育」という国際シンポジウムを開いた。このシンポジウムに来たラオ・キンチさん（香港）は「地域」を「グローバリゼーション」に対する抵抗の戦略として提起し、地域の日常的な活動から生まれる自立の動きをオルタナティブだ、と述べた。私もキンチーさんも、60年代後半の「異議申し立ての時代」に遅れた世代なので、60年代後半のラディカルな思想と行動がどんな形で今に行き続けているかという共通の関心がある。「人びと（あるいは民衆）が主人公となる」こと、そのために「人びとの実践」「人びとの記憶」を広く共有し、お互いに学びあうことが大事だという思いは共通している。その具体化として「民衆の百科事典（エンサイクロペディア）」づくりを進めていこうということになった。

そんな大それた試みが本当に実現するかどうか、よくわからない。その方法論も決まっていない。ただ、その時に念頭にあったのは、藤田省三の「戦後の議論の前提」という文章だ。藤田は「戦後の思考の前提は経験であった。どこまでも経験であった」と言う。しかし、高度成長によって、当事者自身がその確信を失い、「かつての経験とかつての思考が床の間の置物のように又陳列棚の飾り物のように『物化』しているのが今日の精神状況の特質である。それに対して戦後の思想状況を生きなかった者は、長幼の序の崩壊という事情に媒介されて、その『昔話』に対する傾聴の態度を生むのとは逆に、その置物やその飾り物をみずからが所有していないことからくる嫉妬と反発から、いよいよ戦後の経験と思考をいつでも放り棄てることの出来る物的な『戦後思想』として一括梱包してさようとする」と、戦後30年の時代の精神に強い反発を示していた。

そして、「『経験』は多くの次元と関連を含んで広い可能性を持ち、『体験』は制度的圧迫の中で密かに己の存在を主張する。そうして『経験』の消滅した時代においてこそ『体験』談が多発する」と戦後経験の蘇生を訴えている<sup>(3)</sup>。

私の考えている「民衆の百科事典」は、藤田のいう多くの次元との関連を持つ「経験」の共有と近いものかもしれない。この文章は、伊達の経験を例にした「民衆の百科事典」づくりのためのノートである。

## 1. 伊達市における火力発電所反対のたたかい

伊達市は札幌からJR特急で約2時間かかる、噴火湾に面した農業と漁業の町である。「伊達」という名前が示すように、仙台藩の支藩亙理藩主の伊達邦茂が家臣を引きつれて移住してつくった町である。

しかし、もちろん日本人がやってくる以前から、伊達市西部の有珠（ウシヨロ：入り江・の内）には大きなアイヌ・コタンがあった。1878年に有珠を訪れた英国女性イサベラ・バードは「有珠は美と平和の夢の国である。（中略）いく人かのアイヌ人が海岸をぶらぶら歩いていたが、その温和な眼と憂いを湛えた顔、物静かな動作は、静かな夕暮れの景色によく似合っていた。寺から響いてくる鐘の音のこの世のものとも思えぬ美しさ—景色はこれだけであったが、それでも私が日本で見た最も美しい絵のような形式であった」と記している<sup>(4)</sup>。

伊達市長和地区に、北海道電力が発電所をつくらうとしているという話が住民の間に広がったのは、1970年1月に北海道電力が伊達町（当時）に重油火力発電所（25万キロワット1基）の建設の意向を打診してからのことだ<sup>(5)</sup>。その直後の2月4日に、町議会の地域開発特別委員会が、横須賀や八戸の火力発電所を視察に行き、2月には町議会全員協議会が、全員一致で誘致を決めている。

さらに2月末には、長和地区海域の漁業権を持つ伊達漁協の役員が東北電力仙台発電所と中部電力知多発電所の視察に行き、4月には漁協の基本的同意を取り付けている。同時に、北海道電力は地主への説明会も行ない、4月13日には地主全員の同意を得ている。このようになかなか早いペースで、発電所建設が決まっていた。

この動きに疑問の声があがったのは、1970年8月中旬のこと。7月に、北海道電力が当初の予定を大幅に変更して「35万キロワット2機」の建設を発表したからである。北海道内最大の臨海型火力発電所の建設である。

北電の態度急変に疑問をもった正木洋（高校教員）が、同僚や近所の主婦、教え子などに約30人に呼びかけて「北電誘致に疑問を持つ会」を結成した。この会は、「脱イデオロギー、無党派無色、会の趣旨に賛同する人は手弁当で参加する。むずかしい規則もない。途中でやめたい人は自由に去っていける。スポンサーはいっさいつけない。車のある人は車を提供する」ということを原則としていた（北海道新聞1970年12月28日）。良い意味で「イイカゲン」で、気楽に関われるような会だったのだろう。最初から「反対」を掲げずに、まず公害に関して勉強し、わかった疑問点をチラシにして住民に配るといった活動にも、自分たちで調べ決定すると言う「自己決定」の精神があふれている。

有珠で漁業を営み、反対運動をするようになった鳴海元了さんは、会が始まった頃の様子をこう話す。

「最初は何も、毎日、正木さんの家で酒を飲んで始まったんだ。『疑問を持つ会』で勉強会をすると、温排水が出てくるとか、魚が捕れなくなるとか言う話ばかりする訳よ。本州の火力発電所ではこういうことが起きたとか、屋根の鉄板が腐るといった話が出てくる。それならダメだ、反対せざるをえないなあ、ということで。『疑問を持つ会』

にはサラリーマンとか教師とか、農家の人とか、俺たち漁師も入って話をかなり煮詰めてしていた。俺たちは、温排水などで直接被害を受けるので反対した方が良くないかということになった」（2005年2月9日のインタビュー）

「北電誘致に疑問を持つ会」の活動をきっかけに、伊達の人びとは火力発電所による公害問題に眼をむけ始めるようになった。12月に有珠漁協が「基本的に反対」を表明した。火力発電所の建設予定地は、有珠地区の東隣にある長和地区であった。しかも発電所用の埋立海域と温排水が流れ出る海は、有珠に住む漁民が長い間、入会して定置網や刺し網を行なってきた漁場である。その後、漁協組合員は発電所建設をめぐる意見が対立し、結局は賛成にまわる。しかし有珠漁民（その多くはアイヌ民族）には、最後まで、発電所建設に反対し続けた人も多い。

さらに胆振西部医師会も「誘致再考要望書」を提出し、その後、高教組伊達高校班、伊達医師会、壮瞥果樹組合、室蘭・伊達・有珠・虻田・豊浦の胆振五漁協青年部などが「反対」を表明する。建設予定地の農民たちは「長和農業を守る会」をつくり、近隣の農民や市民が「館山下農業と健康を守る会」などをつくった。農民たちが正面から「反対」を掲げていないのは、「農民が反対するにあたり、いかに対外的に気を配っていたかを示している」<sup>(6)</sup>。対照的なのは漁民で、有珠漁協は1971年1月に「反対」決議、12月に「絶対反対」決議をあげる。どんな条件を提示されてもそれに応じないと言う意味での「絶対反対」である。さらに一度は「条件付賛成」を決めた伊達漁協も、北電の示した補償額（組合の要求は15億6000万円だったが、妥結額は4億5000万円）を否決し、交渉が振り出しへ戻ることとなった<sup>(7)</sup>。

このように、既存の政党や労働組合など「革新」団体のイニシアチブとは一線を画す、暮らしと自然を守る視点から考える人たちが火力発電所建設

に反対の声をあげた。それを支えたのが教員や医師、漁業協同組合の若いリーダーなどであった。

こうした反対運動の広がりにもかかわらず、1972年6月、伊達市は北電と「公害防止協定」を結び、発電所建設がいよいよ現実化することになった。住民たちは、建設を止める手段として、1972年7月27日、札幌地方裁判所に「火力発電所建設差し止め請求」（原告56名）を提訴する。「われわれは、健康で快適な生活を維持するに足る良好な環境を享受する権利をもつ。この環境権は、憲法13条の幸福追求権、憲法35条の生存権に基礎を置く基本的人権である」ことを訴えた「環境権裁判」である。札幌では学生を中心に「伊達裁判に勝ってもらおう会」がつくられ、裁判支援を中心にした札幌での活動も始まった。

裁判の意義について、反対運動の中心にいた斉藤稔さんはこう語った。

「一部の市民や商工会議所は、北海道電力が建設する発電所を誘致して伊達の工業化を進めていくことを計画した。それに対して私たちは、農家や漁民など第一次産業を主体にして伊達を発展させようと考えていた。この二つの考えの争いだった訳です」（2002年8月9日）

「環境権」で問われていたのは、海や土を汚して工業化を優先する町にするのか、土と海を大事にした「緑と太陽の町」を実現するのかという「町づくり」の方向でもあった。火力発電所に反対する住民たちにとっては、ようやく軌道に乗り始めたホタテ養殖や何十年とかけて作ってきた土、そして海と土の中で生きてきた人間の生き方が大切だった。

しかし1973年に入り建設着工が予想されるようになってくると、社会党や全道労協なども伊達で大きな集会（「反火力全道集会」）を開くなど、伊達火力建設問題は保守道政との政治的な対決の場となった。

1973年6月14日、北海道電力は機動隊500人、

私服警官300人を動員して工事を強行、反対派住民11人が逮捕された。その直後には、付属工事として埋め立て工事も強行された。有珠の漁民は工事を中止させるため、ミキサー車前への座り込みや海上での作業阻止などで抵抗し、同時に「公有水面埋立免許取消」「その執行停止及び禁止仮処分」の裁判を起した。その後、反対運動の焦点は、発電所の燃料である重油を運ぶためのパイプライン建設に移る<sup>(8)</sup>。

しかし1978年11月、発電所は本操業を開始する。また10年近く続いた「環境権裁判」も1980年10月に原告側の全面敗訴で終わる。

## 2. 伊達火力反対運動から学ぶ

伊達で広がった発電所建設反対運動は、1970年代に全国に広がった反公害住民運動の一環と考えることが重要である。そこに共通するのは、自分たちの地域の未来は自分たちで決めるという民主主義を重視し、自分たちの住む地域の自然を大切にするという考えだ。もう一つ重要なのは、住民の意思を無視して、国家や地方自治体、企業（多くの場合は北海道電力のような大企業）が一体となって押し付けてくる「開発主義」への抵抗という側面である。この二つが、深く結びついていることが、「地域ガバナンス」にとって欠かすことの出来ない条件である。

伊達の野呂光男さんは「伊達の漁師の自慢はキレイな浜と海である。仕事の中心は釣船・民宿・コンブと夏に集中する」と言う。佐々木弘さんも「きれいな海があれば、いつでも誰でも漁師をやりたいといえは出来る。これを守るのが、俺たちのつとめだと思う。魚を住める環境をのこしておくのが、絶対に必要なんだ」<sup>(9)</sup>。ここにあるのは、「発電所をつくれれば、工場も来るようになり、町も人も豊かになりますよ」という「開発イデオロギー」を否定し、自分たちの経験をもとに開発を進めようという宣言である。

先に紹介した大分県の豊前火力反対運動は、「電力は必要であり、国民すべての文化生活を支えるのだから、多少の犠牲はしようがない」という大前提（イデオロギー）に対抗する論理として「暗闇の思想」を打ち出した。松下竜一は、それを「『いったい、物をそげえ造っちから、どげえすんのか』という素朴な疑問は、開発を拒否する風成で、志布志で、佐賀関で漁民や住民の発する声なのだ。反開発の健康な出発点であり、そしてこれを突きつめれば『暗闇の思想』にも行き着くはずなのだ」と書く<sup>(10)</sup>。長い時間をかけて地域に積み重ねられた暮らしは「自然との約束」（前田俊彦のことば）でもあるというのが、70年代の住民運動の核にあったのだろう。

こうした思想を、運動という政治的な声・行動に結びつける時に大きな役割を果たしたのが、「北電誘致に疑問を持つ会」のメンバーのような教員や医師、主婦、学生など、どちらかという「都市部」に住む住民だった。伊達という人口3万2000人（当時）の町は、東西25キロに広がり、同じ伊達町といっても住宅地と農民の多い長和地区や有珠地区はやや距離があったようだ。それが反対運動によって、市街地の住民と農民、漁民が一緒になり、発電所が海や土、大気に与える影響を自分たちで調べるようになる。反対の根拠を明確にしていく。この「市民による調査」も、重要な視点である。

発電所からの温排水が海水温や魚や貝にどう影響を与えるかについての「漁業影響調査」は、漁業協同組合が漁業権を放棄するかどうかを決める時に大きな役割を果たす。この調査は、北海道と伊達町が「専門家」に依頼して進められる形をとったが、実際には北海道電力が調査費用を負担し、水産庁の天下り機関である「水産資源保護協会」が実施した。この調査に対して、反対派の漁民は、公害問題に関心をもち漁民の立場から考えようという専門家の協力を得ながら、漁民としての体験

をもとにした反論を繰り返した。

火力発電所が操業した後は、排煙による大気汚染について労働組合との協力で風向などの気象調査、二酸化窒素の多点調査が行なわれている。この調査にも、反対運動に長く関わってきた専門家が協力している。北海道電力が提出する「環境基準以下の数値」データが、風洞実験や限定された条件下での現地実験、気象観測に基づくものであることに対する反証として、多くの人が参加した調査が行なわれたのである。

「学者」や「専門家」などによる主流の科学技術が、いかに地域に根ざした人びとの意見と生活で得た知識を無視してきたかを知り、「それなら、自分たちで調べよう」と考えたのである。「市民による調査」の原点である。

もう一つ、伊達のたたかひの特徴は、24件という訴訟数が示す徹底した裁判闘争という点である。この時期、住民運動による裁判闘争は大きく言うと「被害者救済から予防訴訟」という流れに移っていた。伊達の訴訟も、公害が出る前に発電所建設を差し止めるための手段からスタートしている。

裁判という場については、「できるだけ住民の声を証拠として提出すると言う方針で、多くの人が陳述書を書きました」（斉藤稔さん）というように、何より自分たちが主張し、それに対する具体的な反論や資料を、被告の北海道電力から引き出すという考えだったようだ。法律的には、「被告、電力会社の方に害はないという立証責任があるんだと主張しました」というように、被害者が被害の内容を具体的に明らかにするのではなく、公害を出す側が、無害を証明するべきであるという立場である<sup>(11)</sup>。

もちろん、「厳格主義、数字主義」あるいは「形式主義、書面主義」<sup>(12)</sup>な裁判という制度の下で、漁民や農民、市民の感情や経験に基づく訴えがどこまで裁判官に届くか、裁判そのものが日常的感覚といかに離れているか、裁判にかかる膨大なエ

ネルギーと資金は反対運動を裁判中心に狭めていくのではないかと、など考えるべき問題はある。しかし裁判を自分たちの主張の場と位置づけ、裁判所が認めないのなら、裁判の中で主張してきた「環境権」を自分たちでつくっていかうとしたところに伊達の反対運動のユニークさがある。それが「環境基本条例」の制定へとつながっていく。

### 3. 地域におけるオルタナティブへの動き：環境権制定条例へ

「環境権裁判敗訴一周年記念集会」で、原告団のメンバーは次々に環境権の重要性を語っている。

「昨年の判決は淋しかったけれど『そんな判決が何だ！俺たちの環境権を作ってみせるぞ』と笑い飛ばして、今後も運動を続けていきたいと思えます」（佐々木弘さん）

「良い環境には良い人間が育つと思うんで、今後とも火力の問題ばかりでなく、いろんな場所で環境を良くする運動を進めていきたいと思っています」（上野秀雄さん）

「環境権という理念よりも、よい環境を守るといふ我々の生活権を主張していかなければなりません」（齊藤稔さん）<sup>(13)</sup>

この発言が「環境基本条例」として現実化するまでには、さらに10年以上かかる。この10年は、環境と開発についての考え方が、世界的に大きく変化した10年だった。1992年にリオ・デ・ジャネイロで「地球環境サミット」が開かれ、環境保全と持続可能な開発のために世界全体が取り組むことが合意された。日本でも環境基本法が制定され、リサイクルや循環型社会などの概念が社会に定着し始めた。

伊達市では、1997年7月、環境条例や環境基本計画に市民の意見を反映させることを目的に、伊達市環境市民会議が作られた。市民側メンバーは全員公募によって選ばれたというのが、まずユニークである。火力発電所反対運動の主要メンバーも

市民会議メンバーに応募し、反対運動の中心的存在だった齊藤稔さんが市民会議の座長に選ばれた。

市民会議は1999年3月までに38回の会議を開いた。議論の中心は、伊達市でいま環境がどこまで破壊され、どこまで保全されているかという具体的な分析、そして市民参加のシステムをどう保障するかという点だった。

齊藤さんは、条例を作成するにあたって、伊達市の環境を「第一に、環境行政が十分対応できなかったことによる自然破壊の汚染、悪化が進行している現況、第二には、十分とは言えないまでもある程度の環境行政の成果が見られ、ある程度環境が保全されている現況、第三には、未解決のままの環境、つまり、まだ悪化とも良好とも結論づけられない現況」の三つに分けることを提案する<sup>(14)</sup>。これは、火力発電所を誘致した伊達市が、発電所操業後の環境保全にどう責任を持っているのか、その総括を求める提案である。こうした提案は行政との緊張感を生むが、同時に、市民がなぜ条例づくりという「行政との協働」に関わるのかという原則を考え直すことにもつながる。環境保全について行政は何ができないのか、では住民ならなにができるのかという違いと、共通の課題を明らかにするからである。

こうしたやり取りを経て、「伊達市環境基本条例」が1998年12月に議決され、1999年4月から施行される。条例は「市民は、健康で文化的な生活を営むため、環境に関する情報を知ること及び施策の策定などに当たって参加することを通じ、良好で快適な環境の恵みを受取る権利を有する」と、環境権を定義する。環境権裁判から30年経って、その地元で環境権と自然環境保全のための「事業者の責務」が、行政の中に根づいたのである。

齊藤稔さんは、こう話した。

「伊達市の環境基本条例に環境権を入れたことで何かを獲得したのではないかなあ。「環境権裁

判」に負けた後どういう運動にするか考えた時に、地元で環境権を確立しようという運動になった訳です。「環境権訴訟敗訴記念日」を10月14日とし、毎年集まっては環境権の話をしていました」(2002年8月9日)

### まとめ

反対運動を「反対」に終わらせずに、環境基本条例という「制度」にまで進めた伊達市住民の力は、10年以上続いた火力発電所建設反対運動の中から生まれてきたものである。そして、火力発電所に対する抵抗は今も継続している。この地道な抵抗こそが、オルタナティブをつくる原動力となる。

30年前に町を二分してまでも建設された火力発電所は、操業から20年たった今ほとんど動いていない。2004年の利用率は4.4%、2004年1月～5月はほとんど発電していないのである。にもかかわらず、「伊達裁判に勝ってもらう会」のメンバーだった林善之さんは今でも、伊達市を定期的に訪れ、大気汚染の観測を続けている。

環境権裁判が敗訴に終わった後にも、反対運動を続けるために、1980年10月に再発足した伊達火力発電所反対胆振西部連絡会は、今も活動している。2002年10月、北海道電力が「硫黄分の少ない燃料を使うこと」を理由に伊達火力発電所の脱硫装置を撤去したことについて、連絡会は2005年1月に質問状を出し、発電所に関する監視と情報公開を求める姿勢を崩そうとしない。

オルタナティブを求める運動は、真空状態から出てきたのではない。地域における抵抗の運動、自分たちの住む地域を守ろうという運動が、オルタナティブ運動の一つの源である。伊達の火力発電所建設反対運動のリーダー的存在だった斉藤稔さんは、こう語ったという。

「ぼくらは、建つ前も反対だったし、建ち始めてからも反対だし、煙を吐き始めても反対するの

です」<sup>(15)</sup>。

### 註

- (1) 松下竜一『暗闇の思想を 火電阻止運動の論理』(教養文庫、1985年) 164ページ
- (2) 花崎皋平「ピープルネスの思想」(「北九州かわら版 田をつくる(2)」、2005年6月号)
- (3) 藤田省三「戦後の議論の前提—経験について」(『精神的考察—いくつかの断面に即して』、平凡社選書、1982年)
- (4) イザベラ・バード『日本奥地紀行』(東洋文庫、1973年) 345ページ
- (5) 伊達火力発電所建設反対運動については、斉藤稔編『伊達火力発電所反対闘争—住民は語った』(三一書房、1983年)が最も包括的な記録である。また生越忠氏が責任編集していた『開発と公害』にも多くの記録がある。この運動の全体資料は、環境権裁判の弁護団や「伊達裁判に勝ってもらう会」の林善之氏が収集していたものが、現在、伊達市立図書館に移管されている。この論文で引用している資料は、ほとんどが伊達市立図書館に保管されているものである。
- (6) 前掲、『伊達火力発電所反対闘争—住民は語った』26ページ
- (7) この補償額を決めるにあたって、北海道電力と北海道が一体となって、伊達漁協幹部への接待を行っていた。「北海道電力と北海道が、われわれを札幌に呼んで接待するわけさ、温泉に芸者揚げて。漁協の理事や公害対策委員など20人くらいかな呼ばれたのは。接待に呼ばれたときにも、当時北海道副知事だった堂垣内も来て、「俺も実家が漁師だから、漁師は大変だな」と言うわけだ。こういう接待で態度を変える人も、やっぱりいる、女も用意されているし。そのうちに町長や助役も来るし」(佐々木弘さんへのインタビュー)



- (8) パイプライン建設についても、多くのユニークなたたかいが繰り返し上げられるが、それについては改めて紹介したい。
- (9) 前掲『伊達火力発電所反対闘争—住民は語った』46～49ページ
- (10) 前掲『暗闇の思想を 火電阻止運動の論理』143ページ
- (11) 伊達の「環境権裁判」の全体像については、「『環境権』の10年—伊達環境権訴訟判決にあたって」(『世界』、岩波書店、1980年11月号)に詳しい。
- (12) 上掲「『環境権』の10年—伊達環境権訴訟判決にあたって」に所収の仲井富「住民運動と裁判」を参照
- (13) 前掲『伊達火力発電所反対闘争—住民は語った』348～360ページ
- (14) 齊藤稔『伊達市環境市民会議—この一年』(私家版、1999年)13ページ
- (15) 前掲『暗闇の思想を 火電阻止運動の論理』201ページ

## 日韓問題

—歴史的背景の理解を通して考える—<sup>(1)</sup>

秋 月 望  
(国際平和研究所所員)

### はじめに

国際学部で朝鮮半島のことを担当している秋月です。専門は東アジア近代外交史で、主に朝鮮と清の外交史を中心に研究しています。朝鮮と清の間の領土問題も研究テーマの一つなのです。ただ、「領土」というのはあまり扱いたくない。領土問題という人はなぜか興奮するんですね。ある意味、国家間の問題を煽りたいとき着火剤として使いやすい材料なんです。そして、一旦火がつくとなかなか消せない問題なんです。

日本的な感覚では、領土問題について「どちらでもいい」というのもあるようです。でも、「どちらでもいい」と言いながら本当にそうかというとなんかそうはいかない。ある種の普遍性を持った燃料というか着火剤というか、そんな問題といえるようです。

ここで今日お話しするのは、結論的に言うと、どちらのものか私にはわからないということです。その「わからない」というのをどうやって説明するか、これが今日の課題です。わかりにくいのはどうしてか、ということをお話ししたいと思います。

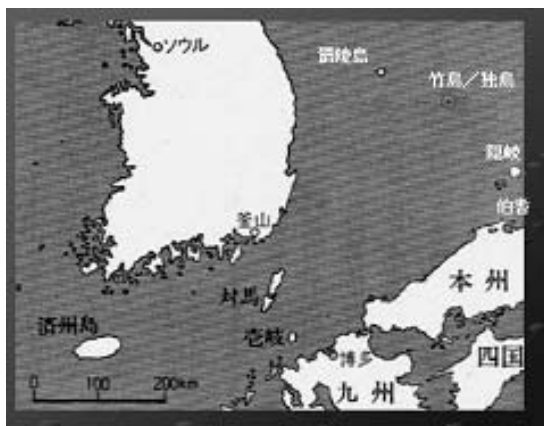
まず、日本と韓国での領土に対する考え方というのは非常に違います。韓国社会においては、領土主張においてはみんなが「自分のものだ」と言って頑張ることに意味があるという傾向が強く見られます。しかし、当事者の多数決で落着くよう

な領土問題はないのです。例えば、竹島（独島）にしても、北方領土についても尖閣諸島についても、日本人の100%がみんな「私たちのものです」と言えば日本の領土になるかということ、そうではない。逆も同じことです。もうそこまで行ってしまふと、そこに待っているのは戦争しかないわけです。つまり、当事者がそれぞれ「自分のものだ」と言ったら、もう落とすどころがないわけですから。

ただ、韓国で非常に意識されているというのは、単純な領土帰属の問題だけではなく、「日本の侵略と関連した問題」という認識も強く作用しているためだということに留意すべきでしょう。実際、日本の侵略のプロセスを抜きにしては語れない側面があります。これは後で詳しく説明しますけれども。そのため、韓国では侵略との関連で一人一人の「譲れない」という思いが強く前面に出てくるという側面もあります。

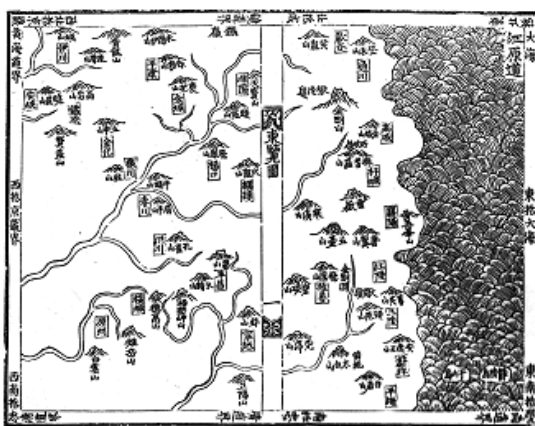
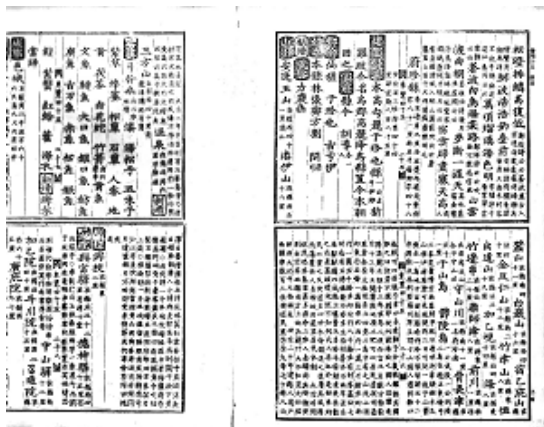
### 史料批判と「事実」

まず事実関係からお話ししましょう。日本側では「竹島」、韓国では「独島」と呼んでいる島と韓国の鬱陵島、島根県の隠岐島の関係は図の通りです。この島に関する記録ですが、1432年に作成された『世宗実録地理志』に見られるとされています。『実録』というのは、王の代替わりごとにつくられる前王時代のフォーマルな記録です。王



が死ぬと役所の記録などを集めてきて正式の記録を編纂し、後に編纂される王朝の正史のもと史料になります。

『実録』は、それぞれの王の代の記録ですが、王朝交替が起きる（易姓革命）と、今度は前の王朝全体の正式な歴史を次の王朝が編纂することになります。『高麗史』が完成したのは高麗王朝が滅びて朝鮮王朝になってから約60年たった1451年で、この『高麗史』にも「地理志」があります。それから、これらとほぼ同時期に編集されていた地理志を整理して1486年に『東国輿地勝覧』が完成しますが、これは現存していません。これを新しく増補したものとして、1531年に完成した『新



増東国輿地勝覧』(以下『輿地勝覧』という)が現在残っています。

この『輿地勝覧』に、江原道（カンウォンド）蔚珍（ウルチン）という項目があります。『輿地勝覧』にはそれぞれの項目に建置沿革や地形の説明があるのですが、この蔚珍県の条に独島／竹島と思われる説明が書かれているとされます。

「山川」の項目に「于山島」というのと「鬱陵島」という二つの記載があります。これが多分、現在の鬱陵島、それに「于山島」というのが韓国で独島と呼んでいるあの島ではないかというわけです。割注とありますが、「鬱陵島」の下に細かい注釈が出ています。「一云武陵一云羽陵…」、さらに「一説于山鬱陵本一島」と、一つの島だとする説も紹介しています。また、『新增東国輿地勝覧』には地図があって于山島と鬱陵島というのが描かれています。もしこの于山島というのが独島／竹島だとすると鬱陵島との位置関係が逆になっていますし、大きさも現実とは合いません。

こういったものを史料と呼び、韓国でも日本でも「史料に記録されている」と言われます。しかし残念ながら、今の我々が考えているような地理情報というのは史料には出てこないのです。現在は測量術も発達していて、航空写真や衛星写真もあるので、地理的な文字情報と画像情報というの

は当然一致しているわけです。

しかし、近代以前、この15世紀とか16世紀もそうですが、観念的で伝承的な地図情報や曖昧な文字情報が史料に記載されます。従って、それがどの島であるのか、どのような位置関係なのかなどということになると、史料に出ているかどうか以前に、史料そのものを慎重に検証して研究しなければいけない。ただ「書かれている」から「ありました」というわけにはいかないのです。

歴史や地理というものは、記録を調べたり史料をよく見れば一目瞭然ではないかと思いがちなんですが、実は全くそうではない。その史料をどう読むか、史料をどう解釈するか、当時の時代背景や人々の認識などを調べないと史料そのものが使えないのです。諸説紛々、どれが正しいかわからない。

従って、いろいろな史料を調べ上げれば、「ほら、独島はここです」となるかということ、実際にはそうはならないのです。

『輿地勝覧』などの朝鮮側史料で、「于山島」と書かれているものが、どうも独島／竹島にあたる可能性がある、日本側でも韓国側でもみなす解釈があります。さらに、あの島は三つの岩からなっていて、それで「三峯島」と言っているのではないかという説もあります。あとは「可支島」。実はここはアシカの生息地だったのです。江戸時代、日本からはアシカを捕まえに行くんです。その脂を燃料にしたりする。それで、「可支島」の「kaji」というのは朝鮮語でアシカを意味する「kangchi」に由来するのではないかという説もあります。

ただ残念ながら、これらはあくまでも説で、反証の余地がないわけではありません。

日本の研究者の中には「実はその于山島というのは、独島／竹島ではなくて鬱陵島のことを言っているんだ」という説を展開している研究者もいます。ただ、現代の領土問題も絡んでいますから、

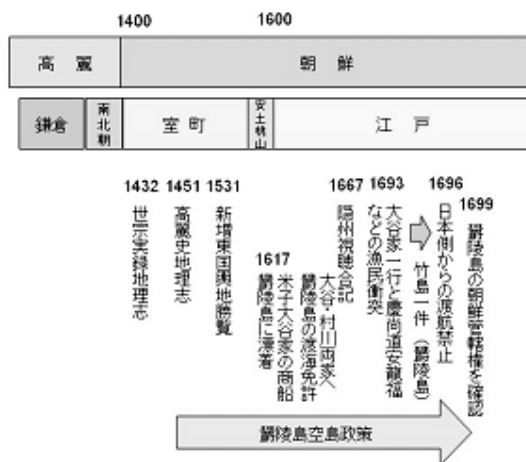
なかなか純粋にアカデミックな研究成果とは見なされないという難しさもあります。

『輿地勝覧』ができた1531年は、日本では室町時代です。その後1592年には豊臣秀吉が朝鮮に出兵し、秀吉の死後、徳川家康の江戸幕府ができる。これが1600年代の初めです。日本側で残っている竹島／独島の記録としては、1667年の『隠州試聴合記』という史料が確認されています。

### 空島政策と「竹島一件」

ここで、空島政策について触れておく必要があります。鬱陵島という島は朝鮮本土からはかなり離れています。中世に出没した倭寇の問題があり、さらに支配者側の都合もあります。税金を徴収したり住人を管理しなければいけないのです。そこで、島に住んでいる人々を強制的に本土に移した。これが空島政策というもので、大体1450年代から空島政策がとられ、鬱陵島もその対象になりました。

ただ、空島政策で島に住人がいなくなるわけけれども、自分たちのテリトリーの外にすることではない。自分たちのテリトリーの中にあるからこそ政策を適用するわけです。ですから空島政策をとったからといって、この島を放棄した



ということにはならない。

実はこの空島政策の後、1617年に米子の大谷家の船が遭難をして鬱陵島に漂着をした。漂着して見たら、人がいなくて木材はあるし、海産物もとれる。これは稼ぎになるぞということで、大谷家と村川家が鬱陵島への渡海免許を幕府に申請して、鬱陵島への独占的な権限を得ています。ただ、日本側では、鬱陵島の帰属関係がわからなかっただけでなく、正確な地理情報すら把握できてなかったようです。

この頃の日本側の史料には、鬱陵島が「竹島」として出てきます。いまの「独島／竹島」は、「松島」とか「磯竹島」とされています。つまり、江戸時代の史料に「竹島云々」とうのが出てくると、それは鬱陵島のことなんです。こういう混乱も現代の領土問題の議論を複雑にしている要因の一つです。

ところが、空島政策だといっても朝鮮側にも政策に違反する人がいるもので、1693年に朝鮮側から安龍福など漁民たちが行ってはいけなはずの鬱陵島に行ったわけです。そうすると、そこに日本から来た人々がいた。それで両者に衝突が起きます。結局、安龍福は日本の米子藩に連れてこられた。これがいわゆる「竹島一件」と呼ばれた事件です。

よく領土問題の議論で「竹島一件」について出てくるんですけども、この「竹島一件」という事件は、いま述べたように鬱陵島をめぐる事件なんです。だから、「竹島一件」を調べても、今の独島／竹島問題についての手がかりは断片的に得られる程度なのです。

この「竹島一件」で、日本側ははじめて鬱陵島に朝鮮の統治権が及んでいることがわかって、鬱陵島には日本側から渡航しないよという命令を幕府が出した。さらに3年後には鬱陵島は朝鮮の管轄権のもとにあるということを明確に認定しています。

ただ、ここから先が問題なんです。この鬱陵島という島と、いわゆる独島／竹島とがどういう関係にあるかということです。鬱陵島の付属の島であるという見方もあるのですが、そうではなかったという見方も成り立ちます。これも史料の解釈の問題になってきます。

この3年後にも安龍福は同じようなルートで米子藩に渡り、日本側から鬱陵島には渡航しないとの確認を取っています。つまり、17世紀の終わりの段階では、鬱陵島については朝鮮のテリトリーであることがはっきりしていたといえます。

### 前近代の「領有意識」と近代

ところで、日本の封建制のもとでは支配の基本は土地です。封建領主の格付けは「～石」というやりかたでした。この日本の封建的な考えの基本からいえば、鬱陵島については農産物がとれますから意識されます。しかし、竹島／独島は対象外なんです。日本の封建的領有意識からいえば問題外なんです。

一方の朝鮮側がどうだったかという、朝鮮側は人への支配が基本なんです。鬱陵島への空島政策、人を排除する政策も「人への支配」であったことを示しています。そうすると、もともと人が住めない独島／竹島というのは、支配者の観念からは抜け落ちていたと考えるべきでしょう。漁民などは、そこに強い関心を持つけれども、支配者の支配原理からいえば関心はないのです。

これが近代になってくると、国際法的な世界観への転換をともなって領有意識もまた新たな展開をすることになります。

近代というのはいろいろなことが起きるのですが、そのうちのひとつとして西欧列強の蒸気船の登場があります。蒸気船は重い蒸気機関を積んでいますから、喫水が深い、つまり水深が確保できないと動けない。ということは、測量とか海図というものが極めて重要になったわけです。そのため、

蒸気船を保有する各国は、世界中の海、特に沿岸部分を調べて回ります。これは単なる好奇心ではなく、圧倒的に強い軍事力を行使できるようにするため必要不可欠なのです。

ということで、朝鮮半島の沿岸部にもフランスやロシアやイギリスの船が出没し、1849年にフランス船が竹島／独島を「発見」して、「リャンクール島」と命名しました。

この前後から、もともと鬱陵島のことを「竹島」と呼んでいた日本側で、今の独島／竹島のことを「竹島」と言うようになる。さらにその後、1860年代ぐらいから「リャンコ島」と呼びはじめます。フランスの命名した「リャンクール島」という呼称の影響です。

さらに、明治維新以降、日本は鬱陵島のことを「松島」と言い始める。ですから、ここで明治維新以降の史料と江戸時代の史料というものの逆転が起こってしまうわけです。

このころから、朝鮮では、「独島」—韓国語では dokdo となるんですが—という呼びかたをはじめたと言われています。漢字は当て字なんですが、語源として一般的に言われているのは石(dol)の慶尚道方言(dok)が島(do)と結合してできたという説。これは19世紀の終わりぐらいと推測されています。

ところで、幕末になると江戸幕府の威光が薄くなり、各藩でも産業を興して、経済活動が活発になります。そうした中で、この辺の漁民などがまた鬱陵島に出かけていく。本来、行ってはいけないところですから、こっそり行っては木を伐採したり、魚を採ったり、さらにはアシカをつかまえて脂を売るといったようなことが起きてきたのです。

一方、朝鮮側も、空島政策を止めて1882年に離島を開拓をするという政策に切り替えました。金玉均を開拓使に命じて鬱陵島についても積極的な開拓を始めたのです。そうなってくると、当然、鬱陵島では1600年代後半のような朝鮮側と日本側

の摩擦が起こった。

そこで明治政府は、1883年に改めて「鬱陵島渡航禁止令」を出します。

ただ、政府が禁令を出しても、あまり効果はなかったようです。1905年ぐらいまでは朝鮮政府から日本政府に、鬱陵島から日本人を退去させろという抗議がたびたび出されています。言い換えれば、鬱陵島について島根付近の漁民や商人はかなり熟知しており、当然渡航の際に通ったであろう竹島／独島のことについても認識していたと考えられます。

1904年、日露戦争が始まる年ですけれども、中井養三郎という島根の漁民の元締めのような立場の人物が「リャンコ島貸下願」というのを明治政府に提出して、竹島／独島における経済活動の独占的な権限を得ようとしています。

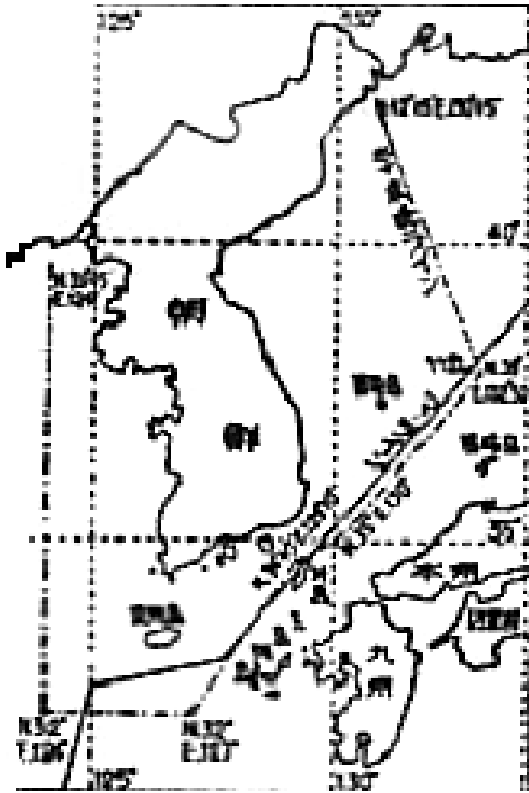
実を言うと、中井養三郎は、はじめ東京に行ったときにリャンコ島は朝鮮領だと認識していたと読める史料が残っています。中井は、東京で明治政府の後押しで朝鮮政府に働きかけをしてもらおうと思っていた。ところが、東京へ行ってみたら「いや、あの島は日本のものだ」というような話が出て、結局、日本政府に「貸下願」を出したわけです。

その過程で、1905年の1月28日に竹島の島根県への編入を日本が閣議決定する。そして2月22日に島根県の告示が出されたのです。

## 日本の植民地侵略と日本の敗戦、そして今

この島根県告示のあと、大韓帝国政府と鬱陵島の地方官の間で一体何事だという内部文書のやり取りもあり、黙って見過ごしていたわけではありません。しかし、1905年には保護条約で外交権を剥奪され、1910年に日韓併合が起こりますから、朝鮮はあたかも沈黙したままであるかのようなかたちで1945年を迎えます。

1945年8月15日に日本はポツダム宣言を受諾し



ます。その中で、日本は「本州・九州・四国・北海道及び連合国が決定する幾つかの島」に主権の範囲を限定されてしまいます。北方領土の問題が発生するのもこの時です。

1950年に朝鮮戦争が始まり、サンフランシスコ講和条約が準備され始め、中ソ対決＝冷戦構造の深まりの中で、日本は西側のアメリカに従属する国として主権を回復するという方向に行きます。このサンフランシスコ講和条約に先立って、当時の大韓民国の李承晩大統領は韓国側の経済区域を決め、これを「平和ライン」と呼びました。日本では「李承晩ライン」「李ライン」と呼んでいましたが、この李承晩ラインの韓国側に竹島／独島は入っていたのです。日本政府はそれに抗議して、1950年代の後半に、交換公文などのいろいろなかたちで日韓の外交懸案であるとする領土問題につ

いて自国の立場を申し立てたのです。日韓の間に立ったアメリカも調停を試みはしたのですが、解決の糸口すら見つからないまま手を引いてしまいます。1965年の日韓国交正常化に際しては、敢えて触れないままにしました。唯一、「紛争解決に関する交換公文」の中で、平和的に解決を図ることを謳っただけで明示的に領土の問題は出されていない。そのため韓国側には、何故日韓国交正常化の過程で朴正熙大統領は目をつぶったんだという批判もあります。朴大統領は、当時アメリカが提案した韓国にとって妥協的な仲裁案には反対しており、その一方で「独島を爆破してなくしてしまいたい」とも言っています。日韓会談の金－大平メモで有名な金鍾泌氏も同じようなことを言ったと言われています。それだけ政治家にとっては解決の道のない難しい問題だったということなのでしょう。

これは、最近リメイク版が出ましたが、「トクトヌン ウリタン」という曲です。

鬱陵島東南方向に船で200里  
ぼつんと島ひとつ、鳥たちの故郷  
誰かが自分の国だと言い張っても  
独島は我が国土

慶尚北道鬱陵郡道洞山64  
東経132度、北緯37度  
平均気温12度、降水量1300ミリ  
独島は我が国土

(中略)

日露戦争直後に所有者の無い島だと  
言い張っては本当に困る  
新羅將軍異斯夫が地下で泣いている  
独島は我が国土

この曲が最初に流行ったのは確か1983年です。「ウリ」というのは「我々の」、「タン」は「土地」です。つまり「独島は我々の土地である」という歌です。この歌は最近できたわけではなくて、も

う20年以上にもわたって歌い継がれているものです。言い換えれば、そんなに簡単には解決できないということなのです。長い間、間歇的に領土問題としてクローズアップされたり沈静化したりということを繰り返してきています。

例えば1996年の2月に金泳三大統領が領土問題で強硬発言をして竹島／独島問題で日韓間の緊張が高まりました。日本の世論調査で、韓国に親近感を抱かないという回答が一番多くなり、日韓関係が非常に悪いという結果が出たのが、この1996年です。

実はこの1996年というのは、5月31日にFIFAの決定で日韓のワールドカップ共催が決まった年だったんです。そして韓流ブームだといわれるようになった2005年になって、また独島に関する強硬論が出てきたということです。

### 「無主の地」と日露戦争

ここに幾つか史料があります。日本政府は、この領土問題だけではなく、日韓や日中でいろいろな摩擦や問題が起きたことで、歴史認識の共有と絡めて日本にある近代史関係の史料を集めたアジア歴史資料センターを国立公文書館の中に設けました。そこにある史料の一部はすでにデジタル化され、ホームページで公開されています。(http://www.jacar.go.jp/index.html) もちろん、



中国や韓国からもアクセス可能で、関係者の話では中国や韓国からのアクセスが非常に増えているということです。

これは、先ほども述べた1905年1月28日の竹島の島根県編入についての閣議決定の文書です。「別紙内務大臣」だけ読みますと、この島は「北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島を距る西北八十五哩に在る無人島」なんですね。この島は「他国に於て之を占領したりと認むべき形跡なく一昨三十六年本邦人中井養三郎なる者に於て漁舎を構へ人夫を移し猟具を備へて海驢猟に着手して今回領土編入並に貸下を出願せし所此際所属及島名を確定するの必要あるを以て該島を竹島と名ケ自今島根県所属隠岐島司の所管と為さんとす」と謂ふに在り。依て審査するに明治三十六年以來……」云々。

日本側のポイントの一つは、この竹島／独島というのは「他国においてこれを占領したりと認むべき形跡なし」としている点です。日本の政府見解の一番の根拠は、近代に入った段階で竹島／独島は「無主の地」であったということなんです。

ところで、明治維新以前は、日本は鎖国政策であり、中国や朝鮮は中華的な世界観、世界秩序の中で動いていた。そして近代以降、何が変わったかということ、国際法を受容していく。国際法をスタンダード・尺度として、正しいか正しくないか、有効性を持つか持たないかということ判断するということです。

つまり、日本の政府見解で「無主の地」であったというのは、国際法受容以前に「そこにある」ということについては認識があった。けれども、それが自分たちのテリトリーの中に完全に組み込まれているんだという認識—特に国際法的な意味での—があったかどうか、はっきりしない。従って「無主の地」であって、1905年の島根県の告示が、いわゆる国際法上での領土宣言にあたり、国際法的には日本の領土だというのが日本の主張で



す。

これに対して、韓国の主張は、「無主の地」ではなかったというものです。例えば「東国輿地勝覽」やその他の史料にも出てくる。つまり、朝鮮の様々な公的な史料に独島のことが出てくるわけだから、決して「無主の地」であったとすることはできないのではないかと、というのがまず一つです。

もう一つは、鳥根県告示が出された時点では、当時の大韓帝国が日本によってすでに外交権を剥奪されていて異議が唱えられなかった。だから、国際法的な宣言としても有効性はないというわけです。

日露戦争が1904年2月に始まります。この戦争遂行のために日本は「日韓議定書」を強要して韓国の戦略要地を日本が押さえられるようにする。5月30日には日本が強引に大韓帝国の内政に干渉するということを決めます。日本が韓国を保護国にするというのを決めるのが1905年4月。ポーツマス条約が結ばれるのが9月です。

つまり、鳥根県告示というのは、日露戦争のなかの韓国侵略のプロセスの中にあり、日本側が一方的に国際的に有効だとする宣言をしたとしても、それは有効性があるかどうか疑わしいというものです。確かにそのとおりで、論理性は十分あります。

日露戦争でロシアと戦争をしたといっても、実際に戦場になったのは朝鮮と中国です。日本は朝鮮半島を軍事基地にして対露戦争をしていたわけです。ですから、そういう状況の中で結ばれた宣言の有効性については、問題が多いところです。

### 研究史と先行研究の問題点

以上述べてきたような点については、すでに多くの研究が出ています。韓国でもっともよく韓国側の主張をまとめたものが、ソウル大で国際法を教えていた李漢基さんが1969年に出した『韓国の

領土—領土取得に関する国際法的研究—』です。その後、様々な角度からの研究が韓国では盛んに行われています。

一方、日本側でいうと、もっとも古典的なものは、日韓条約締結直後の1966年に川上健三さんが書いたものがあります。外務省の囑託でもあった川上さんが『竹島の歴史地理学的研究』を出しており、これは今でも日本政府が一番よく引用するものになっています。これ以降、日本でもいろいろな研究が出ましたが、ある意味で衝撃だったのは堀和生さんが1987年の『朝鮮史研究会論文集』に掲載した「1905年日本の竹島領土編入」という論文でした。この論文は、日露戦争のさなかに日本が軍事的な目的でこの島を意図的に日本領土に編入したということを論証しようとしたもので、かなり朝鮮側に有利な論文が出たのです。

こうした先行研究について、私の視点では問題点が幾つかあります。

ポイントはどこかという、先ほど述べた中華システム・華夷システム・朝貢体制と言われる前近代の東アジア体制から、条約システムとも言われる国際法秩序への移行が近代であるとするならば、その中で「領有」という意識がどう変わったのかという点なのです。この点がほとんど触れられないままであるというのは問題です。

前近代の対外関係は、儒教の礼に基づいて行われるものであった。それが否定されて、条約というものを押しつけられていくのが1840年のアヘン戦争以降の「近代化」の一面面です。我々は、国際法受容以降の時代にいますから、国際法秩序を前提とした領有意識とか、歴史解釈、歴史意識というものを持っているわけです。しかし、史料とか過去の記録というのは、その時代の価値観で書かれているわけであって、本当はその時代に合わせて解析して解釈されるべきだけれども、どうしても今の領有意識とか歴史意識でもってその時代を見てしまう。領土問題にもそうした傾向がみら

れます。

もともと、朝貢システムの体制というのは同心円状の世界で、中心部分が一番文化が高くて完成した世界です。そして外に行くにしたがって徐々に文化や秩序意識が低下して、一番外には珍獣の世界が展開しているという概念構造なのです。

こういう「天下」という世界構造ですから、どこまでが領土かというより「天下は一つ」と考えます。例えばこの辺は中国の王朝が支配しているけれども、この辺は朝鮮に任せて、この辺は日本が勝手にやっている。漠然とした「境界線」は意識されるけれども、主権が相対する「国境」というものではない。

今の国際法的な主権というのは、自分たちの主権と隣接する主権がぶつかったところで一本の線としての国境が引かれるわけです。また、例えば植民地にされていたようなところでは、それまでの経緯などは全部無視されて、勝手に線を引かれて民族が分断されるということも起きました。

これに対して、前近代東アジアの理念からいえば、支配者の徳の及ぶ範囲がその支配者の領域なのです。そのため、複数の民族が自分たちの徳が及んでいると考える地域ができてしまったり、逆にどちらでもないところがあったりするわけです。私が想定しているのは、独島／竹島は、朝鮮側も自分たちの徳の及ぶ範囲だというふうには考えていなかった。日本側でも、幕藩体制の中に竹島／独島が組み込まれたとは見ていなかった。ですから、中華システムにおいては「無主の地」だと言えるかもしれない。

ただ、「無主の地」であるからといって、1905年というタイミング—韓国側が主張するように主権国家としての地位を踏みにじられた状態—で、日本が一方向的に国際法的な宣言だといって領土を宣言したことに有効性があるかないかが、かなり重要な意味を持っているといえます。

そのような秩序意識とか地域秩序の変化が起き

ていたわけで、領土や領有の意味するところも大きく変わっていたのです。具体的にいえば、朝鮮領でないことを証明しても、だからといって日本の領土であることを示すことにはならないのです。国際法的な意味での国境や国家主権のパターンだったらそうなります。しかし、天下という構造ではそうはならないのです。逆もまた然り。日本領でなかったことを証明したとしても、それがすなわち朝鮮領だったことの証明にはならない。

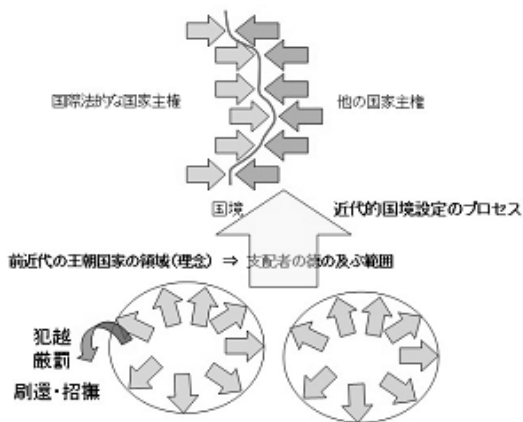
堀和生さんの「1905年日本の竹島領土編入」では、竹島について日本は領有権がなかったことを論証しています。しかし、それは日本の領有意識が及んでいなかったことの証明であって、朝鮮の領土だったことの証明にはならないのです。どうもその辺に多くの誤解があるように思われます。

#### おわりに

いろいろな民族の多くは、現況の領域よりももっと広い「自分たちのもの」という領有意識を持っています。「うちのご先祖様があそこまで行った」とか、「古い書物に、あそこはうちのものだ」と書いてある」とか、そういう意識をずっと持っている、それが民族のアイデンティティーにもつながってくるわけです。古代からそれはあります。

意識・記憶としての領有意識と、実際の国際法によって規定された領有、それに近代に入る前までの事実関係という三つが混在しているわけです。例えば、朝鮮半島でいうと、現在の中国の遼東半島にまで版図を広げた高句麗があった。また、渤海という国も吉林省から黒龍江省、ロシアの沿海州まで広がっていました。ここは自分たちのものだったと北朝鮮でも韓国でも思っているわけです。そうすると、ここは「失った自分たちの土地」である。場合によっては「回復しなければならない」という意識も出てくるわけです。

対馬についても同じようなことがあります。先日馬山市の議会が「対馬は韓国領だ」という決議



をしたのですが、これも前近代の華夷的な関係や華夷秩序のもとで起こった歴史事象、これらを今の国際法秩序にポンと移しかえて「自分たちのものだ」という論理です。こうした没歴史的な論理飛躍、牽強付会的な領土主張は、韓国だけではなく、日本でも中国でも起きています。

領土問題を考えるというのは、非常に難しいことです。なぜ難しいかということ、ここまでお話ししてきたように、前近代の史料をどのように解釈するかという問題がまずあります。客観的に結論をすぐに導き出せるような史料はないということ。もう一つは、前近代の秩序から近代の国際法の秩序への移行を踏まえて、領有意識や歴史事象を国際法における「領土」「国境」につなげていく必要があるということ、前近代の秩序から近代・現代の秩序へと単純に連続するものではないということをきちんと理解すべきです。

アフリカとスペインあたりでもやっていますが、領土主張が対立するところを二カ国で共有にするとか共同開発にするとか、そのような方法しか多分ないだろうと思います。ただ、そのためには、前近代においてお互いに完全な領有意識が竹島／独島に及んでいなかったことを認めなくてはいけないのだけれど、おそらく韓国側はもう今の状況では難しいだろうと思います。また日本も以前と違って、最近は「韓国や中国に対抗して自分たちのものだということを主張しなくてはいけない」というような強迫観念にとらわれがちになっているので、日本側でもかなり難しいかもしれません。

「難しい、難しい」とばかり言ってきましたが、ある意味その難しさが一番おもしろいところだと思います。どちらのものかという結論よりも、やはり領土問題というのは、現在の問題でもあり、歴史の問題でもあり、文化の問題でもあるんですね。その社会の文化やものの考え方、どのような視点からそれを処理するのか、そういういろいろな側面が出てくる問題なのです。なかなか難しいことかもしれませんが、やはり一度は客観的に難しさを自覚しながら見てみるというのは、非常に大切なことだと思います。

#### 註

- (1) 本稿は、2005年4月27日に行なわれたPRIME 公開勉強会の記録をもとに、講演者により加筆訂正がなされたものである。

## 日中問題

—歴史的背景の理解を通して考える—<sup>(1)</sup> (上)

宋 立 水  
(国際平和研究所所員)

2005年4月、中国社会では、広範囲の「反日デモ」が勃発した。デモは少数人による投石等の暴力行為にまで発展した。これに対して、日本社会においては、反中嫌中ムードが一気に高まった。国民対国民の感情対立のような雰囲気世界に充満するようになり、「日中友好」は息切れの状態となった。日中両国人民は、文化が違い、それにより摩擦が起ることは、とても自然で当たり前のことであるが、対立する理由はないはずである。対立は様々な要因によるが、相互理解の欠如による不信、相互情報の不完全などによる誤解、そしてその上に、偏見や懸念が生まれ、さらに対立へと走っていった。本稿が日本社会における中国に関する幾つかの情報の不完全さを補完し、中国社会に対する理解を深める一助となれば、幸いである。日中両国にとっては、かつて非常に不幸な百年程の歴史があったが、その「負の遺産」を背負っている現代の日中両国の国民は、その歴史認識を共有し、歴史に対する反省を共有し、平和未来へと邁進していく道しかないであろう。

### 一. 今何が発生したか

1998年11月、中国国家主席江沢民が未来志向の戦略的パートナーシップ関係を求めて訪日した。ところが、日本政府が2001年4月の台湾独立指導者李登輝の訪日を許可することをきっかけに、21世紀に入って以来、日中関係が「政冷経熱」とい

た異常状態に後退してしまった。この年の4月に、小泉政権が誕生し、8月13日には小泉首相が総理大臣名義でA、B、C級戦犯を祭る靖国神社への正式参拝を行った。以降、毎年行われている。さらに、中国を牽制するため台湾をカードとして使用する外交戦略提言の通りに、台湾での日本代表を大使レベルの人事まで派遣し、昨年末から年始にかけて台湾独立指導者李登輝に再度訪日をさせ、そして今年の2月に台湾を日米共同戦略目標として公表した(2+2共同宣言)。日本の対台湾政策の転換が明らかになった。なお、今年の1月9日(中国の旧正月)に日本政府が尖閣諸島(中国名釣魚島)にある民間が立てた灯台を国有化すると発表し、72年日中国交回復時に該島島の所有争議を棚上げにし、将来的な平和解決という原則に反して、領有を事実化する行動をとった。2004年政府文書は公式に中国を仮想敵国として定義し、EUの対中武器禁輸解禁をしないよう、外交工作を関係諸国との間で積極的に進めてきた。日本の対中関係の政策変化は国際社会も驚くほどのものである。

2005年3月末、韓国では教科書改悪に抗議するデモが発生した。その後、文部科学省の教科書検定結果が正式公表された直後の4月9日に、中国の深圳と成都にも抗議デモが発生した。デモは、小泉の靖国参拝及び教科書による歴史改竄に抗議し日本製品不買を呼びかけ<sup>(1)</sup>、また、日本の国連

常任理事国入り反対を呼びかけた。それを契機にその後の週末に合わせて抗議デモで北京、上海等沿海地域を中心とした大都市に広がった。4月16日の抗議デモで北京と上海の日本大使館、領事館及び一部の日本料理店は、少数のデモ参加者による投石などの攻撃を受ける事態まで発展していた。

日本国内の新聞、テレビ、週刊誌など様々なマスコミは抗議デモを「反日デモ」として批評し、反中キャンペーンのムードを作り上げた。

マスコミの影響下、日本社会で形成されたコンセンサスは、一つは、「反日デモ」の背景について、中国共産党が指導した愛国教育の結果であるということ。つまり、その論理で進めていくと、中国で行われた愛国教育はイコール反日教育であるということである。

もう一つは、背景にある中国政府の思惑である。例えば中国は、日本の国連安保理入りによる中国の国際的地位の低下を非常に懸念しているということで、安保理入りへの反対で国民レベルの煽動があったのではないかということである。

さらに、中国は共産主義国家であるため、国家としては非民主主義国家、独裁国家である。独裁国家であるということは、民主主義的な民衆の自発的なデモや運動はあるはずがない。例え民衆デモがあっても、それは政府により操作、操縦されたものである。したがって、中国での民衆による「反日デモ」の正当性はない。そのためこのようなデモはとりあえず「けしからん」という世論、コンセンサスが形成された。

また、次のような分析も一般化された。独裁政権にとって、自分の政権の安定を維持することは常に大きな課題となる。近年中国国内で経済開発や市場経済が進み、その結果必然的に所得格差の問題が発生し、益々深刻化している。こうした市場経済の中で拡大した格差の問題が中国国内の不安定要因になっているので、国民レベルでの様々な不満がかなり溜まっている。「反日デモ」は

国民の不満のガス抜き効果があるから、中国政府が「反日デモ」を支持している、という世論である。

このような論理でいくと、「反日デモ」は全く正当性がなく、けしからんものであり、中国政府側に重い責任があるという結論に達する。中国の「反日デモ」に対するこうした見方が、国民レベルのコンセンサスとなり、それと違った考え方はほとんど見られない。

中国社会の「反日デモ」に対し、日本社会の反中キャンペーンはマスコミによって先導された。日本の政治家の植民地支配歴史への曖昧な態度と、中国を仮想敵国とする政策転換への抗議デモは、反日本国民というように概念転換させ、国民対立の方向へと誘導した。また、政治尖閣諸島の問題、東シナ海ガス田の問題、排他的経済水域の画定の問題等々が取り上げられ、偏った情報構築によって拡張的で脅威である中国虚像が作り上げられた。このムードの中で、72年によりやく回復した「日中友好関係」は、「敵対関係」のように悪化してしまった。

非常に残念なことであるが、日中関係は現在、国民感情的な対立が深刻化し、政治的に不安定である日中関係問題をさらに悪化させている。国民感情悪化・対立の形成は、情報の不完全さによるものが大きい。特に指摘すべきは、一部のマスコミによる偏見的で、ナショナリズム的で、イデオロギー的である情報操作によるところが大きい。

## 二．抗議デモの発生経緯

4月に中国各地で発生した「反日デモ」は、中国政府の煽動の官製デモではなくで、民衆による自発的なデモである。デモの呼びかけは、インターネット及び携帯のメールで流れたもので、個々の参加者はそれを見て、指定された集合場所に行って初めてデモ集団を形成した。ネット上でデモの

情報が流れてから、中国政府は、まず大学関係者等を通じ学生たちに参加しないよう指導した。ところが、それは十分な効果を得られなかった。16日のデモの呼びかけに対し、上海の公安局は上海市民の携帯電話に、デモに参加しないように一斉にメールを流したにもかかわらず、デモには1万人が集まった。

今回の抗議デモの特徴は、ネット時代の特徴を反映して組織者が見えないことである。このような状況では、公安部門による事前の管理は困難であることが判る。今回のデモは在米抗日戦争史実維護会の呼びかけに始まったという説があるが、在中韓国人留学生グループの呼びかけにより始まったという説もある。香港・台湾・大陸を横断する組織保釣連合会や愛国者網、日本製品ボイコット連盟なども積極的にネット上の呼びかけに加わった。4月16日以後、大陸にある一部の組織の事務所が捜査されたことは一つの変化であろう。

デモ自体は進行路線など計画らしいものなかった。彼らはとりあえず一箇所に集合して、デモに出た。例えば、日本大使館に行くという計画は、最初はなかった。途中で「大使館に行こう」という声が誰かから起こり、「行こう」、「行こう」という参加者の応酬で、次第にそういう方向に進んだ。NHKの「クローズアップ現代」という検証番組にも紹介されたように、その時、大使館には行かないように、私服の警察官から説得があったが、それは成功しなかった。途中、デモ隊と警察とのもみ合いは何回もあったが、警察は止めることができなかった。

中国の法律では、デモを行う前に公安局へ申請し、その許可が必要である。もちろん、デモの進行路線を守ることや、デモ参加者の秩序を維持することは、組織者に義務付けられている。今回のデモは、事前に許可を受けていない不法デモとして、公安部門は市民に参加しないよう呼びかけた。デモへの対応は公安部門の責務であるが、対応を

間違えると、1989年の「天安門事件の二の舞」に陥る危険性がある。当時の状況では、極少数が興奮状態になって暴力的投石行為を行ったが、それを制御するには、武装警察隊の暴力による鎮圧しかないであろう。流血事態がもし発生すれば、千百万人の都会での何千人のデモは、何百万人に増えるかもしれない。そのような事態に悪化すれば、中国社会の安定だけでなく、日中関係をさらに困難な方向へ悪化させるだろう。そのような事態は我々が最も目にしたくないことである。日本のマスコミが報道したような「容認」とか、「政府の支持」とかということは全く事実と違った情報誘導だった。

今回の中国政府の冷静な対応は、むしろ評価すべきであろう。

こうした組織主体不明、秩序維持主体がないまま呼びかけられたデモは、中国にとって初めての経験だった。政府はテレビ、ラジオ、新聞、インターネット発信など様々な手段で対応をしたが、完全に封じ込めることは出来なかった。この種のデモをいかにコントロールするかということは大きな課題である。4月19日李肇星外相が中央政府の指示を受け、「六部委情勢報告会」を開き、3,500人の幹部を集め状況を報告した。集まったのは中央宣伝部、中央直属機関工作委員会、中央国家機関委員会、教育部、解放運総政治部、北京市委委員会の幹部たちだった。報告会の内容はさらに下部組織に伝えられ、無許可デモに参加しないことや、安定的な日中関係の重要性、特に経済建設にとって欠かせない社会安定の重要性が認識された。中国の各都市で広がった対日抗議デモは、こうして沈静化された。

中国はすでに情報化社会に突入しつつある。現在、インターネット利用者がすでに一億人を超えた。また、携帯電話利用者が世界最大規模の3億人以上となっている。新聞紙数、雑誌数も世界トップに近い。テレビチャンネルも何十もある。さら

に、改革解放後の中国人は殆どイデオロギー的な価値観を無くしてしまい、価値観の多元化が現れた。情報手段の多様化と情報発信の自由化及び情報流通の大量化によってもっとも恩恵を受けたのが知識人である。中国の知識人たちは、社会参加、政治参加の意欲がとても高いので、多元的な情報手段、特にインターネットを利用して自由意思表明をし、様々な情報を主体的に発信している。これは現在中国社会の世論形成にすでに多大な影響を与えており、政府の政策意思決定に影響を与えるようになるであろう。他方、情報受信についても、大量的、多元的になった。今回のデモはこのような背景下で発生したことであり、「官製デモ」という批判があるが、事実としては、情報化社会における「民衆デモ」であり、多くの国民の共感を得た。ただ非合法的なデモであり、また、投石など破壊行為を行った人たちが違法行為を犯したのは問題である。

こうした不明の組織主体による呼びかけで集まった民衆デモは、実際に参加人数は都会住民の万分の2、3で少数だが、多くの国民の共感を得ていることは無視できない。非合法デモには参加せず、投石行為などに反対する市民は絶対多数だが、デモの主旨に賛成する人が殆どだった。冒頭にも述べたように、①小泉首相による総理大臣身分としての毎年の靖国参拝問題、②教科書検定及び侵略歴史美化・改竄問題、③台湾介入問題、④中国を仮想敵国とする対中政策転換問題への関心は、デモ運動の因果関係の構図として共有しているといえる。最近の日本の国連常任国入り反対表明のインターネット署名運動及びデモ中の反対スローガンは、日本製品不買の呼びかけと同様に、デモ発生の要因ではなくで、むしろデモと同じような抗議パフォーマンスだと理解できるであろう。

### 三．日中両国の国民感情摩擦

1949年、新中国が成立して以来、中国共産党は

日中関係正常化を実現するために、反日政策ではなくで、むしろ親日政策を貫いた。日本の侵略戦争によって命または財産が多大な被害を受けた国民の「反日」的な感情が、中国共産党の国際主義教育によって抑制された。そして侵略戦争を発動する極少数の軍国主義指導者と支配され戦争の被害者となった日本人民を区別するような二重価値観が形成され、結局、対日友好政策は多数の国民によって支持された。1972年の日中国交回復後、中国社会に日本ブームが生まれ、日本語を開講する中学校が増えたと同時に、夜間日本語学校、ラジオ日本語放送、テレビ日本語放送、日本のドラマ・映画、日本の文化・社会及び戦後経済高度成長の経験を紹介する様々な出版物は、中国社会に高い関心をもって受け入れられた。中国人は、当時、日本人民と連帯し、安定した日中友好関係を創っていかうという気持ち、及び日本人民の勤勉・努力によって戦後の経済高度成長という奇跡を創ったことへの敬意を強く持っていた。

1982年の教科書問題（「侵略」を「進出」に記述を変更した問題）をきっかけに、靖国神社公式参拝問題（中曽根首相の新日本国家構想を以てとった政治行動）等、一連の日本政治の動きが、中国社会に衝撃を与えた。日本の政治家への不信任は、日本国家の行方への不安、日中友好関係への不安をもたらした。そして、21世紀に入ってからの小泉政権の一連の対中政策と台湾政策の変化は、高不信と不安を、小泉政権に対する不満へと変化させた。

中国社会の日本政治に対する疑問と不満は、主に次のようなものである。植民地政策と諸外国を侵略した歴史に対して、なぜ素直に反省しないのか？なぜ謝罪しないのか？

侵略の歴史を美化する「新しい教科書をつくる会」は、60以上の会社、7つの財団から資金援助を受けている。年間運営資金は4億円以上だそう。これは中国社会が理解しがたいもう一つの疑

問である。侵略歴史を美化し、否定する動きは、極少数の政治家だという判断は妥当であろうか？ 極少数の右翼政治家と多数の日本人民を区別する価値観は、この事実の前に、動揺した。日本人民に対する失望感が生まれた。最近のあるアンケートによれば、日本製品への中国人が持ったイメージが1位で、2位はEUの製品、3位は米国の製品だが、一方、企業イメージについては、結果が逆転し、米、EU、に次いで、日本企業のイメージが最下位だった。この結果が日本の多くの大企業、財団が新しい教科書つくる会の歴史改竄への支援とは無関係ではないだろう。高度成長期に日本の経営を作り出した日本企業に対する中国人の敬意は消え、最近では欧米企業のマネジメントへの関心と学びは、70～80年代の日本からの学びを取って代わった。

21世紀に入って、小泉政権の対中政策転換が行われ、強硬化すればするほど政治的なパフォーマンスが、むしろ社会からの支持に繋がるという社会現象、そして台湾への国家戦略としての介入、東シナ海の排他的経済水域摩擦と尖閣諸島の摩擦の拡大等は、中国社会の疑問と不安を高めた。

他方、日本社会でも対中不信と不満が高まりつつあった。これは1982年の教科書問題をきっかけにした日中間の摩擦による影響が大きい。それは私が今年の4月に大学生に対して行ったインタビューにも反映されている。

- ・中国の教科書では、なぜ日中戦争について20～30項目も記述しているのか（テレビ番組の紹介で知ったこと）？
- ・なぜ、中国の歴史教育は反日教育になるのか？
- ・逆にロシアは中国の最後の王朝であった清王朝時代の国土の10分の1をいろいろな不平等条約でとったという事実があるのに、なぜ反口教育をしないのか？
- ・中国がいわゆる半植民地に押しやられたきっかけはイギリスが仕掛けたアヘン戦争なのに、

なぜ反英教育をしないのか？

- ・中国人はなぜ歴史問題で日本の謝罪を常に要求するのか？
- ・中国人が歴史問題ばかり持ち出して、なぜ日本から行われた対中ODAを宣伝しないのか？
- ・中国人はなぜ日本の政治家の靖国参拝に反発するのか？
- ・中国人はなぜ文部科学省の教科書検定結果に反発するのか？
- ・なぜ「新しい教科書をつくる会」がつくった教科書をそんなに気にするのか？
- ・なぜ李登輝の訪日に反対するのか？

そして尖閣諸島の領有権の日中対立については、石油資源のために、領有権を突然言い出す中国の態度には無理があるとか、東シナ海の排他的経済水域資源開発摩擦については、日中中間線に沿ったガス田開発自体は、地下に埋蔵された日本の石油資源の収奪になるといった認識を持っており、不満あるいは疑問を持つ学生が殆どだった。これは日本社会の対中不信、不満の一般事情を象徴するものだと思う。

対日抗議デモに対して日本社会に現れた普遍的な「嫌中反応」と急激に悪化した対中感情<sup>(2)</sup>は、上述した80年代以来日本社会で溜まりつつあった対中不信と不満を背景としたものと言える。

日中関係の安定は日中間の国民の感情摩擦によって大きく影響されるに違いない。お互いに持っている不安と不満がなぜ生まれたかについて考え、それを相互の努力によって解消しなければならない。特に、中国の近代史教育では、日本軍国主義時代の対中侵略歴史（中国の立場では「反植民地支配」という歴史）が重要な位置付けを持つことに対して、日本の教育現場では、教科書改竄問題と同様に、学生に全く教えない<sup>(3)</sup>。これは日中両国国民の歴史認識の格差を生じさせ、そして年代推移に伴い、この格差が益々拡大している現状を作り出した。日韓両国国民の間でも同じ状況であ



ると言える。すでに述べた日本社会の対中疑問・不満と中国社会の対日疑問・不満は基本的にはこの事情によって形成された問題である。

#### 四．近現代史における日中関係

下記の表は近現代史における日中関係を示唆するデータである。

＜年表＞近現代史における日中関係に影響する重大事件

年 代	重大歴史事件
1874年	台湾出兵（1871年に発生した琉球の漁民が台湾で原住民に殺された事件があった）。
(1875年	日本軍艦が朝鮮漢江河口の江華島近くに進入、上陸、占領「江華島事件」)
(1879年	琉球処分と呼ばれる軍隊の力を背景に沖縄県設立をした)
(1880年	清に対抗するための軍備拡張は本格化)
(1889年	徴兵令を改定し、「国民全兵」を原則)
(1894年	朝鮮出兵。「甲午農民戦争」の際にして朝鮮政府が清国に出兵を依頼した。これを知り、日本政府は直ちに日本軍を朝鮮へ出動させた)
1894年	「日清戦争」開戦（7月25日）。翌年2～3月に清国艦隊を全滅させた。そして台湾をも攻撃した。遼東半島の主要部を制圧し、山東半島の威海衛を攻略した。清敗戦。
1895年	清敗戦に伴う「下関条約」。戦争賠償金（白銀2億万両）、台湾割拠、遼東半島割拠（ロシア、フランス、ドイツによる三国干渉で、遼東半島を帰還し、その代わりに、さらに白銀3,000万両で賠償)
1895年	台湾抵抗。台湾では日本領有に反対する住民の反抗は1902年ごろまで活発に続けられた。その間、「台湾民主国」の樹立による「抗日」闘争が

	あったが、日本軍によって鎮圧された。
1900年	日本など八カ国は出兵し、義和団を鎮圧。日本軍が北京に侵入した後、清国戸部の金庫から300万両以上の白銀を略奪。翌年の1901年、日本が清朝と北京議定書を結び、賠償金と北京に軍隊を駐留する権利を得た（八カ国への償金総額白銀10億両以上ものぼった）。
1904年	2月、中国東北地域の利権を争う「日露戦争」が開戦
1905年	9月、日露戦争で勝利。日露講和条約をアメリカで結んだ。清朝領土内の旅順・大連の租借権、朝春以南の鉄道とその附属の権利を日本がロシアから譲渡してもらった。
1906年	日本は関東都督府を旅順に設立。半官半民の南満州鉄道株式会社を設立。
1907年	「日露協約」東北三省を南北にわけ、ロシアがその北地域の利権、日本がその南での利権を相互承認。その後、日露協約は第3次、第4次と改定を重ね、満州及びモンゴルにおける両国の勢力圏を相互に確認した。
(1910年	韓国併合を行い、朝鮮総督府を置き、朝鮮の植民地支配を)
1914年	第一次大戦勃発。同年日本軍が中国山東で中国軍を攻撃。青島、濟南等を進入し、山東半島を占領。
1915年	日本が袁世凱政府に21カ条要求を提出。その主な内容は、山東省のドイツ利権の継承、南満州及び東部内モンゴルの権益の強化、すでに勢力範囲となった福建省の多国に対する不割譲の再確認、日中合弁事業の承認などでした。2月、留日中国人学生が東京で集会し、21カ条反対声明を発表。3月、上海で日本製品不買運動の抗議集会・デモが発生。同年5月9日、日本政府の最後通牒により、因袁世凱政府が21カ条を受け入れた。上海、北京の民衆が集会で反対し、

- 5.9を国辱記念日とした。
- 1915年 台湾で抗日民衆約1,000人が処刑された。
- 1919年 「5・4運動」勃発、北京で21カ条取り消し、青島返還、主権返還を主張の学生運動が全国へ（各階層が参加する大衆運動）と拡大した。
- 1919年 福州惨案。11月、日本製品不買運動の学生が暴行を受け、さらに中国人警察1名が海兵隊員に銃殺された事件が発生。12月7日、北京で抗議デモは発生。
- 1927年 山東出兵。6月に日本軍が山東へ出兵し、二回目の済南侵攻を行った。
- 1928年 済南惨案。5月、日本軍が山東省済南市城内の中国軍及び他の施設を砲撃し、死者6,123人、負傷者1,700人余りの惨案を作った。
- 1928年 張作霖爆殺事件。中国で抗日民族運動高揚の中、北京政府の実権を握っていた満州軍閥張作霖が、国民革命軍に敗れて奉天へ帰る途中、日本軍（関東軍）によって爆殺された。満州全域支配の為の作戦。
- 1930年 10月26日台湾高山族1,500人抗日蜂起を起こした。日本軍が飛行機で毒ガスを山谷に投下し、抗日蜂起者が食料がなくなるまで抵抗し、残りの半分の生存者が集団自殺に追い込まれた。
- 1931年 柳条溝事件（9.18事件）。満州占領計画を練っていた日本軍は、南満鉄道審陽郊外柳条溝に鉄道を爆発する事件を自作自演した後、中国軍の仕業だと称して駐留の中国軍攻撃をする軍事行動を起こした。
- 1932年 上海事変（1.28事変）。日本軍が上海を侵攻。
- 1932年 平頂山事件。遼寧省の平頂山のある約3,000人規模の村で発生した関東軍による村の男女老少全員を生き埋めにした事件。事件から逃れて生存してきた人がただの3人。その3人の中で今生きている1人が日本に来て、東京の裁判所に賠償要求の提訴をした。裁判所は事実を認めるが、賠償を認めない。これは今年の4月中旬に裁判所によって判決した結果。
- 1932年 2月頃、東北三省は陥落し、日本軍に占領された。
- 1932年 3月1日、日本の傀儡政権「満州国」が「建国宣言」発表。東北三省の支配を正当化するため。
- 1933年 1月に、日本軍が東北から華北に入る戦略要塞「山海関」を攻撃・占領。
- 1935年 6月、7月：「秦土協定」、「何梅協定」。内容は主に、河北境内の抗日組織と抗日運動を取り締まること。10月、日本の策略の下で「河北五省自治運動」＝華北分離工作（「華北事変」）が押し進められ、そこに傀儡政権を作った。
- 1935年 12月9日、「華北事変」後、国家民族危機を感じた知識人が日本の華北分離＝華北併合反対の政治宣言が発表。北京で学生中心の抗日救国運動が勃発
- 1936年 5月頃、日本軍は大規模華北への増兵が日本本土から始まった。
- 1936年 西安事変。12月12日、国民党東北軍指令案張学良と第17軍司令官楊虎成が西安で蒋介石を軟禁し、共産党との内戦をやめ、団結一致して、抗日救国を説得。
- 1937年 廬溝橋事変。7月7日、日清戦争以来の日中間の局部戦争がとうとう全面戦争へと突入した。
- 1937年 7月11日に、北京陥落。
- 1937年 7月30日に、天津陥落。
- 1937年 11月11日に、上海陥落。
- 1937年 12月12日に、南京陥落。
- 1937年 12月13日に、世界を震撼した「南京事件」が発生。南京市の3分の1程の建物が砲撃、放火などによって破壊・倒壊された。同時に日本軍による略奪、大虐殺事件が発生した<sup>(4)</sup>。

1938年	10月11日、日本軍が広東恵陽で上陸し、下旬に広州が陥落された。戦争が華南地域へと拡大。		
1938年	10月25日、武漢陥落。日本軍が武漢攻略中、毒ガス弾を4万発以上も使用。		
1939年	1月10日、国民臨時首都重慶への空爆戦が繰り返し始まった。重慶の繁華街がほぼ全壊、死傷者多数。その後、重慶への空爆繰り返し。防空壕に避難する約1万人の窒息死の大惨事も発生。		
1939年	3月、南昌陥落。南昌防衛戦において、中国軍が10万余人の死傷を受けた。		
1940年	7月、日本軍731部隊が寧波地域で細菌戦を実施。広範囲に疫病が流行。死者多数。捕虜に細菌を注射した後、解放し、疫病流行の媒体とさせる。その後の戦役中、各種毒ガスなど化学兵器を使用。第731部隊と第100部隊が毒ガス、細菌兵器を使う他、人体実験をも実施。対象は中国人とロシア人で、婦人、子供も含める。毎年約600人が実験され死亡するといわれる。		
1941年	12月8日、香港陥落。		
1941年後	日本軍の戦線延長と中国人民の抗戦活発のため、中国戦場での日本軍と中国軍の間に、膠着状態に陥った。中国人民の抵抗に対して、日本軍が、三光政策、つまり「焼き尽くし、殺し尽し、奪い尽し」を実施した。中国人民にとって最も残酷で困難な時期となった。		
1944年	8月、日本が困難な時期に来て労働力の不足問題顕著。「労働緊急動員対策綱要」の頒布に従い中国人労働者の強制連行が行われた。		
1945年	4月、台湾では徴兵制が実施された(朝鮮では1944年から実施)。		
1945年	8月6日、米軍が広島に原爆投下。		
1945年	8月9日、百万ソ連軍関東軍に総攻		
			撃開始。
		1945年	8月9日、米軍が長崎に原爆を投下。
		1945年	8月14日、天皇が「一億玉砕」を呼ぶ軍部の強硬派を抑え、ポツダム宣言を受託し、翌日15日に「降伏詔書」を發布。
		1945年	8月15日、蒋介石が日本の降伏を受け入れることを宣言し、日中全面戦争停戦へ。
	(慰安婦問題		戦中、日本軍ための慰安所(約10万人の慰安婦)が占領各地で軍部によって作られた)
	(1945年		9月2日、米国との降伏調印式が行われた)
	1945年		9月3日、中国戦場での降伏調印式(日本代表は中国戦場の指揮官だった岡村寧次)。
	1945年		台湾を中国に返還。同年、(国民党)国民政府が台湾接收作業を開始。(敗戦後、日本軍人が本土への引き上げをした際、家族・子供を殺したり、現地に遺棄したり、大量化学兵器を秘密の処分遺棄をしたりして、戦後の残留孤児という歴史問題とか、遺棄毒ガスによる二次傷害事件の問題を作り出した。)
	1948年		日本が対中国封じ込め政策の前線国家として、アメリカ世界戦略に位置づけられた。日本の戦後改革が中止され、戦争責任追及は行われなかった。
	1949年		10月1日、中華人民共和国樹立。共産党政権国家として日本は不承認。日中関係は敵対関係という形式で戦前と連続。なお、日本政府が80名以上の旧日本軍将校を台湾に派遣し、国民党軍隊による中国大陸反攻のため、軍事訓練と反攻計画作りを顧問として参与したことが、近年に公開された外交文章によって判った。
	1950年		6月25日、朝鮮戦争勃発。
	1954年		日米安保条約。(米華軍事条約、米韓軍事条約と連携する形で)中国封

- じ込めの軍事同盟。
- 1957年 戦時内閣閣僚の岸信介が囚人生活から釈放された後、自民党総裁と政府首相に<sup>(5)</sup>就任。戦時政治家と軍人が続々と日本国を牛耳る政界・財界へと復活した。
- 1965年 中国が拘留中の旧軍人戦犯を特赦し、帰国させた。
- 1972年 9月、田中角栄首相訪中。71年から主張対立が表面化した尖閣諸島領有権問題を棚上げにして後世に平和に解決することを託すことで合意した上で、日中国交回復を実現。中国政府が国家的戦争賠償権を放棄（理由は、賠償金の請求は、結局いまの日本国民の税金による負担となり、国民の生活向上を犠牲にすること。戦争はかつての軍国主義者の責任であり、日本国民の責任ではなく、むしろ中国人民と同じ被害者であったという主旨）
- 1975年 昭和天皇が靖国神社参拝を最後に。戦後数年おきに計8回参拝した<sup>(6)</sup>。
- 1978年 日中講和＝友好条約を締結
- 1978年 日本経験を学ぶため、中国が初めての公費留学生派遣開始。民間交流次第に拡大。その後、留学先として日本が二番目多い国に定着した。経済往来も拡大する一方へ。
- 1978年 A級戦犯を靖国神社へ秘かに移動合祀（数年後判明）
- 1979年 大平首相の提言で対中円借款（対中ODA）法案が国会可決。翌年から実施開始<sup>(7)</sup>。現在まで約3兆円規模で、その内の約一割が無償援助。
- 1982年 日本文部省による教科書検定結果、「侵略」を「進出」に改竄する教科書が合格。中国政府が抗議。宮澤官房長官が「政府の責任で是正する」などと修正を約束する談話発表。
- 1985年 中曽根首相が8月15日に初めて靖国神社を公式参拝。北京で大学生がデモ。中国政府が「日本の軍国主義の復活」と反発。10月の秋季大祭への公式参拝を見送り。
- 1986年 12月9日、北京で学生デモ。中国政府の対日政策批判。きっかけは宝山鉄鋼プラント。砂、トイレまで日本から輸入されること、日本から輸入したトラックの多くが塗装後の中古車事件が発覚されたこと。結果として胡耀邦総書記が1987年1月に失脚。
- 1992年 現天皇訪中。天皇訪中、謝罪の言葉がなかったことで、世界の華人失望。
- 1995年 社会党党首当時首相村山氏が個人談話を発表し、終戦50周年記念日に過去の戦争でアジアの人々に与えた苦難に対してお詫びの意を表明したが、国会では「謝罪」文句の決議が通らなかった。
- 1998年 11月、江沢民国家主席が訪日。新しい歴史時代を作り、過去と区切りにする作業として、共同文書での日本謝罪要求は拒否された。（一ヶ月前の韓国大統領訪日共同文書と同じ内容を中国が要求）
- 2001年 4月、「新しい歴史教科書作る会」が作った植民地支配の歴史を美化する教科書が検定合格。中国社会と政府が「歴史の歪曲と改ざん」と批判。
- 2001年 森首相の指示によって、4月に李登輝（台湾独立派指導者）の訪日ビザが許可。李登輝が訪日目的達成。日本の台湾政策の転換。
- 2001年 4月に首相となった小泉が8月13日に靖国神社を日本国総理大臣名義で参拝。その後毎年参拝は定例化。「温家宝首相の理解は得ると思う」、「中国の指導者と国民がきっと理解をしてくれる」と発言。中国社会はこれらの発言は中国国民の批判に対する無視。「挑発」と「侮辱」と同様。
- 2003年 10月に、中国有人宇宙飛行船の成功。これをきっかけに、対中ODA中止へと日本政府が決定。「日本が中国

	の発展を歓迎するよりは、牽制しようとする意向を反映する」という批判も。		
2004年12月～ 05年1月	李登輝「旅行」目的で、再度訪日成功。	2005年	4月、日本常任理事国入りを反対署名運動が開始（中国社）
2004年	日本政府文書で、中国を仮想敵国として明文化。米国との親密関係を誇示しながら、米国以上露骨に中国を敵視する方向へと対中政策を転換。	2005年	4月、反日デモが中国の主要都会で発生。
2004年	中国を仮想敵国とする方の下で、政府要人がEU各国を遊説し、EUの対中武器輸出措置の解禁をやめようと説得する外交工作を積極的に行っている。		
2005年	2月9日（旧正月）に、日本政府が釣魚島の灯台を国有することを宣言。「尖閣諸島問題を棚上げにする」日中声明の内容を違反、日本領有の実行支配を宣言する一方的な行動。		
2005年	2月19日米共同戦略目標確認。日米の外務・防衛担当閣僚による日米安全保障協議委員会（2プラス2）で、台湾海峡問題が「共通の戦略目標」に盛り込まれたことが、2+2共同宣言によって判った。ことに対し、21日付の中国各紙は「日米は台湾海峡を混乱させるな」（人民日報）、「日本が台湾海峡に公然と介入」（環球時報）などと批判する記事を一斉に掲載した。批判は、日米共同発表の文書のほか、日本による尖閣諸島の灯台国有化の決定、東シナ海のガス田開発問題を指して「一連の日本政府のやり方は中国への対抗政策である」と指摘した。		
2005年	4月、教科書検定結果が公表。植民地支配、戦争の歴史を大幅改竄・美化する教科書は合格させることが、日本政府の政治意向を反映すると批判し、日本政治への不信感が深めた。		
2005年	4月、A戦犯容疑者岸信介前首相の孫である阿部晋三自民党幹事長代理が訪米し、対中牽制外交政策を鮮明		

中国と日本の歴史は非常に長く、2000年以上の交流史がある。ここで、日中関係の近現代史だけの重大事件を上記の通り整理する理由は何かというところ、現在生きている我々にとって、遠い歴史の中から受けたものはほとんどプラスの遺産が多いけれども、近代の歴史からの影響はマイナスとプラスの両方があり、現在の日中関係に対して影響が一番大きいからである。近現代史において日中関係が悪化したきっかけは、1874年のいわゆる台湾出兵という事件である。歴史教科書にも載っているが、1871年台湾に上陸した琉球漁民が台湾原住民によって殺されたという事件があった。その3年後日本軍はこれを理由に台湾出兵をした。

国家間の全面的な戦争、対立のきっかけは、1895年の日清戦争である。1900年、八カ国聯軍による北京侵攻で北京での軍隊駐留利権を得て、その後、日露戦争の結果、日本が軍事的な勝利をし、これによって大陸進出の拠点を初めて作り出した。これらは日本の軍国主義拡張政治を刺激すると同時に、日本社会において「文明」対「野蛮」という中国及びアジア社会に対する優越感と差別感を定着させた。多くの知識人も日本社会の拡張主義の社会的風潮の形成に協力した。この社会背景の下で、反拡張戦争という意見が完全に統制され、朝鮮併合（植民地支配）成功後、日本の対中国全面戦争へと次第に突入するようになった。

日中関係は近代史の中で非常に不幸な深い歴史を持っている。つまり1800年代の末期から2005年の今日までの100年ほどの間に、1972年～1982年をあまり摩擦のない時期だと考えれば、友好的、平和的な歴史は10年ぐらいしかない。その他の時期は、局部戦争か全面戦争、国家間の敵対関係、

イデオロギーによる共産主義と資本主義という関係の中での敵対関係、歴史問題に関する摩擦、対立という状態が殆どである。このようなことから、日中関係はその基盤が非常に不安定で、脆弱であるということを理解しなければならない。歴史問題に対する認識及びその処理が、今の日中間に発生した摩擦への理解、対応、そして今後の日中間における相互理解、相互信頼、安定友好を建設していくためには、最も大事で避けて通れないことではないかと思う。

今回のデモは、基本的にはこういう歴史関係を背景とした出来事である。4月末になって中国共産党、中国政府の懸念な工作、取り締まりの下で、民間の抗議活動は一応沈静化したが、日本政治家の歴史問題への「反省」と「精算」に対する不満のマグマは、依然活発に動いている。いつ、何か突発的な日本政治家の問題言動で再度爆発してもおかしくない状態である。

日本語に「反省」、「お詫び」、「謝罪」等の言葉があるように、中国語には対应的に「反省」、「道歉」（ミスを認める）、「謝罪」（過ち、罪を認め、許しを求める）という言葉がある。反省は自分自身に対する用語で、「お詫び」と「謝罪」は相手に対する言葉である。「反省」の本意は「自分の考え方、言動の過ちを自己チェックして、それを認識すること」であり、その上に、自分の過ちの性質、相手に与えた損害の大きさによって、「お詫び」か、「謝罪」に繋がる。1972年の田中首相訪中に、「ご迷惑をかけた」との挨拶に、中国側は猛反発をした。周恩来総理は「それは女性のスカートに水をかけた程度のミスへのお詫び」ぐらいのものと言った。

もちろん、「反省」しない、つまり自分の思想、言動に過ちがあったとの自己チェックと自己認識が全くないまま、「お詫び」、「謝罪」と表すこともある。そういう行為は「反省」のない策略、一種の「偽君子」のパフォーマンスでしかないと思

えられ、むしろ相手に懸念、不信を深めさせる。

日本の一部の政治家の歴史問題への姿勢、態度、言動は、過去の侵略行為、植民支配の国家政治政策及びそれによって犯した何千万人の命、財産を奪った過ち（むしろ罪）に対して反省しているか？ということについては中国社会では不信感を深く抱えている。そのため中国社会からは、言葉より行動で反省と謝罪を示して欲しいという指摘が多い。例えば、「反省」の言葉を使いながら、戦争犯罪者を祭る靖国神社へ参拝したり、戦争美化、歴史否定をするような問題発言をしたりする日本の政治家を見て、彼らの「反省」をどのように受け止めれば良いか？という疑問が出るはずである。

通常、「反省」は、どのようなプロセスで過ちを犯したか（内容）、なぜそのような過ちをしたか（原因）、過ちを再び犯さないようにどうすれば良いか（再発防止する措置・制度・仕組み）、過ちによってもたらした相手への損害をどのように賠償するか（補償措置）等々を基本内容とするべきだが、戦後の日本社会では、このような「反省」が行われていたとは言えないし、戦争犯罪容疑者らの政財界への復帰に伴い、戦争責任の精算もできなかった<sup>(8)</sup>。中国社会が日本に期待しているのは、「謝罪」よりは、徹底的な「反省」ではないか、と思う。つまり、「謝罪」は簡単だが、本当の「反省」は相当な自己チェックがなければできないだろう。過去の侵略戦争歴史に対する「謝罪」は、当事者、責任者によって行われるのが自然であり、非当事者、非責任者によるべきものではない。しかし、「反省」は非当事者、非責任の人たちにも必要だろう。それが歴史教育の意味の一つではないかと思う。

ところが、町村外相も認めた通り、日本の高校では、植民地支配、侵略戦争の部分は現場では教えない。戦争歴史教育にしても「核被爆」、「東京大空襲」等のような被害者としての立場だけの内容にとどまり、他方、日本軍国主義政策の下で侵

略戦争によって他国民に与えた被害については、若い世代には教えていない。共通の歴史を持つ日中両国の国民が、歴史に対して全く認識共有しなければ、相互理解、相互信頼の関係は当然形成されるはずがなく、逆に相互不信・相互懸念による摩擦を深刻化していくであろう。

##### 五. 「歴史教育（愛国教育）」とは「反日教育」？

長い文明史を持つ中国人は歴史が好きだと良く言われる。歴史書を読んだり、歴史を語ったり、歴史を引用して、暗示を示したり、歴史を鏡にして思考したりすることは、中国人の特質であるかもしれないが、実は日本人も中国人同様に歴史が好きな国民である。古典・古代史の話を持ち出すと、日本人と中国人同士は、共通の話題が多くて、永遠に続くようなことは、多くの人が経験していただろう。これが可能となったのは、何かといえば、恐らく歴史教育であろう。もちろん、ここでいう歴史教育は、広義の歴史教育の意味であり、つまり、狭義の正規学校での歴史教育以外に、歴史関係の各種類の出版、メディアの制作と放送（例えばNHKの人気番組の「今日、歴史が動いた」が典型的な例の一つ）、家庭内の歴史伝統の伝承等を含む。

中国の伝統的な学校教育は、歴史教育を中心とするものだと言える。子供の啓蒙教育も歴史を通じたものである。例を挙げれば、「三字経」は、歴史、古典思想、倫理道德観が、三つずつの漢字によって読みやすくリズムのあるように作られており、子供の習字とともに、暗唱しながら歴史・道德倫理・思想などを勉強するものである。科挙試験の勉強も歴史を中心としたが、現代になってから中国の教育現場では、語学、算数、歴史等の科目別の教育システムとなった。

「知史而明智」という諺が、中国社会で良く知られている通り、今日、明日の行動でミスを犯さないために、歴史の経験と教訓を良く反省して理

解する必要がある。「未来に向けて、歴史を鏡にする」という言葉もその意味で使われている。この伝統は1949年以後、中華人民共和国の教育現場でも貫かれている。このような歴史教育によって、若い世代が近現代史における日本を含む列強によって分割、侵略された史実の学習を通して、なぜかつて世界で最も繁栄し古代中国が、近代になって遅れ、国の安全さえも守れなかったのか？遅れた中国をどのようにすれば再び繁栄させることができるのか？等の反省が教育現場で行われた。特に1989年の天安門事件後、中国共産党が歴史教育において「愛国教育」の理念も取り入れるようになった。その最大の理由は、中国の経済発展の重要な時期に来て、不安定な社会状況になったら、軍閥割拠のような歴史が再び現実のものとなるかもしれない。そうなる、中国が再び繁栄する道から遠ざかれる恐れがあるという懸念、危機感を、中国政府が強く持っているからである。国家政治の腐敗・国力脆弱の中での列強による中国分割の歴史、国家混乱の中での日本を含む列強による中国侵略の歴史を反省して、経済社会の発展にとって欠かせない国家の安定・団結を損なう恐れがあるデモなどの活動に参加するよりは、良く勉強し、経済発展に専念することこそ、愛国主義の表現だということは、90年代の歴史教育を通して行われた愛国教育の狙いである。勿論、中国共産党が歴史上初めて砂のような国民を団結させて、植民地支配から民族独立を達成し、経済復興と社会発展で強い指導力を発揮したことを確認させ、中国共産党への支持を固めようとする狙いもあるであろう。

いずれにしても歴史教育は、中国社会では、過去を鏡にして自己反省した上に、今日を考え、未来へ向かうという役割を果たしている。90年代から提唱された愛国教育も、この自省、自警、自覚という内容だった。中国の歴史教育（愛国教育）は反日教育だという日本社会での多くのマスコミ

の誘導によって形成された国民的なコンセンサスが誤解だと言いきることができる。

一つの事実として、1949年以後の中国共産党政権の中華人民共和国時代には、歴史教育では、「親日教育」、つまり、「親日本人民教育」が一貫して行われたということがある。「愛国主義」理念は、90年代に強化されたものだが、昔から一貫してきた理念であった。「愛国主義」理念の他には、「国際主義」理念と「人民史観」も歴史教育の中で貫いた。

支配者の正当性に立って歴史を叙述する伝統的な帝王史観に対して、人民史観は少数の支配者によって統治された人民こそ歴史を創る主人公であるという見方である。人民は生産活動の主体で富を作り、生産活動の中で文化と科学技術を創出する。支配された人民が支配者の圧迫に対する反抗の歴史は王朝交替と社会進歩を促した歴史である。中国の歴史も、外国の歴史も同じ人民史観で貫かれている。人民史観の視点から、近現代歴史の教育では、「中国人民の背中に封建主義、植民主義、帝国主義という三つの山が圧迫していた」という毛沢東の言葉の通り、中国の近現代史は、中国人が封建主義、植民主義、帝国主義の圧迫に反抗し、独立と自由を求める反封建主義、反植民地主義、反帝国主義の歴史だったという理念を貫いた。日本軍国主義による中国侵略や、他の烈強による中国分割といった歴史事実も、すべてその枠組みの中で扱われた。日本の侵略史を特別視する操作や、反日を促す歴史教育は、歴史教育の理念には全く存在しない。近現代日中関係の歴史資料からもわかるように、これほど長い期間における日本軍国主義による中国に対する侵略の史実を無くしたら、中国の近現代史には空白が残るはずである。

人民史観の視点では、中国の人民は封建主義、植民主義、帝国主義の支配・圧迫を受けた被害者だった一方、日本人民もその支配・圧迫を受けた被害者だったという見方となる。人民史観の立場

に立つと、多数の日本人民が戦争による被害を受けた。例えば支配者の徴兵令で、或いは軍国主義によって洗脳されて、戦場に出た兵士たち、子どももいるし、お母さんもいる、あるいは妻もいる、兄弟姉妹もいる。だれが戦争に行きたいだろうか。

国際主義理念も歴史教育に貫かれている。世界各国の人民の反帝国主義、反植民主義、反少数統治者といった世界歴史における連帯関係、世界各民族の独立と平等、及び国際平和主義の理念が、歴史教育を通して教えられた。同じ被害者である日中人民の友好連帯によって平和で友好な新しい日中国国家関係の歴史をつくることができるという期待を若い世代に与えた。

事実として、中国の歴史教育の実態は「反日教育」とは全く違う。日本のかつての政治家、つまり戦争時代の少数の軍国主義者と多数の国民の区別という見方が、ほとんどの中国人の中には形成されている。例えば侵略戦争で中国戦場に出た日本軍人の老人の中に、中国にいわれる謝罪のために行く人がいる。しかし、彼らの謝罪に対して、中国人はよく「それは戦争を発動する日本政治家の責任で、あなたも軍国主義の被害者です」と応える。それが人民史観的な歴史教育の結果である。戦争で3,000万以上の中国人の命が奪われた。当時の全人口が約4億人余りで、一世帯約5～6人という単純な推定では、2～3世帯の中に約一人の命が奪われていた状態である。中国社会の国民レベルでは旧日本軍を憎む感情は相当なものであるはずだと想像できるだろう。筆者自身もこの人民史観的な歴史教育を受けた経験を持つ者の一人である。私が小さい頃から、家庭でよくお祖母さんから日本軍の家財略奪、婦人暴行、人殺し、青年連行（私の叔父さんが連行されてその後病気で亡くなった）等の話を教えられた一方、学校での人民史観的な歴史教育によって、侵略戦争が極少数の軍国主義指導者によって発動され、日本人民もその戦争の被害者だったという二重価値観が形



成されたのである。

人民史観は歴史を見る一つの視点であり、それに対して異なる見方もあるはずだが、学問的な論争は別にして、結果として、人民史観、国際主義、愛国主義の理念は戦後の歴史教育において一貫して貫かれており、その歴史教育のお陰で、「反日的な国民感情」は抑えられている。「日中友好」、「平和共存」、「独立自主、自力更正」といった国家政策が共産党政権によって一貫して推進され、国民の支持を広く受けていた。今後も、どんなことがあってもこの政策の変更はないと思う。

中国の歴史教育、愛国教育、イコール反日教育という論者の中には、憶測判断で誤解する者もいれば、意図的に情報操作して日本国民の感情を嫌中反中にさせる者もいる。その狙いとしては、戦中の洗脳と同じように、国民を人質にして、中国社会及びアジア社会での植民地支配美化、軍国主義の侵略戦争美化の保守政治に対する反発を、日本人民と対立させる構図へと誘導させるし、さらにそれによって次第に植民地支配美化、侵略戦争美化の動きを正当化させることにあるだろう。

(以下、下編に続く)

読者のご参考のために下記の資料を付する。

付：「全日制中学歴史教学大綱」

中国の中学校歴史教科書の近現代史の内容要点

中国近代史部分内容要点

第四編 半植民地反封建社会(上)

アヘン戦争 太平天国運動

第一章 アヘン戦争

第一節 禁煙運動

1. アヘン戦争前夜の国内国際情勢
2. アヘンの輸入
3. 禁煙運動

第二節 アヘン戦争

1. イギリスが侵略戦争発動
2. 三元里人民の抗英闘争
3. 東南沿海と長江下流地域の戦闘

第三節 中国社会は半植民地反封建社会に転落

1. 初めての不平等条約「中英南京条約」
2. 「中米望厦条約」と「中仏黄埔条約」
3. アヘン戦争の影響

第二章 太平天国運動

第一節 金田蜂起と天京建都

1. 金田蜂起
2. 天京建都(「天朝田?制度」頒布)
3. 太平軍の北伐と西征

第二節 第二次アヘン戦争

1. 英仏が侵略戦争発動
2. 英仏聯軍が天津・北京侵攻  
(「天津条約」、「北京条約」、中国領土の広い面積がロシアによる侵略占領)
3. ナラ氏政変発動と中外反動勢力結託開始

第三節 太平天国後期の闘争

1. 太平天国指導部内部の闘争
2. 太平天国の防御戦
3. 天京保護戦と太平天国の失敗

中国資本主義の発生 甲午中日戦争(日清戦争)

第一章 中国資本主義の発生

1. 洋務運動
2. 中国民族資本主義の発生

第二章 中国辺境地域の新危機と中仏戦争

第一節 中国辺境地域の新危機

1. 米国・日本対台湾の侵略
2. ロシア・イギリス対新疆の侵略
3. イギリス対雲南とチベットの侵略

第二節 中仏戦争

1. 仏国対ベトナムの侵略
2. 中仏戦争

第3章 甲午中日戦争と帝国主義による中国分割の嵐(日清戦争)

第一節 中日戦争(日清戦争)

1. 日本対朝鮮の侵略
2. 中日戦争(日清戦争)
3. 「中日馬関条約」(下関条約)

第二節 帝国主義による中国分割の嵐

1. 帝国主義の中国に対する資本輸出
2. 中国が分割される危機に

戊戌変法 義和団運動

## 第一章 戊戌変法

## 第一節 維新変法運動の勃興

1. 中国資本主義の初歩的な発展
2. 康有為と梁起超の維新変法運動

## 第二節 戊戌変法

1. 戊戌変法
2. ナラ氏政変
3. 戊戌変法の意義

## 第二章 義和団運動

1. 義和団運動の勃興と発展
2. ハケ国聯軍に対する義和団の抗戦
3. 「辛丑条約」(北京条約)

## 辛亥革命

## 第一章 辛亥革命

## 第一節 資産階級革命運動の勃興

1. 孫中山指導の資産階級民主革命の開始
2. 資産階級革命思想の伝播
3. 資産階級革命団体の多数設立

## 第二節 中国同盟会の革命活動

1. 同盟会の成立
2. 同盟会指導下の蜂起

## 第3節 黄花岗蜂起と保路運動

1. 清政府による「予備立憲」のペテン
2. 黄花岗蜂起
3. 保路運動

## 第4節 中華民国の設立

1. 武昌蜂起
2. 中華民国の設立

## 第二章 北洋軍閥による暗い統治への反抗

## 第一節 反袁世凱闘争

1. 「二次革命」
2. 袁世凱による帝政復活と帝国主義による気が狂い侵略

(我がモンゴルに対するロシアの侵略、イギリスのチベット分割企図、日本が中国を亡国にする「21カ条」を提出)

## 3. 護国運動

## 第二節 反段其瑞闘争

1. 軍閥割拠局面の出現
2. 北京政府に対する段其瑞の操縦
3. 護法運動

## 中国近代的文化と科学

## 第一章 思想と文学 (省略)

## 第二章 科学技術と新文化運動の勃興 (省略)

## 中国現代史部分の内容要点

## 第五編 半植民地反封建社会 (下)

## 中国共産党の創立と第一次国内革命戦争

## 第一章 「五四」愛国運動-中国新民主主義革命の開始 (省略)

## 第二章 中国共産党の設立と中国労働運動の第一次高潮 (省略)

## 第三章 革命統一戦線の形成 (省略)

## 第四章 全国工農運動の急速発展と広東革命根拠地の強固 (省略)

## 第五章 北伐戦争 (省略)

## 第六章 国民党右派の革命裏切り (省略)

## 第二次国内革命戦争

## 第一章 国民政府の統治と中国赤色政権の設立 (省略)

## 第二章 中国人民の反日本帝国主義侵略の闘争

## 1. 「9.18事変」

## 2. 「1.28事変」

## 3. 全国人民の抗日の怒りの嵐 (上海労働者の抗日闘争、南京「珍珠橋事件」、東北の抗日武装闘争)

## 第3章 中国工農赤軍の長征 (省略)

## 第4章 抗日民族統一戦線の初歩的形成

## 1. 「12.9」運動

(日本帝国主義が華北侵入、「何梅協定」の締結、1.29運動)

## 2. 中国共産党の抗日民族統一戦線の政策

## 3. 西安事変。(西安事変の発生、西安事変の平和解決)

## 抗日戦争

## 第一章 全国抗日戦争の開始

## 第一節 廬溝橋事変と抗日民族統一戦線の設立

## 1. 廬溝橋事変 (七七廬溝橋事変、抗日戦争開始、中国共産党が抗日宣言発表、北平・天津陥落)

## 2. 「8.13」事変

## 3. 抗日民族統一戦線の設立

## 第二節 国民党による正面戦場の抗戦と共産党による後方戦場の開拓

1. 日本軍による全面侵攻
2. 国民党の片面抗戦路線と正面戦場（国民党の片面抗戦路線、国民党軍隊の抗戦、南京大虐殺、台兒莊戦役）
3. 共産党全面抗戦路線と敵後方抗日根拠地の開拓（洛川会議、平型関勝利、敵後方根拠地の開拓、東北抗日聯軍の闘争、中国共産党の持久戦方針）
4. 海外華僑と世界人民による抗日戦争への支援

## 第二章 抗日戦争が膠着状態に

### 第一節 膠着状態の中の二つの戦場

1. 日本帝国主義侵略方針の変化と南京汪（清衛）傀儡政権の設立
2. 「掃討」作戦と反「掃討」の闘争
3. 国民党戦場の継続抗戦

### 第二節 国民党の反共活動と共産党の抗戦堅持団結堅持の闘争

1. 国民党の反共摩擦と皖南事変
2. 共産党の抗戦堅持と抗日根拠地の護衛闘争（日本軍の大規模「掃討」作戦、三光政策、反「掃討」、反「蚕食」、反「清郷」（無人村）の闘争
3. 抗日根拠地の建設と強固（三三制抗日民主政権、減租減息土地政策、大生産運動、整風運動、抗日根拠地の回復と強固）

### 第二節 国民党統治区の民主運動（省略）

### 第3章 抗日戦争の勝利

1. 抗日根拠地軍民の局部反攻
2. 中国共産党第七回全国代表大会
3. 国民党第六次全国代表大会
4. 抗日戦争の勝利（ソ連対日宣戦、抗日根拠地軍民の大反攻、日本帝国主義の無条件投降）

## 第三次国内革命戦争

### 第一章 国民党の偽和平と共産党の和平民主を求める闘争

1. 米（国）・蔣（介石）の内戦発動陰謀
2. 重慶談判と政治協商会議
3. 中国共産党自衛戦争の準備を

### 第二章 国民党全面内戦発動と人民解放戦争の開始（蔣略）

### 第三章 人民解放戦争の発展（省略）

### 第四章 人民解放戦争の勝利と国民党統治の覆滅（省略）

### 第五章 偉大な中華人民共和国の樹立

## 第六章 新民主主義革命期の文化（省略）

### 第六編 社会主義社会

#### 第一章 国民経済の回復と社会主義改造の基本完成（省略）

#### 第二章 社会主義全面建設開始時期の成果と失錯（省略）

#### 第三章 十年内乱（省略）

#### 第四章 社会主義現代化建設の新時期（省略）

#### 第五章 社会主義時期の文化（省略）

（出典：「全日制中学歴史教学大綱」、中華人民共和国国家教育委員会制定、人民教育出版社、1990年4月）

## 註

- （1）最初は新しい歴史教科書を作る会の支援企業の製品不買の呼びかけがネット上で行われたが、デモの際に日本製品不買のスローガンへと簡略化した。
- （2）総理府の調査によれば、対中親近感は日中国交回復した70年代の80%に近い数字から昨年の30%台に落ちた。今年の調査結果は、さらに低下するのではないかと懸念する。
- （3）日本の歴史教育では意図的に近代の歴史を教えないように、時間をそれまでに切るといふふうに工夫している。町村外相は、5月8日の「NHK日曜討論」というテレビ番組で自分自身、明治以後の近代歴史に関して学校で教育を受けたことがないとの証言をした。
- （4）中国側では、南京大虐殺に関して、「占領後6週間で、殺害した平和的住民と投降した兵士の人数は30万人以上に達する」と、歴史教科書（1990年版）に書いてある。
- （5）岸信介は1920年に東京帝国大学法学部卒業後、商工務省（のち商工省に改組）を経て、1936年に満州に渡り、満州経営を参与。東條英機内閣でも、商務大臣などで2度入閣。戦後、A級戦犯容疑者として巣鴨プリズン

に収監。冷戦激化情勢のもと、アメリカは大幅に対日政策を転換し、旧体制のもとで活躍したファシストをも利用して、戦後日本を「共産主義に対する防波堤」として確立しようと企図した。そのため岸信介は戦犯起訴を免れた。東條英機らA級戦犯7名処刑の翌日（1948年12月）に釈放され、自由民主党に入党。自由民主党の初代幹事長として保守合同などに力を振るい、のち第56～57代の内閣総理大臣を務める。在任期間は3年（1975年2月25日～1960年7月19日）を超えた。在任中、改定された日米安全保障条約の批准（1960年）、国民年金制度の創設等を進めた。岸信介は同じA級戦犯容疑者の笹川良一と共に、第1回国連平和賞を受賞している。ただ両名共A級戦犯容疑者の故、「この受賞が妥当性を持ち続けるか？」は後世の歴史家の審判を待たねばならぬ、と言わざるを得ない。自民党政治家の佐藤栄作は実弟で、同じく総理大臣になった。安部晋太郎は娘婿。その子で外孫に当たる安部晋三は、2003年に自民党の幹事長に任命された。（出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』）

- (6) 「78年のA級戦犯合祀と関係があると、関係者の回想録などからも疑うべくもない」  
— 出所：「日本経済新聞」、2005年4月14日（日刊）
- (7) 対中 ODA は円借款、無償資金協力、技術協力等によって構成。①円借款については、2003年度末までの交換公文による貸し付け供与限度額の累計は約3兆472億円。この

内、貸し付け実行額は約2兆964億円。これら貸し付けに対する償還額はすでに元利計で約9410億円（これから元利返済のピーク期をむかえる）。円借款の利用は主に中国のインフラ整備、環境改善プロジェクトを中心。②無償資金協力については、2003年度末までの交換公文によると供与限度額乗る累計は約1,416億円。無償資金援助は主に貧困救済、災難救済、留学生支援、文化支援、日本研究日本語教育事業支援、日本 NGO 支援等を主とする。③技術協力については、2003年度末までの JICA 経費支出実績額の累計では、約1446億円。技術協力の主な内容は、研修員受入れ、専門家派遣、調査団派遣、ボランティア派遣、機材供与等を主とする。（出典：外務省資料）

- (8) 現状として、侵略戦争まで起こしてしまった思想、価値観、指導者は温存されてしまった。今の政財界にいる一部の若い右翼的な強硬「政治家」・「経済人」は殆どその脈に繋がっているのは事実である。21世紀現在の日本政治の「保守化」への急進も、これを脈として繋がっているとと言える。

本稿は、2005年5月25日に行われた国際平和研究所公開勉強会「日中問題－歴史的背景の理解を通して考える」の記録をもとに、加筆訂正したものです。今回掲載分は、原稿の前半部分であり、後半部分は PRIME 23号（2006年3月発行予定）に掲載の予定です。

## 民主主義的教育が真の民主主義社会を実現する

——スウェーデンの基礎学校における参加型学習の実践より——

広瀬 智子  
(元遠山真学塾)

### スウェーデン教育の基本理念

スウェーデンの教育はアメリカの思想家ジョン・デューイ（1859-1952）の教育思想の影響を多大に受けているといわれている。第二次世界大戦後ヨーロッパにおいては、平等思想や民主主義をよりいっそう尊重する考えが強くなり、それを具体的に社会に反映するため教育の役割に期待がかけられた。中立を守ったスウェーデンにおいてもそれは強く意識され、より深い民主主義、そして幅広いヒューマニズムを実現するために、未来の人たちに社会を作り変えていく能力を与えることが教育の役割と考えたデューイの思想を、1940年代から積極的に導入するという歴史があった。

「なすことによって学ぶ」。デューイが唱えた実践主義は、今日のスウェーデンの教室で展開されている授業に大きく反映されている。それは、知識を習得するだけの学習ではなく、生徒自らが参加し、実践し、自分の五感に訴えて初めて身につく学習方法が取り入れられていることである。社会の変化とともに彼の理論は少しずつ後退してはあったが、その思想はスウェーデンの教育プランの価値基盤の中に今も息づいているといえる。

### スウェーデンの基礎学校

2003年9月から1年間、スウェーデンの複数の基礎学校に入り、子ども達に日本の文化や言葉を教えながらそこで行われている教育を見る機会を

持った。場所は、中部イエムランド県の山間部の小さな村クロブファー、そして、ノルウェーとの国境沿いにある港町ストロームスタッド（ボーフス県）郊外にある公立の基礎学校である。

基礎学校とは義務教育期間の学校で、コミュニンによって運営されている。子ども達は7歳で就学し9学年（小学校6年、中学校3年）まで基礎学校で教育を受けることになる。1997～98年からは、コミュニンはすべての6歳児に幼児教育を行うことが義務づけられ、保護者が希望すれば6歳から学校教育を受けることができるようになった。就学前学校（幼稚園）に通いながら週1日基礎学校に登校し一年生に交じって授業を受けたり、また0学年として基礎学校に在籍するなど、その形態は地域によって異なっている。

一学年は秋学期（8月～12月）、春学期（1～6月）の2学期制で、授業日は週5日、年間40週178日以上の授業日を持つことになっている。私が在籍したのはいずれも全校生徒が30人未満の小さな基礎学校で、3学年が同じ教室で学ぶ複式学級の形をとっていた。そのうちの一つは一学年が20人未満の中学校も併設していた。一クラスの人数は17、8人、そこでの授業は2、3のグループに分かれたり全員一緒になったり、授業の内容によって臨機応変に形を変えて行われていた。小さな学校だけではなく、いくつか見学したヨーテボリやハルムスタッドの都市部の、一学年4クラス

もある大きな学校でも、27～8人の生徒がグループと全体をうまく組み合わせながら授業が進められていた。これらのクラスにはクラス全体をサポートするアシスタントティーチャーが常駐していた。

また、1つの学年で2クラスは作れるぐらい人数がいる学校でも、3～5年生の3学年で1クラスをつくり、時には同じ学年が集まり、その中でも3、4人のグループに分かれたりと、授業によって様々な集団を作り変えて学習が行われていた。

### 自律的な学び

スウェーデンの学校では、基本的な読み、書き、計算については自主学習形式で行なわれ、一斉授業よりも生徒それぞれの学習計画に沿って自分のペースで学びが進められている。学校、教師によってスタイルは違うが、私が半年常駐していた4～6年生の高学年クラスでは毎週月曜日の朝、担任が各自に今週の時間割と学習計画を書いたものを配っていた。そこには、一人ひとり個別の国語（スウェーデン語）、算数、英語学習についてこの一週間、何をどこまでやるかが書かれていた。

スウェーデンの教育局（日本の文部科学省にあたる）が出している教育プラン（学習指導要領）は、「何を教えるか」という理念的な大まかなことがまとめられたもので、それを「どう教えるか」は現場に任されている。国が決めた学年ごとの到達目標はあるが、何をもちて到達とするか、そこに到達するまでの進み方などは、コミュニケーションと現場および教師が話し合いながら決めることができる。学校ごとに校長や教師によって練られた教育活動（科目内容や授業方法、成績基準など）をコミュニケーションの教育委員会に提出しそこでも検討はされるが、教科書、教員配置、学年、学級の構成、カリキュラムの組み方などには、その学校ごとの特色が出せるというわけだ。

これは1991年から1995年にかけて行われた教育・学校制度改革によって国が持っていた権限と責任

を各コミュニケーションに委譲し、コミュニケーションや学校に多くの決定権を与えたことによるものである。それまでは国が細かいところまで指示を出していたが、この改革で全国的にとりしきっていた体制を全面的に廃止した。現在は1994年にだされた新しい教育プランに従って教育が行われている。

「一人ひとりとはみな違うのだからみんなが同じスタートラインに立って教育が始まるのではない。よってゴールも一律のはずはなく、その子なりの進歩が認められればそれはすばらしいことだ」。

これは、長年スウェーデンで作業療法士として障害をもった生徒の教育に携わっている日本人の方が話していた言葉である。スウェーデンの学校現場では、すべての子どもの教育に対してこの考えが前提としてある。一斉授業によってクラスの生徒全員が同じレベルに到達することもないし、反対になぜ必要なのかと教師から問われるであろう。では具体的にはどのように行われているのだろうか。

義務教育期間中もっとも時間をとっている国語では、それぞれのレベルにあった単語と文法のドリル学習が中心である。あるクラスでは、毎週一回決められた10個の単語を使って作文を書く宿題が出されていた。金曜日の朝確認テストが行われ、自分で採点した後先生に提出する。そして各自書いてきた作文の朗読も行なわれていた。文章をただ書いてくるという方法ではやってこない子どもも、単語を指定することで題材も絞り込まれイメージしやすくなるためか、何もない時よりも提出率がよくなったという。

本を読むことはとても重視されていて、授業の中に毎日各自好きな本を15分程読む時間があった。本の選択は子どもの興味と自主性に任せられ先生がとやかく言うことはない。また、毎朝15～20分間、先生が本を読み聞かせる時間がある。低学年の教室では、マットの上に車座に座ったり

寝そべりながら、高学年のクラスでも絵を描いたり、机に体を投げ出したり子ども達はおもいおもいの格好で先生の朗読に耳を傾けていた。

本を読んだり聞いたりする時間をコンスタントにとることは、読書の習慣をつけ自由な発想や想像力を養い、そしてすべての教科の基本となる読解力を高めると、スウェーデン中の学校で力を入れていることだという。当初、読み聞かせは低学年ならではの光景かと思ったが、どの小学校でもすべての学年に組み込まれている時間だった。他の時間はとてもにぎやかなクラスでも、先生の読み聞かせにはみな真剣に聞き入っている姿をみる事ができた。

算数も基本的には自主学習である。教科書の新しい単元に入ると計算方法や考え方を先生が説明したり、全体で解き方を話し合ったりした後、練習問題を試行錯誤で進めていく。とにかく自分でやってみる、そして分からない時は子ども同士で話しあったり、先生に質問をしていた。先生は、モノを使ったり図をかいたり、棚から教材を持ってきては一人ひとりに、または同じようにつまづいている子どもを集めて説明をしていた。

教科書は、学校ごとに先生達が自由に決めることができる。以前は教科書検定制度があったが94年の改革から廃止となった。算数については三つの会社の教科書を見ることができたが、どの教科書も日本の教科書よりも厚みがあり、解き方の説明の後の練習問題がとても多いように感じた。ある先生は、文章問題などは子どもが想像しやすいリアルな問題が多いほうがいい、それを選ぶ基準にしたとっていた。基本的な問題の後には難しい問題が続くが、子どもによってどこまでやるかは学習計画に示されている。高学年では自分で丸をつけ先生に提出し、低学年では先生がまる付けをし、正解になるまで何度も挑戦する、そんな進め方であった。休みに入る前の金曜日、ドリルや

ノートを提出させ、先生達は各自の進み具合、ちゃんと理解しているかをチェックし翌週の学習計画を立てる目安にしていた。

自力で進める国語や算数の学習も、各自のドリル練習に入る前に「まずやってみよう」的な時間がとられていた。8月中旬、入学したての1年生のクラスでは、みんなで車座に座り「a」で始まる単語はなにがあるかを発表していた。「apa(さる)」「apelsin(オレンジ)」「anka(アヒル)」など、子どもから出た単語を先生が前に書き出し、そこから好きなものを選んで絵を描こうという問いかけに、子ども達の筆は楽しそうに進んでいた。

また、数や計算の説明にはマスキューブやブロックが使われたり、かけ算の説明には、身の回りにある一つあたりが同じものが(5の段には手ぶくろ、4の段にクローバーなど)使われていた。かけ算九九もただ反復練習を繰り返すことでは飽きてしまう。教室の中に4つずつ、5つずつのものをを見つけ、一あたりが同じものが集まって初めてかけ算が成り立つことを実際に見つけそれを使って学ぶ作業が見られた。低学年ほど、最初に基礎的な考え方、学び方の土台を実際に物を使い作業を通して定着させ、それから自分でドリルを何度も反復練習をする、そんな学習場面が展開されていた。

### 実践的な英語教育

スウェーデンの英語教育は小学3年生から始まる。とにかく話すこと、聞くことを重視した授業が行われ、英語の時間中スウェーデン語は使用禁止。いったん授業が始まると先生は英語だけで授業を進め、おしゃべりを注意するのも問題をさせるのも英語と徹底している。

モペット人形を使ったり、ラップミュージックを聴きながら英語のリズムに慣れたり、または挨拶ゲームを取り入れたりと、そこにいる全員が参加し英語を口にするようにいろいろな工夫がされ

ていた。楽しい中にも聞き漏らすまいという緊張感が漂う授業。そこでよく聞かれたのは「間違っても大丈夫。間違いを恐れないで」という先生の励ましである。

学校の外でも子ども達の周りは絶えず英語や外国語を耳にして慣れていく環境がある。テレビでは外国映画やドラマ（ほとんどがアメリカ、イギリスのもの）がよく放映され、海外からの報道もほとんど吹き替えなしで字幕スーパーがつく。

また、日常生活の中で英語を話す機会も多い。全人口（約890万）の1割が外国人というこの国にとって、英語は日常的なコミュニケーションの手段である。どこにいても英語は通じ、外国人の私にはみな英語で話しかけてくる。子どもでも6年生ともなると、日本の大学生よりも話せる子がたくさんいる。生活環境も含め、「習うよりも慣れる」の学習方法で英語がしっかりと生きた言語として使われていた。

### 自由研究作業の社会や理科

「社会科」は社会、歴史、地理、宗教の4教科と分かれているが、相互に独立した教科ではなく一つに統合された教科群として捉えられている。授業時間数の配分は基礎学校の9年間で4教科あわせて885時間とるということで、学年別、教科別の時間配分の決定権は各学校にある。これは生物、物理、化学、技術の4教科からなる「理科」についても同じである。

小学校での実際の時間割の中に「社会」や「歴史」といった枠組みはなかったが、「社会科」「理科」の教科群をまとめて学ぶ「テーマ」という時間があった。小学校では担任一人がほとんどの教科を教えるために、時間割においても融通が利くということでこのような方法がよく取り入れられるという。この時間は、決められたテーマについて何を取り上げ、どんな資料を使ってまとめるか、また発表の方法や調べたり勉強したりする場所も

子ども達がグループごとに、または個人で自主的に決めて進めていく「自由研究」の方法がとられていた。ある高学年のクラスでは、「世界の国々」というテーマで一ヶ月ごとに地域をかえ、そこにある国々について調べ発表する時間になっていた。

まず教材用に作られたビデオを見ながら、その地域にある国ごとに、又は地域によっては一つの国にしぼって自然や地理、産業、文化、歴史などの概要をクラス全体で確認する。そして、先生が用意したプリントを使ってビデオで見た概要をまとめたり補充することを書き込んだり、地図を完成させるという作業を行うこともあった。

それから先はグループで、または一人で調べたことを決め調査が始まる。インターネットでホームページを検索したり、百科事典や資料集を調べたり、家から持ってきた雑誌やパンフレット、新聞から写真を切り抜いたり使う資料も実に様々である。内容も、自然や地理についての一般的なこともあれば、国旗についてどうしてこういう柄になったのかと細かいところまで追求するグループもあった。また、その土地の先住民の歴史、今も行われている内戦について、その国にしか生息しないめずらしい動物、文化、音楽、産業と調べるものは広範囲にわたっていた。日本について調べた時には、教科書や資料にはあまり載っていない日本の学校の様子や時間割、子ども達の日常生活を私にインタビューする子どももいた。

発表も自分達で好きな方法を選べる。まとめたものをただ読むだけのグループ、クイズ形式で答えさせる生徒、雑誌の切抜きをボードに貼り、発表の後にクラスに張り出すグループもあった。しかし中には、ホームページで調べたものをそのまま丸ごとコピーをして使ったために、オリジナリティーに欠けるとやり直しをさせられたグループもあった。

教室にとどまらず隣の小部屋や廊下など、子ども達はグループごとまたは一人であちこちに散ら



ばって作業をすすめている。先生は、そこをまわりながらアドバイスをしたり、時々いっしょに調べるのを手伝ったり、集中してやるように促したりはするが、基本的には子ども達の自主性に任せている。子どもによっては遊びの時間になっていたり、計画的に進まなかったり、最初はこれが授業といえるのだろうかと思った。しかし、このような自由と責任を与えられる授業を9年間続けていくことは、教科の枠をこえ自由な発想や視点で自分の興味のあるテーマを探り、時間管理からプレゼンテーションまで、自分で考えることや責任を持って進める練習をする時間になっているのである。

低学年のクラスでは、「働く人・仕事」というテーマが組まれていた。1～3年生には子どもだけで自主的にやっていくのはまだむずかしいく、先生がリードしながら授業は進められていた。身近な仕事について学ぼうということで、どんな仕事があるか、自分はどの仕事を調べたいか、またどんなふうに調べるかなど子ども達が意見を出しあい決めていた。

話しあいの結果、警察官、図書館の職員、プールのインストラクター、そしてタグボートの船長の仕事を調べ、実際にインタビューをすることに決まった。この学校には図書室もプールもないために、夏になると水泳と図書館の時間が授業に組み込まれ週に一度スクールバスで町に出かけていく。図書館の職員もプールのインストラクターも授業でお世話になる人達である。また、港があるこの町では、近隣の小さな島々をつなぐタグボートを動かす船長も子ども達には身近な存在である。警察官にいたっては、万国共通の子どもに人気の職業とあってこの小さな町でも例外ではなく候補に挙がっていた。

まず教室でグループごとにそれらの仕事について調べることから始まった。インタビュー当日は、グループに分かれ自分達が用意した質問事項をた

ずねていたが、図書館グループは予定の日にインタビューがかなわず、後日学校から電話インタビューを行っていた。クラスに持ち帰ったインタビュー結果は、グループごとにみんなの前で発表され、その後先生の手によって活字にされたものと4つの職業のイメージの絵を自分で書いたものを切り貼りし、それぞれの冊子をつくりこの授業をまとめていた。

学校の中だけの学習ではなく外とつながりを持つことで、自分と社会が密接につながっていることがより現実的になってくる。以前きいた話だが、ストックホルムのある小学校の2年生たちは、自分達がいつも食べるオレンジからオイルを抽出し、それが実際に燃えるかどうかを実験で確かめる授業を行なった。そして、この実験結果をスウェーデンの大手の自動車会社に報告し、環境のために空気を汚さないオレンジオイルを車の燃料として実用化させることを考えてほしいと要望したという。

また、スウェーデンでは選挙前になると町中に各政党のテントが張られ、候補者と市民が話しあう姿がよく見られる。そんな中、テント前で大人達に混じって候補者に質問している子ども達の姿を見ることができる。候補者が選ばれたら何をしてくれるのかを聞き取り、それを教室に持ち帰って政党ごとのディベートを行ったり、話し合いをしたりする材料を収集しているという。子ども達は授業の中で、自分達が選んだ人を使って社会を作り変えていく「選挙」という作業を疑似体験していることになる。

このような形の時間は、以前は小学校だけで取り入れられていたが、1994年の新しい教育プランから中学校でも「テーマ教育」という時間で時間割に組み込まれることになった。中学校で取り上げられるテーマは、地域や地域社会、人間関係（友情、いじめなど）、青年を取り巻く社会問題（タバコ、麻薬、アルコールなど）、環境問題など、

やはり身近な問題を考えるものが多い。そして、小学校の時以上に自分たちが生きる社会の問題に深く関わる術を身につける時間になっているようである。

### 「学校の選択」の時間

教育プランのカリキュラムの中には「学校の選択」という時間がある。これは総時間数の一部を特定の重点学習のために使う制度で、新しい教育プランになってより積極的に取り組まれている時間だ。環境や自然、人間に関すること（運動、体、家族、共生など）、そしてコンピューターの学習など様々なものがテーマとして挙げられている。

スウェーデンは国土の50%が森林で10%が湖沼や河になる。都市部でも町を中心には大きな公園があり、車をちょっと走らせればすぐ森や湖に行くことができる。地方に行けばさらに自然が身近なものとなり、人々の生活に密接に関わってくる存在だ。私が滞在した学校では、いずれも「学校の選択」の時間に森に出かけていた。毎週、または月に1、2度、学校が所有したり借りている森に入り自然観察や学習を行なう。これを「森の学校」と呼んでいた。

中部の一つの学校では、この秋最後の山の学校へ同行した。雪が降り出すと頻繁には行けないという。細い道を抜け湿地帯や小さな川をわたり一時間ほど歩いた頃、小さなログハウスが見えてきた。これは冬の休憩所で授業はずっと外。到着後、さっそく自由時間と解放された子ども達はおもいおもいに遊びだす。器用にナイフを扱いながら小さな木片で船を作り、そばを流れる小川に浮かべたり、かくれんぼで森中を走り回る子どももいれば、大きな焚き火の周りを離れない子どももいる。

昼食の後に集合がかかった。先生がまわりを取り囲む木々について話をした後、子ども達に課題が出された。それは3～6年生の生徒が一人ずつ

入ったグループを作り、「三種類の枝を集め火をおこし、火を燃やし続ける」というものだ。

小さな集団があちこちでできさっそく作業に取りかかった。落ち葉や木を集め焚き火の形を作る。火がついて歓声があがるが火はすぐ燃え尽きてしまう。火がついても燃やし続けるのは難しくなかなかうまくいかないのだ。そばで見ている先生たちは助言をしても一切手を出さない。「枯れ木をもっと拾ってきて」、「最初の形がわるいんじゃない」、教室ではおとなしい子どもが先頭を切って動いたり、6年生が指示を出しグループをまとめ動いているうちに、なんとか火が形になっていった。どのグループも火を燃やし続け合格点をもらうことができていた。そして最後の火の始末も見事なものだ。どのグループも最初に水を用意し、途中火が広がらないように周りにうち水をする光景も見られた。最後まで一気に消してしまうのではなく残り火を楽しみながら燃えきるのをまっていた。

安全だけを優先していたら森のなかで五官を鍛えることはできない。ナイフも火も、使い方を教えればどこでどのように使えばよいか、子どもはちゃんと身につけていく。そしてただ自然を楽しむだけではなく、自分達が自然に対して与えている影響も考える機会がかくれている。火がしっかり消えていることを確認し、自分たちが出したごみは持ち帰り来たときと同じ状態にして森の学校を後にした。

保育園も園から歩いて15分ぐらいの場所に自分達の森を持っていた。その森に向かった日は朝から雪が降る寒い日だったが、園児たちは楽しそうに森の中に入って行く。だんだん周りが高い木に囲まれた頃、森の奥のほうから歌声が聞こえてきたかと思うと、子ども達は「ムッレだ！」とうれしそうに走り出した。そこに現れたのは、三角坊を深々とかぶりしっぽのはえた森の妖精ムッレ。子ども達にはおなじみのようだがいつでも会

えるわけではないという。妖精ムッレはこの森に住み、いつも森を歩きながらきれいにしている森の番人だ。森でのマナー、森に住む生き物についてムッレは静かに話をする。歌を歌い、凍った岩の滑り台で子ども達と一緒に遊んだ後また森の奥にゆっくりゆっくり帰っていった。これは、スウェーデン野外活動推進委員会がムッレのお話をベースに広めている幼児教育の活動である。外にでて楽しむこと、自然の中にいることが好きになるようにと1950年代の終わり頃から始まりスウェーデン中の幼稚園、保育園で広がっていった。

家の裏の森で野生のベリーを摘みキノコ狩りをし、森の奥にハイキングに行き鹿やムースを狩る。ここでの生活に森はなくてはならないものだ。様々なものをもたらしてくれる自然を楽しむだけではなく、共存していく、そして未来に継続していくつきあい方を子ども達は学校で学んでいる。世界に先駆けて環境問題が早くから国策として取り上げられ、国民の協力のもと進められてきた背景には、このような子ども時代からの教育の取り組みが大きく影響しているといえる。

### 民主主義社会は学校から

スウェーデンの学校教育の目的には、「学校教育活動はスウェーデン社会がもつ価値観に基づいて形成されなければならない」と謳われている。スウェーデン社会が持つ価値観とは、人間の尊厳や個人の持つ自由の不可侵、すべての人間の平等、弱者や抑圧された人々との連帯感の尊重という民主主義的価値観である。それを生徒に身につけさせることが学校の任務であるとしている。そしてそれが単なるお題目ではないとでもいうように、先生達は、「学校は民主主義を実践する場。平等が最も大切」という言葉をよく口にしてきた。授業だけではなく、システムや学校運営の中にもそのエッセンスは貫かれている。

スウェーデンでは障害の有無にかかわらず、み

な地域の学校で一緒に学ぶことが基本である。(少数民族サーメ人のためのサーメ学校、重複障害児、重度障害児の特別学校、聾学校は存在する)日本でも現在その支援の方法が模索されているLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)の子ども達も、いろいろな形のサポートを受けながら自分の地域で学校生活を送っていた。

その方法はコミュニケーションごとに違いがある。最初の地域は、援助が必要な子ども一人ひとりにアシスタントがつき、実技科目以外の授業に入って子どもをサポートしていた。アシスタントとして専門の研修を受け雇われている先生もいたが、工芸や美術の先生が空き時間にアシスタントも兼任しているというケースもあった。

別のコミュニケーションでは、スペシャルティーチャーが地域の学校を巡回し、毎週決まった時間にクラスから子どもを連れ出し、別室で30分間個別に取り出し授業が行われていた。苦手な教科の補習をする子もいれば、多人数だと緊張が増してしまうLDと診断された生徒は、個別に落ち着いて本を読む時間をとり集中力をつけていた。

学習に困難があるという点では、外国人の生徒もスウェーデン語にハンディを背負っていると考えられている。タイから来て間もない生徒には授業にスムーズに参加できるようにと週二回、スウェーデン語の先生が来て個別に授業が行われていた。

ほかにも、スウェーデンの義務教育では、教師一人が受け持つ生徒数が平均12.8人という数字が示すように少人数のクラス編成、教員の配置の工夫がされている。これもすべての子どもに平等に目が行き届くようにという配慮である。システムを整えながら学ぶ機会の均等を保障し、地域の中でだれもがいっしょに学ぶための工夫である。

この国では8年生(中学二年生)まで成績表というものが無い。それまでは学期ごとに三者面談

で口頭によって評価を伝えられ、8年生で初めて「優」「良」「可」の成績がつくことになっている。秋学期が終了する前の11月頃、そして学年末が近づく5月の放課後、先生達は毎日のように面談を入れ子どもの様子、勉強の進み具合、来学期や来年度のことを保護者や子どもと話す時間を持つ。サポートを受けている生徒であれば、そのアシスタントやスペシャルティーチャーも入れて面談が行われる。8年生で初めて成績表が出て、面談はそのまま継続して行なわれるので子どもや保護者にそれほど違和感もないという。

日本では評価の基準になるテストもこちらではほとんどない。ただ、教育局が5年生と9年生に行う全国統一学習到達度テストがある。(試験科目は国語、英語、数学)この成績でどれぐらい理解をしているか、その度合いがチェックされていた。それほど厳しい評価はされないが、学年ごとの到達目標はあるのであまりにも見かねた結果の場合は親と話し合いが持たれる。その場合学校は「特別の支援を与える」ことが義務づけられているので、もう一年やり直す、取り出し授業を受けるなどの解決策を提示するという。しかし保護者が承諾しないことは学校や先生が無理に決めることはできない。

さらに高校や大学へ入学するにも入学試験はまったくない。高校への入学は中学3年生の学年末の成績による内申書のみで決まる。音楽科やスポーツ科へ進学する場合に実技試験があるが、そのほかの学力試験は行われない。(英語クラスという全教科英語で授業をする学校のみ試験がある)このように、学校生活の中での定期的な学力試験や入学に際しての選抜試験がないので、それを見越しての知識の詰め込みの学習をする必要もなく学力を他人と競うということもない。

生徒自身が学級や学校の運営に関わる活動も重要な授業の一つだ。一週間に一時間、クラスの話

し合いの時間もたれ、交代で進行役の生徒が前に立ちその時々にもち上がった議題や一週間の反省など、気になったことを話しあう時間になっている。校庭のどこで雪合戦をしてみたいか、そりで遊ぶときのルール、そしてイースターパーティーのバザーの売上金を何に使うかなど、自分達に関係することはほとんどがこの学級会で決められる。

ある時、高学年クラスの学級会で、スクールバスでの3年生の二人の生徒の態度の悪さが複数の子ども達から話題にのぼった。先生も安全にも関わると判断し、急遽低学年の子ども達も召集しての話し合いとなった。他の意見や本人達の言い分も出し合い、その結果危険なこと、みんなが嫌がることはしないと約束してこの日の話し合いは終了した。

しかし、一週間後一人の態度がまったく変わらないと再び議題として取り上げられ、全校上げての話し合いの結果、ペナルティーを科すということで意見が一致した。挙げられた候補は、放課後教室を掃除する、宿題を多くする、両親に話して注意をしてもらう、一週間休み時間に外遊びを禁止するというもので、結果、休み時間外遊び禁止が多数決で選ばれた。活動的なこの生徒には、みんながサッカーやバスケットをしている様子を一人見ているのはこたえたようで、その後話し合いの議題に上がることはなかった。

このように、子ども達の問題は子ども達に一度預けて話し合いをさせ、どうにもまとまらない時にだけ大人がサポートをする、それが基本的な学級会のスタイルだった。自己主張の応戦や個人攻撃になってしまう場面もあったが、それでも自分とは違ういろいろな考えを知り、自分も意見を出してよいことが確認できる場所になっていた。結論を出さなくてはいけない場面では、選択肢をあげ多数決によって合意を得る方法も学ぶ。学校活動が、社会を生きる市民になるための練習になっているのである。

### 民主主義を支える自立的な参加型の学び

この国において学習するという事は、一方的に教え込まれるものでも受動的に与えられるものでもなく、自ら考えながら決定していく作業の繰り返しだ。競争がない学校で、子ども達は自分のペースで学び、自由な発想で授業に参加し、そこにはおいていかれるという不安はない。しかし、自分で考えることを放棄し、学ぶ楽しさが見つけられない子どもには、自立的な学びはけっこう厳しいものである。自分で選んで考えて責任を持つ、この練習をしながら知識を自分のものとしているのである。

このような学びのスタイルは、知識を詰め込まなくても学びを自分のものにできる教育でもある。それを実証するようなデータがあるのだが、18歳以上の人に科学に関する問題を出しその正答率を調べた国際調査結果<sup>(1)</sup>、スウェーデン人はその正答率が約73%で、調査した18ヶ国中1位であった。これは、学校時代に学んだ知識がしっかりと定着していることを示す一つの値といえるだろう。ちなみに日本は55%で14位であった。

自主的な学びが主流の中で、教師の役割も教え込む人ではいられない。各学年で最低限決められたカリキュラムを、どうやって子どもの資質に合わせて習得させるか、そしてやる気を起こさせモチベーションを保たせるか。子どもの自主性が重んじられるために、自分達の力が及ぶ範囲も限られてくることも知っている。「水辺までは連れて行けるが、水を飲ませることは本当にむずかしい」先生達はいつもそこに頭を悩ませていた。

しかし、学校は自ら進んで学ぶ態度を養成する場、それを支援するのが教師の役目というスタンスで常に子ども達と向き合っている。自習時間は、生徒の周りを巡回し質問にはいてねいに答え、筆が進まない子には、「どの方法だったら楽しくこの課題を進めることができると思う?」「私はこ

う思うけどあなたは?」と問いかける。たくさん引き出しからその子どもに見あったサンプルがいくらかでも出せること。これがいい教師の条件、という先生もいた。まさにファシリテーター(促進者)として子どもと向き合っている人達である。

そしてこのような自律的、参加型の学びは探究心や想像力を育て続けるのか、スウェーデン人は学校を離れても学び続ける人が多い。成人教育の場はコミュニケーションによる基礎教育や補助訓練、国民高等学校、学習サークルと様々な受け入れが用意されている。特に学習サークルには40万ものサークルがあり、260万人が何らかのサークルに所属している。

また、リカレント教育も活発で高校を卒業して5年以上の実務経験があれば優先的に大学や職業訓練の学びの場に復帰できる。スキルアップのために学校に行き、その間休職していてもある程度の賃金の保証を受けながら勉学に励み、元の職場に復帰することも可能である。一度道を決めても違う道を目指したいならいくらかでもやり直しがきく社会である。

スウェーデン社会がそうであるように、学校も民主主義に基づいている。スウェーデンでは国がより民主主義的社会を実現させていく過程で、学校においても自ら考え参加する授業を取り入れこの価値観を継承し発展させてきた。教育の場での練習と実践こそが民主主義的人間を育てるのだ。

「なすことによってしか学べない」。スウェーデンの学校はそう言っているようだ。

### 註

(1)「科学技術基礎概念の理解度」平成15年『科学技術白書』

### 【参考文献】

宇野幹雄「ライブ!スウェーデンの中学校」新評論  
アーネ・リンドクウリスト、ヤン・ウェステル「あなた自身の社会」新評論

民主主義的教育が真の民主主義社会を実現する

---

遠山真学塾「図表からみたスウェーデンの教育」遠  
山真学塾

## Cool School Peer-Mediation Programme

—ニュージーランドの平和教育の現場から—

上 條 直 美  
(国際平和研究所助手)

はじめに



Papakura Normal Primary School の校庭にて

青々とした広い芝生の校庭を取り囲むようにして建つ校舎は、明るく開かれた雰囲気を醸し出していた。ニュージーランドの小学校の多くがこのような作りになっているそうだ。

2005年2月12日から一週間、ニュージーランドのクライストチャーチ、ハミルトン、オークランドの三都市を訪問。ハミルトンでは、Virtues project<sup>(1)</sup>という民間の教育グループが行う活動を見学するため、2つの小学校を訪問した。美しい湖のある町タウポの、Mountview Primary School<sup>(2)</sup>と Waipahihi School も例にもれず、丘の上に建つ瀟洒な感じの小学校だった。ブランコや滑り台などの遊具は少ないが、自由に遊び回れる広い空間が確保されていた。そこここに木があ

り、木陰を提供していた。校舎も白を基調に様々な色が使われ、校庭に面した教室は、窓も大きくオープンな雰囲気があった。ビルのような四角い校舎とは、かなり異なる印象を受けた。ニュージーランド自体の、自然に恵まれた、自然を大切にす人々という印象が、そのまま学びの環境に反映されているように見える。

オークランドでは、ピースファウンデーション(平和財団)という民間平和団体を訪問。紛争解決 (Conflict Resolution) 教育のひとつで、Peer Mediation (仲間同士の仲介、同じ立場の人間同士が仲介者になる) という手法を使ったプログラムである Cool School Peer Mediation Programme (以下、Cool School と略) 事業についてインタビューを行った。さらに、Papakura Normal Primary School というオークランド郊外の小学校を訪問し、子どもたちによる Peer Mediation の実際を見学させてもらった。

紛争解決教育という言葉自体、日本ではまだ馴染みがなく、Conflict Resolution の訳語としての紛争解決が、個人レベルでのさまざまな葛藤から国家間レベルでの紛争までをも含みこむものであるという概念も、定着しているとは言い難い。Cool School は、個人、学校レベルでの紛争解決の具体的なプログラムとして10年以上ニュージーランドで取り組まれてきたものであり、日本で紛争解決教育の可能性を考える場合の参考になる点

を探るのが今回の訪問の大きな目的だった。

ニュージーランドでは、Cool Schoolを導入したことにより、クラスの中でのめんどり件数が減り、学校全体が“より平和”になったという調査結果も出ている（Education of Ministry、2004年）。筆者は、昨年10月に国際平和研究所主催公開研究会に講師として来ていただいた岩崎裕保氏<sup>(3)</sup>より、初めてCool Schoolのお話を伺い、関心を持った。それがきっかけで今回岩崎氏とともにニュージーランドのCool Schoolを訪問するに至ったのである。

本レポートでは、主催団体であるピースファウンダーションのCool School担当スタッフYvonne Duncan氏へのインタビュー、およびPapakura Normal Primary SchoolでPeer Mediatorとして活動している子どもたちへのインタビューを中心に報告しつつ、Cool Schoolの全体像の把握を試みたい。また、参考として最後にニュージーランドの平和思想の源流にも触れている。

## 1. ピースファウンダーション(平和財団)の働き

ピースファウンダーションは、1975年に設立された民間団体で、ニュージーランドの平和活動を担うグループの中でも、比較的歴史も長く重要な位置を占めている。設立には、イギリス・ブラッドフォード大学平和学部設立に関わったSociety of Friends（クエーカー教徒のグループ）のメンバーが、中心的な役割を果たした。ニュージーランドの大学の中に平和学部を設立することが、当初の大きな目標のひとつとして考えられていた可能性がある（これはいまだ実現はされていない）。現在、オークランド、クライストチャーチ、ウエリントンの3ヶ所に事務所を持っている。クライストチャーチは、反核運動家として有名なKate Dews、Bob Green夫妻の自宅が事務所になっており、同時に軍縮安全保障センター<sup>(4)</sup>を名乗って

いる。オークランドの事務所が最も規模が大きく、スタッフ9名、その他多数のボランティアを擁している。

ピースファウンダーションは政府の補助金を一切受けておらず、財源は会費、助成金、寄付などが中心である。こうした運営の方法から、政治的な中立性をいかに重んじているかが伺える。1988年からは、Peace and Disarmament Education Trust<sup>(5)</sup>、最近では、ニュージーランドのHealth Ministry（厚生省）及びEducation Ministry（教育省）から委託事業を受けている。ウエリントン事務所は2001年から開設され、学校へのCool Schoolのアウトリーチプログラムの拠点となっている。

ピースファウンダーションの使命、ミッションは、ひとことで言うと「よりよいコミュニケーション、協力、非暴力的紛争解決のスキルを身につけ、平和的で非暴力的な関係を、学校や家庭、コミュニティの中で実現していくための事業、リソース提供」ということである。

基本理念としては次の4つを掲げている。

- 1) 平和教育とそのための教育者を支えるために、教育システムと地域の統合をはかる。
- 2) メディアがバランスのとれた報道をすることを推進する。
- 3) 情報やデータを提供し、政策決定、平和教育、外務政策へ影響を与える。
- 4) 平和の諸問題について意見交換、情報交換をする場を提供する。

また、出版活動にも力を入れている。教育省学習指導要領部局の委託で、学校教員向けのリソースブック（小・中学校レベル）「Learning Peaceful Relationships」を作成したところ、12000部以上を販売、続けて同様の本「Extending Peaceful Relationships」を中学校教員向けに出版した。また、教員向けだけではなく、保護者向けに、子



どもたちが自分の怒りを建設的で非暴力的な方法で対処できるようにと作られた「A Volcano in My Tummy」や子育ての本などを次々と出版している。

メディアに関する事業としては、Media Peace Award という賞を設け<sup>(6)</sup>、平和に貢献したメディアを表彰するなど、広く社会的な広報・普及活動に力を入れている。

他の平和機関との定期的なコンタクトや国会議員、地域有力者への情報提供など、国際的な連携、アドボカシーなど、その活動は多岐にわたる。ニュージーランドの中では、平和というテーマに向けて、グローバル、ナショナルに、また人種グループ、個人など様々なレベルにおいて取り組む先駆けとなった団体である。

Cool School は、こうした諸事業のひとつとして、1991年より教育省の委託事業として始められた。この背景には、1985年に政権をとった労働党が、学校カリキュラムに平和教育を導入したことがあげられる。また、学校教育現場における暴力やいじめといった現象が、日本同様、増加してきたことに対して、何らかの対策を考えざるをえなくなったという状況も存在する。

## 2. Cool School Peer Mediation Programme とは

現在、Cool School Peer Mediation Programme は、ニュージーランドの小・中・高校合わせて1600校で導入されている。ひとこと言くと、「Cool School は教室や校庭で行われるもので、トレーニングを受けた上級生の子どもたちが、校庭などで遊んでいる子どもたちの間で“もめごと (conflict)” が起こった場合に、その解決の手助けをする<sup>(7)</sup>」仕組みである。子どもたちが学ぶのは、日常的な問題解決のための“ライフスキル”である。「そうして学校はより楽しく安全な場所へと変わっていきける」のである。Peer

Mediation の Peer は「仲間」、つまり、同じ立場である友だち同士の助け合いを意味し、もめごとがあったときには先生や弁護士などの年輩者や専門家が介入するのではなく、自分たちの間で仲介者をたてて解決していくことを意味している。

1991年に始まった Cool School が事業として本格化するのには、1994年に Yvonne Duncan (元教員) がフルタイムのナショナルコーディネーター・トレーナーとしてピースファウンデーションに雇用され、全国的な展開が始まってからである。それまでは専任のスタッフが不在の状態だったようだ。

学校に Cool School が導入される流れ・システムは次の通りである。

- ・学校で Cool Schools コーディネーターを決定

↓

- ・コーディネーターが5時間の研修コースをピースファウンデーションで受講

↓

- ・学校に戻り、他の教師に対して研修

↓

- ・各教師が自分のクラスで生徒に対して研修

コーディネーターが受ける5時間の研修内容は、クラスルームスキル、メディアーションのプロセス、学校全体での取り組みのモデル理解が3本柱となっている。

この研修は、定期的にピースファウンデーションによって開催され、そこに全国から教師が参加してくる。研修後は、OJT (On the Job Training) になるが、隔年でスキルアップのための全国研修会が開催される。また、毎年全国コーディネーター・ネットワーク会議が開かれ、学校での導入の状況などを経験交流することができる。教師向けのマニュアルやポスター、ビデオ (実際に校庭で仲介をしている様子のシミュレーションが

詳細に分かる)教材なども整備されており、充実している。

こうしたプログラムが学校に受け入れられる素地となったのが、1980年終わりから1990年にかけて行われた教育改革にある。1984年の総選挙で、国民党に代わり労働党が政権の座についた。労働党政権は、それまでの政治・経済・社会構造を大きく変革させる「ロジャーノミクス」と呼ばれる抜本的な構造改革を行い、ニュージーランドは「手厚い福祉国家」から「小さな政府」へと様変わりしていったと言われている。1987年の第二次ロンギ内閣では、改革の分野が教育、福祉分野へと移り、学校カリキュラムの見直しなどがなされた。一方で、学校教育現場における暴力やいじめの増加が、全国的な成績低下を招いたのことも大きな要因だと思われる。

Cool School は、2001年度より教育省の Innovations Funding Pool の助成金を受けて実施されている。そのため実施校に対するアンケートの集計結果を中心に教育省<sup>(8)</sup>から報告書が出されている。2004年に出された評価レポートでは、Cool School は実施各校から非常に高い評価を得ているとされている。それによると、Cool School のねらいは、「コンフリクトを扱うパラダイムが変わり、よりよい学習環境を学校現場において創出すること」と解釈されている。そしてカリキュラムの中で保健体育とリンクさせて実施することが奨励されている。また、Peer Mediator になった生徒の自己肯定感と自信が増している点も評価されている。

学校による自己評価で注目されるのは、当初のねらいが学校の全般的な状況を改善し、生徒の態度を改善することという抽象的なものであったのが、徐々に、より教育現場に即した形でねらいが修正されている傾向があるという部分である。Cool School もしくは、紛争解決教育というものは、教育活動としては具体的な知識や技術を身に

付ける類のものではなく、前述しているようにライフスキルを磨く、つまり自分自身、自分の身のまわり、社会、世界をより平和にしていきたい(社会変革)と願い、そのプロセスに参加する態度を養って行くことをねらいとしている。それは、学校においては具体的には生徒の態度、しつけ、行儀作法という側面にもつながり得るものでもある。目指すところが大きな理念、目標であるが故に、具体的な場面に即した場合、学校において生徒の行儀作法の修得や成績向上という目標に置き換えられていると解釈することができる。

Cool School を導入することによって学ぶ環境が改善され、成績も向上する、ということが、教育省および学校側が最終的に評価している部分であることが報告書から読み取ることができる。

次節では、具体的な方法について、Papakura Normal Primary School の実践例を通して見ていこう。

### 3) Papakura Normal Primary School 訪問

～Cool School Peer Mediation Programme の実際

大通りから脇道を少し入ると、再び広い芝生の校庭の風景に出会う。2階建ての白い校舎が見えてくる。学校というよりも普通の大きめの家かコミュニティセンターのような印象を受ける。Papakura Normal School の Normal とは、公立学校のことを指すようだ。

生徒数は約600人(60%が欧米系、40%がマオリ。マオリは貧しい家庭が多い。全22クラス)、うち40名がPeer Mediator(仲介者)となっている。この学校は1995年からCool Schoolを導入している。

Peer Mediator になった生徒たちが仲介活動を行うのは、原則として休み時間の間だけであり、場所は主として校庭か教室内に限られる。小学校の場合は、必ず2人1組になって行うことになっ

ている。

生徒は1回の研修を受けただけでは、Peer Mediator になることはできない。1回目の研修を受けたあと、その中から6～7名の生徒が選ばれる。方法は、各生徒の希望と先生からの指名との組み合わせで、年齢的には小学校の場合には、11歳～12歳の上級生層に限られる。選ばれた生徒たちはさらに研修を受けたのちに、実際の仲介活動に入る。こうしてさらに関心のある生徒がコーディネーターの教師から研修を受けて、正式なPeer Mediator になれる。

コーディネーターの教師は週1日授業を免除され、昼休みにPeer Mediator とミーティングを行い、その週の様子について報告や相談を受けたりする。また、保護者に対しては、年に1回ニューズレターを発行し、様子を伝えている。

Papakura School の校長先生は、導入したことによって、先生の負担が減ったこと、いじめが少なくなったことを積極的に評価している。それまでは、先生が校庭の見回りをしたり、もめごとの仲裁に入ったりしていたそうだ。

実際に7名のPeer Mediator の生徒に集ってもらい、モデルケースのシミュレーションを見せてもらった。

#### 場面設定

校庭でなわとび遊びをしているところに、ボール遊びをしていた別の子どもたちのボールが飛び込んできてなわとびが中断された。お互い相手が悪い、自分の責任ではない、ともめている。

(Peer Mediator (PM) の生徒が2人でやってきた。片手に記録用の紙がはさまれたクリップボードとペンを持っている)

PM : どうしたの?

生徒1 : なわとびをしていたところにボールがこ

ろがってきて、せっかく続けて跳んでたのにダメになっちゃったんだ。それなのに謝りもしないんだよ。

生徒2 : だってボールが転がっていったのは僕のせいじゃないよ。

(簡単に事情を聞いたあと、その場に輪になって皆で座る)

PM : ではもう少し詳しくそのときの様子を教えてください。

(説明する生徒たちの言葉を、記録用紙に書き取っていく)

PM : それぞれの事情と気持ちはよくわかりました。それではそれぞれ相手にどうして欲しいですか?

生徒1 : まず謝って欲しいんだけど。でもボールを転がしたのはわざとじゃないっていうのもわかるよ。

生徒2 : わざとじゃないけど、なわとびを中断させてしまったのは悪かったよ。

PM : じゃあ、なわとびを中断させてしまったことを謝って、お互い握手してこの問題は終わりにしよう。

(お互いに握手する)

\* \* \*



左側の3人がPeer Mediator 役

Peer Mediator の生徒が、両者の言い分を聞き

ながら、「それではどうしたいのか？」という質問を繰り返し尋ねているのが印象的であった。また、記録を細かくとっていき作業は、客観的に状況を見ていく上で、クッションの役割を果たしていた。

実演を見せてもらった後、さらに子どもたちにインタビューを行った。Peer Mediator をやっている子どもたちの感想は次のようなものである。

(質問) mediation をやっていてどんなことを感じますか？

- \*楽しい。他の人を助けることができる。昼休みだけだし、仕事をすることによって、先生から信頼を得ることができる。
- \*学校全体では45人の mediator が週1回交代でやっている。なりたい子はたくさんいる。高い評価を得られるし、信頼を得られる。
- \*先生や大人に仲裁に入られるより、友だち同士の方がいい。
- \*Peer Mediator になる前、mediation された経験がある。そのときにあこがれを持つようになってやってみたいと思った。

(質問) コンフリクトの中味として多いものは何ですか？

- \*簡単なのは、ボールのとりあい、けんか、悪口を言われるなど。なかなか友だちができない、という悩みを相談されることもある。
- \*いじめが実際にあっても人には言えないが、仲介 mediation をすることによって、直接的にいじめを解決するのではなく、いじめをしにくい雰囲気を作ることができる。Peer Mediator の大事なところは、みんなに話すチャンスを与えるということ。

Peer Mediator をやってみて学んだこととして一番多かったのは、人の話を聞く態度を養うこと

ができた（それまでは自分ばかりしゃべっていた）、責任感が増してきた、helpful な人になりたい、つまり他者を助けたいという気持ちが強くなってきた、などである。家でも妹や弟のけんかの仲裁に入ることが増えたそうである。仲裁の内容は、他の友だちにはしゃべらないことが原則である。

彼らに期待されているのは、このスキルが生涯続く life-long skill として確立されていくことである。そして、将来的にはコミュニティの mediator になっていくという大きな目標が想定されている。

子どもたちに将来どのような職業につきたいか、と尋ねたところ、弁護士と答えた生徒が数名いたことも、その期待の表れだろうか。

#### 4) 見学を通しての印象

Peer Mediator をやったことは、実は学校の内申書に記述されるのである。Peer Mediator は必ずしも子どもたちにとっての動機が、その役割の中味への関心だけとは限らないこともありうる。成績が悪くても先生からの信頼を得ることによって進学に有利になる、という心理がのぞく生徒もいた。それでも Peer Mediator をやることによって育まれるスキルは、その子どもの中にはプラスの経験として残っていくと思われる。

日本の学級運営には、学級委員長制度と生徒会制度がある。ニュージーランドの小学校にはこのようなシステムはない。先生と生徒の関係のみで教室が成り立っている。Peer Mediator の学校における役回りは、どこか学級委員長の存在に似ていると感じられた。また、人の話を聞く、責任感を持てるようになる、ということも、いわゆる「躰」を想起させる。教師と生徒の中間に位置しているところは両者の共通点であるが、日本の学級委員の場合には、教師からの伝言をクラスの生徒に伝えたり、教師の用事を代理で行ったり、というトップダウンの側面がある。一方で、Peer

Mediator は、仕組みの枠自体は学校や教師側からの提示だが、生徒の自発的な行動が尊重され、Peer Mediator となった子どもたちと教師との間の双方向のコミュニケーションが確保されている点で大きく異なる。

最初に Peer Mediation の話を日本で聞いたときに受けた印象は、特定の子どもが mediator になるのではなく、すべての子どもたちが自発的に mediator の資質を身に付け、実践できるようなプログラムだと思っていた。このようにシステム化され、特定の子どもたちのみが mediation を行うことは、子どもたちの中にある種の「違い」「格差」を生み出すことにならないのだろうか、という疑問が残った。制度上は、Peer Mediator には自発的に立候補することが前提であり、交代しながらなるべく多くの生徒が経験できるように配慮がなされている。

また、このようなプログラムが形骸化しないための工夫も必要であると思われた。

システムとしてのこのプログラムを成功させる鍵は、学校のコーディネーターの教師の手の中にあると言えよう。週1回の生徒たちとのミーティングを確実にこなし、Peer Mediator となった子どもたちへのケアを欠かさないことが最も基本的で大切な要素である。コーディネーターの教師が転勤などで他校に移り、プログラムがうまくいかなくなったという事例もあるそうだ。教師の役回りは、継続していくための条件としては欠かすことができない。一方で、いつまでも同じ教師がコーディネーターの役割を担うということも、他の教師の認識を高める上では妨げになることも考えられる。こうした場合、コーディネーターが他の教師とのコミュニケーションを密にし、連携体制をうまく作ることが求められる。

Cool School を学校で成功させることは、その学校に対する保護者や地域社会からの評価を上げることにもつながる。そういう意味でも熱心に取

り組む学校は今後も増えて行くであろう。

### 3. NZ の平和思想の源流—Parihaka 村の非暴力の思想

ニュージーランドには、素晴らしい自然環境だけでなく、歴史的にも大変貴重な経験を持っている。それはマオリの伝統的な知恵から来ている非暴力の思想である。そして直接、間接に、ニュージーランドの人々の平和思想に影響を与えているようである。

ニュージーランドの人口の14%<sup>(9)</sup>がマオリと呼ばれる先住民族とされているが、マオリには、インドのガンジーなどに先立ち、すでに非暴力の思想を象徴するような歴史のエピソードが存在している。ニュージーランドの北島に西側にあるタラナキ山（日本の富士山と似た形をしている）、その麓にあるパリハカ村がその地である。

マオリの8つの部族—ナティ・タマ、ナティ・ムトゥンガ、ナティ・マル、テ・アティアワ、タラナキ、ナティ・ルアヌイ、ナティ・ルアヒネ—は、1820年ごろ南下し、パリハカ村に入った。しかし1879年、天然資源の豊かなこの地に入植した英国人（軍）との間に戦争が起こり、マオリたちは土地を奪われてしまう。1881年11月、1600人の英国軍は、パリハカ村に突入、マオリの人々は、非暴力で対応した。結果的にこの村の家々はすべて焼き払われ、多くの人々が暴行を受け、圧倒的な英国軍の勝利に見えた。このときこの村のリーダーだったフィティ・オ・ロンゴマイ（テ・アティアワ族）、トフ・カカヒ（ナティ・ルアヌイ族）は、「他者とともに生きる」というマオリの伝統的価値を重んじ、「非暴力的な方法での抵抗」を行った。歴史の中では、英国軍はヒーロー扱われたが、後年この詳細が明らかになるにつれて、パリハカの人々の非暴力思想が見直され、歴史が訂正され、トフカカヒとフィティオロンゴマイは一躍有名になった。土地を奪われることに対して、

抗議と非暴力的抵抗の方法をとったことは、今では非常に民主的な抵抗の方法として受け入れられている。

1994年にピースファウンデーションでは、このことを題材にしたブックレット教材を作成し、2002年には再版されている。その内容（目次）は、以下の通りである。（ ）内及び日本語は筆者訳。

- 1) The Seeds of Conflict~understanding the Background (紛争の種—その背景を理解する)
- 2) Understanding the World of the Nineteenth Century (19世紀の世界を理解する)
- 3) The Confiscation of the Land (土地の没収)
- 4) The Confiscation of the Land in Taranaki (タラナキの土地の没収)
- 5) If You Have Taken Silver... You Will Be Lost (もし銀を得ることを選んだら、あなたは自分自身を失うであろう。キリスト教の裏切り者のユダの喩え)
- 6) Taranaki 1863 - 1882 (タラナキ1863 - 1882)
- 7) Parihaka Peace Pride and Prosperity (パリハカ—平和へのプライドと繁栄)
- 8) Power and Peaceful Protest (力と平和的抵抗)
- 9) The Settlers Unsettled (不安な定住者たち)
- 10) Te Whiti ad Tohu (フィティとトフ)
- 11) The Trail and the Eel (裁判とうなぎのように法の網をすり抜けるイギリス政府)
- 12) The Roads, The Survey Lines, The Forts, To Serve And Mark And Hold The Looted Earth (道路建設のための調査という名の侵略、略奪された土地)
- 13) Resistance and Repression (抵抗と鎮圧)
- 14) War Fever (戦争熱)

15) Occupation (占領)

16) The Present Day Peace Protest and Power (今日の平和的抵抗と力)

歴史を再考し、マオリの側から見た歴史へと発想を転換していくとともに、マオリの伝統的な価値である非暴力を見直し、紛争解決の方法への手がかかりとしているといえよう。

この歴史的財産が今後のニュージーランドの平和教育にどのように生かされていくのか注目したい。

最後に、参考資料としてピースファウンデーションの発行するCool Schoolの基礎情報小冊子を筆者が翻訳したものを掲載し、本レポートを終わりたい。

#### 【参考資料】

『Cool School Peer Mediation Programme 基礎情報キット~Peer Mediationという考え方』より

- 1) Peer Mediationは、生徒のセルフエスティームを促進し、ライフスキルを築くことをねらいとしている。
- 2) Peer Mediationは学校の環境をよりよいものにしていく。

すでにこのプロジェクトを実践している学校の報告によると、80%から85%のもめごとのケースが解決している。生徒自身が自分たちの問題を解決するための適切な解決方法を見つけることができるようになった。結果として、先生はけんかの仲裁に入る時間から解放された。

- 3) Peer Mediationは、学校や地域での暴力を軽減する。

Mediationは、暴力に対して効果的な代案を提供する。Mediationの訓練を受けることによって、さまざまな問題に対して非暴力的な解決を見つけようという態度が養われる。相互に合意できる解決方

法に到達することによって、しかえし（復讐）の悪循環も断ち切られることになる。

#### 4) 異なる文化間の関係

Mediation のトレーニングは、若者が、異なる文化により敏感になることを可能にし、あらゆる視角を含んだものの見方（より敏感な）ができるような方法を提示する。

#### ▼中学校において

mediation は、

- \* 平和的にコンフリクトを解決する
- \* 学校の教育環境を強める
- \* すべての生徒にとって価値ある重要なライフスキルとワークスキルを教えてくれる

#### ▼小学校において

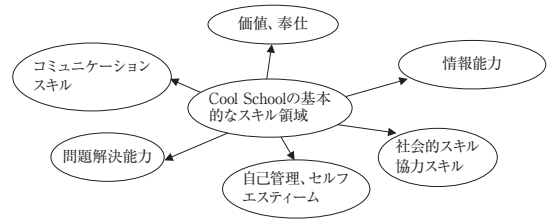
ポジティブな教室環境を創るために

- \* セルフエスティームを育む
- \* 目標の設定をする
- \* ビジュアル化する
- \* 協働学習と遊び
- \* スキルと技術を教えることによって、生徒たちが自分たち自身でコンフリクトを解決できるようにコンフリクトを平和的に解決する。



工夫によっては、調査、統計、データ集め、出版などを行うことによって、数学、科学、技術などの学問領域に統合されうる。

#### ▼保健体育教育カリキュラム



#### ▼保護者向けプログラム（2時間セッション3コマ）

- \* より効果的にコミュニケーションするために
- \* 家でコンフリクトを平和的に解決するために
- \* 家族関係を強化するために

#### ▼職場におけるスタッフ同士の mediation と紛争解決

職場でのコンフリクト

- \* コンフリクトの一般的な原因
  - \* コンフリクトへのさまざまな反応
  - \* mediation のプロセス
  - \* mediator の役割
  - \* 関連する mediation のスキル
  - \* 状況に関連するワークを使ってプロセスを練習する
- ターゲットグループ：教師 特にシニア管理職、小学校、中学校の理事

#### ▼職員室のストレスをなくす

教師向け5時間コース

- \* 紛争解決の12のスキル<sup>(10)</sup>
- \* 個人的なコンフリクトを扱うための実践的なテクニック
- \* 性格のタイプを知る
- \* mediation 成人のスキル
- \* メンタリング、仲間同士のサポート

#### ▼成人のコンフリクト管理

コンフリクト解決の基本原則を会得し、実際の場面

でこうした原理をどのように使うかを示す。教師、理事、ビジネス、家庭での関係に有効

\*12のスキル

\*アサーティブネス

\*コンフリクトのマッピング

\*協力する力

\*選択肢を見つける

\*交渉と仲介

\*感情を管理する

#### ▼校長先生へのアンケート

10人のインタビューと188人の電話によるアンケート

\*ピースファウンデーションは知らなくても Cool School は知っている割合が高かった

\*Cool School はコンフリクトと暴力に対処するのにもっとも効果的である

#### 註

- (1) 日本語にすると「美德」と訳すのがもっともぴったりくる。道徳とは異なるが、内容的には「honesty (誠実)、courtesy (礼儀) などの類の語をカード化し、クラスごとに週間目標や月間目標をたて、その言葉を日常生活の中でどう実現していくかをトレーニングするプログラム。日本の道徳教育や徳目と内容的には近いものがある。
- (2) 基本的に学校名やプログラム名などの固有名詞の一部は英語表記のままである。また、適切な日本語訳の見当たらない Peer Mediator や mediation は、英語表記のままにしている。
- (3) 帝塚山学院大学教授。公開研究会は、2004年10月22日に、「Talk for Peace! ~開発教育と平和教育をつなぐ」をテーマに開催された。
- (4) Disarmament and Security Centre (Aotearo/New Zealand at the world court and the naked nuclear emperor)
- (5) フランス政府からの Rainbow Warrior in

Auckland Harbour in 1985への賠償金で設立された信託

(6) 1984年度より開始

(7) ピースファウンデーションのウエブサイト：  
<http://www.peace.net.nz/cool.schools.htm>  
(2005年7月28日現在)

(8) ニュージーランド教育省のウエブサイト：  
[www.minedu.govt.nz](http://www.minedu.govt.nz) (Ministry of Education, New Zealand/Aotearoa) (2005年7月1日現在)

(9) マオリの定義は、基本的に自己申告とされている。少しでもマオリの血が入っていれば自分をマオリと認識する人や、マオリの血が入っているかどうか定かではなくても自分がマオリだと認識すればマオリとみなされる。

(10) 紛争解決 (Conflict Resolution) のための12のスキル

- 1) Win/Win (潜在的な敵を問題解決のパートナーに変える)
- 2) Creative Response (コンフリクトについて話すときに、前向きな態度をとる)
- 3) Empathy (別な角度からの視点を見出し、価値を加えることによって発展させる)
- 4) Appropriate Assertiveness (他者を責めたり攻撃したりせず自分のニーズを表現する。他者に対しては優しく、問題に対しては厳しく)
- 5) Co-operative Power (力関係の不平等を明らかにし、共同決定の際、それがどのような影響を与えるかを分析する)
- 6) Managing Emotions (自分の感情を適切に表現し、他者も同様であるよう援助する)
- 7) Willingness to Resolve (すべての当事者が問題解決に貢献できるようにする)
- 8) Mapping the Conflict (すべての重要な当事者を明らかにし、それぞれのニーズや関心を明確にする)
- 9) Designing Options (最初の段階では、あまり



議論したり取捨選択せずに幅広いオプションの可能性をデザインしておく)

10) Negotiation (公平で公正で常識的な提案をする)

11) Mediation (公平で客観的な第三者の仲介者の

提案について説明する)

12) Broadening Perspectives (問題そのものを超えたより広い文脈を捉えることによりどのような影響があるかという視点で解決方法を提示する。)

## NPO・住民・行政が協働で取り組む「生ごみ資源化事業」

～埼玉県比企郡小川町を訪問して～

小 口 広 太

(国際学部4年)

### はじめに

人間生活の基本原理は物質代謝に依拠しており、なかでも食生活はその具体的な側面である。すなわち、食べ物を摂取することで私たちの活動のエネルギーを得て、また、食べ物自体の生産活動においてエネルギーが必要となる。したがって、食べ物とエネルギーを「安心・安全」な形で手に入れ、利用することができる、すなわち、安心して生きることができる生活は人間の安全保障の原点の一つである。

しかし、食とエネルギーの現状認識はどうか。私たちの食生活は当たり前のようにますます海外への依存を強め、また、エネルギーについても同じで、何百キロも離れた場所から電力が届けられている現状を疑問視することなく、それらを当たり前のように消費している。

今日必要なことは、食とエネルギーを、自分でチェックできるような身近な存在として捉えることが可能な「顔の見える」関係の中から問い直すことによって、「安心・安全」の根拠を再構築することではないだろうか。この問いかけこそ、「持続可能な社会」に具体的な輪郭を与えていくことを可能にしていく一歩になるであろう。

「持続可能な（サステイナブル）」という用語は魅力的ではあり、多くの場面でよく耳にするが、その内実を与えていくことが不可欠で、とりわけ、持続可能な社会をどのように実践するのかという

のが一番の問題である。

こうした観点から、このレポートでは「特定非営利活動法人 小川町風土活用センター（NPOふうど）」が行なう「生ごみ資源化事業」を具体的事例として紹介することで、持続可能な社会がどのように実践されようとしているのかを「食」と「エネルギー」をキーワードとして明らかにしてみたい。

NPOふうどは月に1回のペースで、生ごみ資源化事業や有機農業<sup>(1)</sup>、自然エネルギー<sup>(2)</sup>などの取り組みを直接現場で紹介する公開勉強会（オープンデー）を開催している。私は2005年5月14日に開催されたオープンデーに参加した。

本レポートはその紹介が中心だが、まず、「NPOふうど」を取り巻く背景とその成り立ちについて触れておこう。

### 1. 「NPOふうど」の成り立ち—住民自身が考え、行動する—

小川町は人口約37,000人（12,500世帯）で、埼玉県のほぼ中央部に位置している。周囲を外秩父の山々に囲まれ、今もなお緑豊かな自然と里山風景を残す町だ。

しかし、「そればかりが小川町の風景なのだろうか。小川町も地の利がいいという理由でちょっと気を抜くと色々な問題が起こる」と、NPOふうど代表の桑原衛さんは田んぼの写真や地図を見

せながら、ゴルフ場建設による環境汚染や産業廃棄物不法投棄の問題を指摘した。これらの問題は自分に責任がないとしても、その地域における農業や生活に少なからず悪影響を与える。

「自分の農地だけで無農薬・無化学肥料で豊かな暮らしをしようとしても実際は難しい。ひとたび風聞がたつと丹精込めて作った農作物でも商品価値がなくなってしまう。小川町で暮らして、稼ぐためには自分の農地だけではなく、自分が暮らす地域に、地域の周囲に自分たちの考えを伝え、働きかけないと、小川町で生きていくこと、稼ぐこと、そして豊かな生活を営むことができない」桑原さんからは、小川町で農業を営むことに対する意識の高さがうかがえる。

このようにして地域に潜む問題を自分の問題として捉え、考え、地域で取り組むことで、農業を営む個人、即ち「点」としての意識ではなく、地域の農家全体の間「面」としての環境意識が形成されている。

また、「生業に関わる人間は、自分が思いを込めて作った作物が、正当な価格で消費者の手に届くことが何よりもうれしい。農家は農作物を作り、林家は木を育てるということだけにどうしてもこだわってしまうが、この境界線をできるだけ潰して、取り払い、環境に関わることを農家がやることで、環境を守ることも農業の仕事だと農家自身に考えさせたい」と、桑原さんは語る。農家、林家自身の環境に対する意識改革もNPOふうどの目的だ。NPOふうどは農家が農業を行なう他に、NPOふうどの活動に関わった場合は、ボランティアではなく、時給800円を支払うことにしている。

以上のような環境意識を踏まえて、自然エネルギーや自然環境など地域の資源を自分たちの日々の暮らしや農業に取り入れ、環境にプラスになるために工夫をし、その技術を自らの手で作り、生活を豊かにしていこうという目標を掲げ1996年に小川町やその近隣に住む農家・林家が中心となり

「小川町自然エネルギー研究会」を発足させた。1998年には1回目の「自然エネルギー学校」を開校。農家以外の人たちとも自然エネルギーの知識や技術を共有できる場を設けた。

2002年には、環境にプラスになる活動を個人々の暮らしだけでなく、地域社会にも積極的に働きかけをしていく目的で、町や地域の住民と協働して様々な事業を行なう「NPOふうど」を設立。環境問題の高まりとともに、農家、林家以外の人たちも環境に負荷をかけない暮らしをしたいとNPOふうどに入会している。今では、メンバーの過半数は、そのような人たちであり、かつ、小川町外の人たちだ。

NPOふうどの活動方針は以下の通りである。

- (1) 環境保全とエネルギー生産を通して、環境を守り育てる主役である農業・林業を振興させるのに役立つ国内外の情報や小川町独自の試みを農林業関係者、住民、行政に提供する。
- (2) 地域内の有機物資源を多目的に活用するための技術開発や情報収集を行ない、それを商工業や町づくりに活用できる仕組みを提案する。
- (3) 住民、とりわけ子どもたちが農業・林業に身近に接し、風土に対する愛着と洞察を育むためのプログラムを提供する。
- (4) 小川町の風土が生み出す様々な情報を内外に発信する。
- (5) 非営利セクターとして、民間・自治体の環境関連事業の委託業務を行なう。

以上のような活動方針のもと、NPOふうどの具体的な活動内容としては、前述した農家に環境保全や自然エネルギーに関する情報や知識・技術を提供し環境意識を持たせる活動、月1回開催されるオープンデー、自然エネルギー学校の他にも、食農教育、有機農家での農作業体験、生ごみ資源化事業など多岐に渡る。この中で特に力を入れて取り組んでいる活動が「生ごみ資源化事業」であ

る。

それでは、座学の講義内容とバイオガスプラント見学の内容を中心に、循環型社会を作り出す生ごみ資源化事業について見ていこう。

## 2. 生ごみ資源化事業について

### 1) 小川町の環境基本計画策定—集まった41人の住民たち—

生ごみ資源化事業は行政・住民・農家の三者三様の視点に立って始まった。しかし、この三者が意見を交換して、内容を一致させることは容易ではない。この三者が話し合い、その内容を一つの事業として形とするためにはキッカケが必要であった。小川町の場合は環境基本計画<sup>(3)</sup>がそのキッカケとなり、NPOふうどや農家がそれを積極的に活用したといえる。

環境庁（当時）は1999年度に「地球温暖化対策実証実験地域予備調査」を実施した。これは、市民・自治体・事業者が協働して地域の固有性や特徴を活かした様々な技術を集中的に投入することで、温室効果ガスの排出を削減するモデルの形成が目的である。小川町はその対象地域に選定され、小川町自然エネルギー研究会が行政の協力のもと、実質的な調査とプランを立案した。これが環境基本計画へのアプローチになり、1999年からその策定が始まった。

一般的な環境基本計画はコンサルタントが間に入って計画を策定するので、住民は参加できない。しかし、小川町の場合、注目すべきは、環境基本計画策定が「住民参加型」で行われた点である。人数無制限で公募を行った結果41人の町民が集まった。環境基本計画策定町民協議会にはNPOふうどの前身である小川町自然エネルギー研究会のメンバーも参加し、部会を作り、100回以上の話し合いを重ねた結果、「小川町環境基本計画」が完成した。

この計画の中には「住民アクションプラン」と

いう項目がある。これはボランティアで参加した住民の考えを反映させ、住民が率先してできることを定めたプランである。その一つが「生ごみ資源化事業」であった。

以上のようにして、住民の主体的な発想から環境基本計画が作られた。次に、生ごみ資源化事業に対する行政、住民、農家、NPO、それぞれの主張を見てみよう。

### 2) 明らかになった行政・住民・農家の主張

行政は可燃ごみの30～40%を占める生ゴミの資源化によるゴミの減量ができないかと考えていた。小川町全体の生ゴミの量は年間で1,600トン。今は焼却処分をしているが、ゴミの量は年々増加し、施設の処理能力の限界まで達している。

市街地住民は農村部、地元住民との関係が薄いので、なんとか交流をして地域社会での役割を担いたいと考えていた。ここでいう市街地住民とは小川町の中心部とバブルの少し前にできた大きな団地（みどりヶ丘団地と東小川団地）の住民のことだ。また、住民は生ゴミを燃やすのがもったいないという考えも持っていた。

小川町の農家一軒あたりの農地面積は三反または三反以下と非常に小さく、少量多品目の農業を行っているので、有機農家に限らず農家は土作りにこだわり、総じて堆肥を多く使用する。したがって、農家は安定した有機質肥料を得て、農産物の地産地消を進めたいと考えている。

以上のように、三者三様の主張が環境基本計画を策定する協議会の中で明らかになり、三者の視点に立って、地域の自然と資源（人・もの・お金）で問題解決を図る生ごみ資源化事業が始まった。この中で、NPOふうどは行政・住民・農家が知恵を出し合って皆がプラスになるための仕組みづくりに協力している。地域の開発は地域のニーズを把握し、取り組むことが基本なので、この協議会は有意義であったといえる。

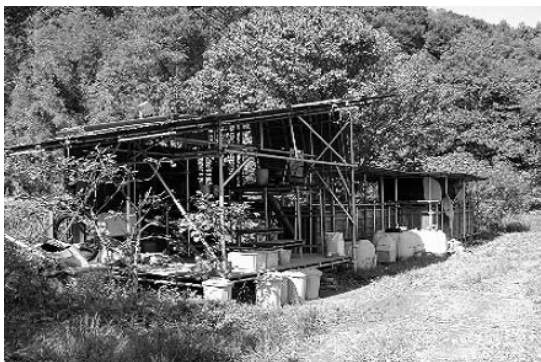
### 3) ついに始まった生ゴミ資源化事業

小川町では、早くからバイオガス技術<sup>(4)</sup>を取り入れ、1992年から家庭規模でのバイオガスプラントの運転を行ってきた。また、NPO ふうどはバイオガス技術の普及 NGO であるバイオガスカラバンの協力を得て、1996年から小川町内で分散型バイオガス施設の普及活動をしている。このような背景もあり、2001年5月にNPO ふうどは生ゴミ資源化事業のためのバイオガス実験用プラントを設置した[写真]。

それでは、[図1]を参考にしながら生ゴミ資源化事業による資源の流れを見ていこう。

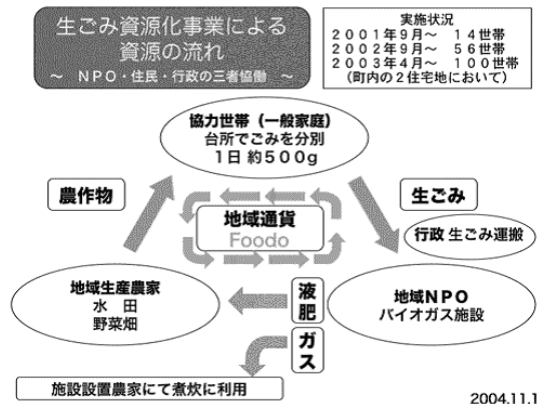
各家庭に水切りができる2重底の18リットルのポリバール缶が配られる。協力家庭は生ゴミを分別し、ゴミ集積所に置いてある生ゴミ専用40リットルの入れ物に水をきった生ゴミを入れる。その入れ物を行政が週4回(月・木はみどりヶ丘団地、火・金は東小川団地)回収し、100世帯分の生ゴミをプラントに運ぶ。このように運ばれた生ゴミをNPO ふうどのメンバーが当番制でプラントに投入し、液肥(肥料)とバイオガス(エネルギー)へ資源化する。また、プラントの維持管理もNPO ふうどの仕事だ。液肥は生産農家が利用し<sup>(5)</sup>、バイオガスは家庭の煮炊きやお風呂に使用する<sup>(6)</sup>。生ゴミを出した協力家庭には地域通貨

[写真] 実際に設置されているバイオガスプラント



出典：NPO ふうどホームページ

[図1] 実施中の循環資源化事業における資源とサービスの流れ



2004.11.1

出典：NPO ふうどホームページ

「FOODO」が配られ、それらを野菜交換会において、生産農家が育てた農作物と交換する。つまり、生ゴミは姿を変えながら、台所-プラント-農地-台所と循環する。

### 4) 技術の選択—「低コスト」「地場産」プラントへのこだわり—

バイオガス実験プラントは小川町自然エネルギー研究会のメンバーが建設した。その際、どのような技術を選択し、コストを下げたのか。お金があれば知恵を出さなくても、プラントを購入するだけで終わってしまう。だが、NPO ふうどはあくまでも住民の手で作り出す「低コスト」「地場産」プラントにこだわっている。NPO ふうどが掲げる技術を選択する際の方針は以下の3点だ。

- (1) 経済性に優れた小中規模の分散・収集・資源化システムをつくる。
- (2) 地域の経験や技術・資源・産業を活用した低コストの「地場産」施設をつくる。
- (3) 町民が意欲を持って、分別を継続できる仕組みをつくる。

実験プラントは生ゴミ投入量100kg/日、ガス

発生量  $6 \text{ m}^3$  / 日、発酵槽の大きさ  $8 \text{ m}^3$ 、槽内温度  $35$  度（中温発酵）で、200世帯の生ゴミを資源化できる小型プラントだ。注目すべきは建設費 165 万円という低コストを実現させた点である。このプラントは単管とコンパネだけでできていて、全てが手づくりである。3 日間かけて 10 人でつくり上げた。もしこのプラントを外注して、メーカーに作らせるとおそらく 2000 万円はかかる。

「自分たちが自分たちのリスクで、知恵を出し合い、工夫することで、生ゴミの資源化を行わないと結局、循環型社会をつくれればつくるほど、その地域は「貧しく」なる危険性がある」と、桑原さんは語る。

生ゴミの焼却と資源化を比べると、人件費や運搬費などを含め資源化のほうがより手間がかかり、コストもかかる。プラントを大手企業に外注すると、経費や利益の上乗せで非常に高くなり、メンテナンスも自分でできず、将来にわたり維持管理にも多額の費用がかかる。また、補助金や助成金を利用して、プラントを購入するだけでは物足りない。

したがって、焼却よりも資源化のほうが低コストで経済的にプラスになり、循環すればするほど地域が「豊か」になる仕組みを自分たちで考えなければならない。この問題が NPO ふうどや住民、農家の一番の知恵の出どころであった。

その知恵というのが、外注せずに地域の資源・技術・産業を利用し、自分たちの手で作るという徹底した「低コスト」「地場産」へのこだわりだ。

以上のようにして、ハードの部分で、経済性に優れた「低コスト」「地場産」プラントをつくり上げた。

##### 5) 地域通貨「FOODO」の現状と可能性

次に、ソフトの部分で重要な役割を果たしている地域通貨<sup>(7)</sup>「FOODO」について、先に示した図 1 を参考にしながら、その現状と可能性を探っ

てみたい。

NPO ふうどの場合、焼却するよりも資源化した方が低コストになる仕組みを利用して、そこから出た利益を地域通貨の原資としている。焼却から循環への変更、それ自体を原資とした地域通貨の意味は大きい。

現在、焼却して行う生ゴミ処理は  $32 \text{ 円/kg}$  がかかるが、この地場産バイオガスプラントで資源化すると  $12 \text{ 円/kg}$  と  $20 \text{ 円}$  の節約になる。この差額  $20 \text{ 円}$  が地域通貨の原資となる。バイオガスでの処理費用  $12 \text{ 円/kg}$  は NPO ふうどがプラント建設・運転・維持管理費込みで町から業務委託しても利益を出せるとしてはじいた概算額である。ちなみに、一家庭あたりの生ゴミ提供量はおよそ  $110 \text{ kg}$  (2002 年実績) なので、 $110 \times (32 - 12) = 2,640 \text{ 円}$  が一家庭あたりの通貨原資となる。また、年間の生ゴミ焼却処理費用は約  $7,000 \text{ 万円}$  であるが、資源化すれば、最大で年間  $3,000 \sim 4,000 \text{ 万円}$  の節約になる。したがって、 $3,000 \text{ 万円}$  相当が通貨原資に振替できる。

それでは、NPO ふうどが取り組んでいる地域通貨「FOODO」の現状を見てみよう。

- (1) 生ゴミ資源化に対する報酬。生ゴミ資源化への協力として、毎日生ゴミを分別をしている住民に「小川町農業後継者の会」通称「わだちの会」という地元農家グループが地域通貨を発行し、5FOODO (500円相当) を 6 枚、 $3,000 \text{ 円}$  相当を一家庭に配っている。住民は年に 2 回 8 月と 11 月に開かれる野菜交換会で、わだちの会に所属する農家が育てた野菜と配られた地域通貨を交換することができる。毎日苦勞して生ゴミを分別している住民にとって、うれしい見返りだ。野菜ボックスの中には、人参、銀杏、椎茸、青梗菜、サニーレタス、大根、じゃが芋、白菜、液肥で作られたお米など盛りだくさん。
- (2) 地元農家グループが地域通貨を発行。現在

は、わたちの会が地域通貨を発行し、野菜交換会で住民から地域通貨を受け取ったわたちの会のメンバーはそれを町役場環境衛生課に渡し、相当の円を受け取っている。

- (3) 地元農家との野菜交換。住民は野菜交換会において、配られた地域通貨と地元の農家が育てた野菜を交換する。ここでは、野菜交換会が住民や農家にとって、どのような効果をもたらしているのか、少し触れておこう。

市街地住民は野菜交換会を通して農家との交流もでき、「自分も地域社会の一員として生ごみ資源化事業に参加している」という意識が生まれる。また、市街地住民は、より「安心・安全」な野菜を手に入れ、食べることができる。

農家は市街地住民との交流の中で農業が認知されるので「地元の人を買ってくれるのなら」と意欲が湧き、遊休農地の解消へとつながる。それは、とりもなおさず、農家が環境保全活動に参加することにつながっている。

市街地住民と農民が直接野菜を交換し、対話をし、両者が人間的にも交流しあう「顔の見える関係」の中から、「生産者（農家）と市街地住民（消費者）の共生」が生まれている。

その他にも、ただ生ゴミとして出しているのではなく、「資源」として生ゴミを出すという「自覚」が住民の中に生まれ、生ゴミの質が上がるという効果が出ている。つまり、住民にとって、きちんとした生ごみの分別が野菜になるという実感が、「生ごみの中にタバコや異物が混入することを避けよう」という意識の変化につながる。また、生ゴミが全体的に減量されるなどうれしい効果も出ている。循環型社会を主体的に担う「自覚的な住民」が育っている証拠だ。

次に、以上のような現状を踏まえつつ、地域通

貨「FOODO」の今後の展望について見ていこう。

- (1) 地域通貨の発行は独自の第三者機関（NPO、町民、識者よりなる）がする。つまり、NPO ふうどが32円/kgで処理を業務委託し、地域通貨を発行する体制にする。
- (2) 地域通貨で農家が液肥を購入する。液肥を分析し、収量増加や食味改善を明らかにし、また、「地域新エネルギービジョン」<sup>(8)</sup>を実現し、町内の家庭から出る生ごみをすべて資源化することができれば、小川町全体の農地で十分利用できるくらいの液肥を取り出すことができるので、町が地域通貨を買い取るという禁じ手を使わずに、NPO ふうどが液肥の販売で地域通貨を回収することが可能になる。これが可能になれば、農家は安定した有機質肥料を得て、農産物の地産地消を進めることができる。
- (3) 野菜との交換だけでなく地域の財貨・サービスの交換に利用する。現状では、この地域通貨は年2回の野菜交換会でしか使えない。小川町は野菜を作っている人が多いので、野菜以外にも地域通貨が使えないかと考えている。「今年は、大豆・小麦・お米に液肥を実験しているので、大豆でできた豆腐やお味噌、小麦でできたパン、うどんなどに地域通貨を使える仕組みをつくりたい」と、NPO ふうど事務局の高橋優子さんは地域通貨「FOODO」が持つ可能性に期待を膨らませている。また、小川町の間伐材を利用した製品や福祉サービスなどにも地域通貨を使用できれば地域活性化へとつながる。

#### 6) 生ごみ資源化事業が証明したこと—地場産バイオガス技術が持つ社会的意義—

生ごみ資源化事業についてその背景から地域通貨まで述べたが、この事業によって明らかになったことはどのようなことか。桑原さんは以下の3

点を挙げた。

- (1) 住民、行政、NPO が協働する事で、採算性のあるバイオマスの利用の仕組みが構築できる。つまり、NPO ふうどが行政、住民、農家のつなぎ役になることで、三者が共有できる公共の場・情報交換の場を提供し、ネットワークをつくり上げている。
- (2) 分散型バイオガスは経済性が高く、収益性も確保できる。NPO が採算性を重視して、公共性のある事業を行い、行政のリスクを軽減することで、お金がなく、リスクが伴う新しい取り組みに関心を持たない行政は安心して公共事業として協力することができる。
- (3) 家畜一頭あたりの収益性が低く、家畜数を増やすことで、ふん尿は増加するが、家畜ふん尿処理は、法律<sup>9</sup>によって厳しく管理されている。経営規模の大きい資金のある畜産農家は、それに対応できるが、経営規模の小さい資金のない畜産農家は廃業に追い込まれる。そこで、極めて厳しい経営環境にある小規模畜産農家は、地場産バイオガス技術を活用することで、経営環境を改善できるはずだ。

むすびにかえて—「地域で見る」「地域を見る」—

以上、持続可能な社会の具体的事例として「生ごみ資源化事業」を紹介した。

持続可能な社会を実現しようとしているその積極的な姿に感動してしまうが、その中で強調しておきたい視点は「地域で見る」「地域を見る」という視点だ。

NPO ふうどの生ごみ資源化事業や自然エネルギー、有機農業などの取り組みをはじめ、日本を「地域で見る」とその個性を活かした取り組みで自立している地域、また、これから取り組もうとしている地域が数多く存在する。地域で見るとその積極的な姿に「日本もまだまだ捨てたものじゃない」と勇気を与えられる。

もう一つの「地域を見る」という視点は、自分が住んでいる地域をそこで生活している住民自身が内部化するということである。小川町でも取り入れているバイオガス技術の場合は、エネルギーの他に地域的要素が大きい。「バイオガス技術は地域の畑や田んぼとセットで考える必要がある」と、河村さんが強調した通り、バイオガス技術の活用は農村地帯が最も適している。つまり、液肥を畑や田んぼで十分に使用できるので、安い値段で生ゴミを資源化できる。都市部でバイオガス技術を活用すると、ガスは使用できるが、液肥の利用が大変だ。液肥を利用できる農地が少ないので、液肥を処理しなければならず、処理料が高くなってしまう。

小川町には、バイオガスプラントを設置するだけの空間、循環のための空間が存在し、地域の資源、自然環境などの中から、地域にふさわしい条件を住民自身が見つけ出し、評価し、それを利用できるバイオガスの技術や環境を地域が持ち合わせている。また、バイオガスを使用する家庭と液肥を利用する農家がしっかりと存在し、持続的な液肥の利用という点で、農業者育成の環境も整っている。以上のように、小川町は地域を内部化することで持続可能な社会を実現している。

今回紹介した「生ごみ資源化事業」は始まったばかりである。今年か来年には新しく300世帯規模のバイオガスプラントができる予定だ。小川町全体の生ごみを資源化するまでには長い道りであるが、生ごみ資源化事業はすでに小川町の個性となり、地域の価値を生み出している。また、この事業も含め NPO ふうどの活動は明確なビジョンのもと、小川町という地域が持つ可能性にリアリティを与えている。そうすることで都市と農村が可視的に結び付き、NPO ふうどの活動が「持続可能な社会」の全国的なモデルとなり、地域循環のネットワークが広がっていくだろう。



### <謝辞>

今回、オーブンデーで説明をしてくださったNPOふうど代表の桑原衛さん、河村岳志さん、金子美登さん、高橋優子さんに深く感謝いたします。特に高橋さんにはこのレポートのチェックまでしていただきました。ありがとうございました。

### <参考文献>

内橋克人『「共生経済」が始まる 競争原理を超えて』日本放送出版協会、2005  
日本有機農業学会編『有機農業 岐路に立つ食の安全保障 有機農業研究年報3』コモンズ、2003  
E. F. シューマッハー（著）小島慶三・酒井懋（翻訳）『スモール イズ ビューティフル 人間中心の経済学』講談社、1986

### <参考サイト>

<http://www.foodo.org/>（NPOふうどホームページ）

### 註

- (1) PRIME の出版物『南を考える 別冊 食の安全保障』を併読されたい。
- (2) 自然エネルギーとは風力、太陽光、バイオマス、小水力、地熱など「再生可能なエネルギー」のことである。
- (3) 環境基本法第15条の規定に基づいて、地球環境保全を積極的に進めていくために国が定める計画。同法がうたう「循環」「共生」「参加」の理念を基調とし、その実現のための施策の基本的な方向、各主体の役割、計画の効果的な実施のための手段を定めている。また、国の環境基本計画を受けて、都道府県、市町村などの地方自治体レベルにおいても、計画策定が進んでいる。
- (4) バイオガス技術とは、生ゴミや家畜のふん尿、おから、農産残物などの有機物から、バクテリアの力を借りて液体肥料と燃料となるメタンガスを作る技術。
- (5) 生ごみなどの有機物をバイオガスプラントに投入すると、内部で嫌気性（空気が無い状態で活動する）微生物が活動し、発酵する。この発酵中、投入した有機物は空気の全く無い状態を通り、有害病原菌や害虫は死滅するので、液肥はクリーンである。液肥は現在、お米と小麦と大豆、畑の野菜に使用している。お米は収量が5%アップし、小松菜とほうれん草には化学肥料と同等の効果がある。したがって、液肥は米・小麦・野菜などの肥料として効果的に使用できることが実証されている。
- (6) バイオガスは、プラントの管理者であり、オーブンデーでプラントについて説明してくださった河村岳志さんの家で、調理用としての煮炊きやお風呂に使用している。しかし、ガスは継続的に発生しているので、限られた時間に集中的に使用すると、火の勢いが弱くなってしまい効果的ではない。また、全くガスを使用しない夜などは大量のガスが発生している。今以上に効率良くガスを使用するために、明治大学の熱工学研究室と共同で、ガスを圧縮してシャーベット状にする「メタンハイドレード」という装置を現場に置いている。これがうまく機能すれば、ガスを貯め、持ち運びもできるので河村さんの家以外でもガスを使用することができる。地域でエネルギーを自給することも夢ではない。
- (7) 日本では1999年頃から地域通貨が急速に増えはじめ、現在では全国300カ所以上で取り組まれている。日本の場合、多くの地域通貨は、地域コミュニティの再生や人と人とのつながりづくり、地域における公共性・公益性の高い活動の支援などを目的としている。そこからは、生活を楽しみ、暮らしを豊かにし、地域社会に貢献しようとする新しい現代人の姿が見えてくる。
- (8) 小川町は2003年2月に、NPOふうどの協力を得て地域新エネルギービジョンを策定

した。地域新エネルギービジョンでは、1,000世帯規模の中型バイオガスプラントを人口の多い2つの団地と中心部に設置し、それ以外の人口の少ない農村地帯には200～300世帯規模の小型プラントを分散させて8ヶ所に設置して、町内の家庭から出る生ごみをほぼすべて活用する方法が検討さ

れている。

- (9) 平成11年度に施行された農業関連環境三法（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、肥料取締法の一部を改正する法律、家畜排せつ物の管理の適正及び利用の促進に関する法律）により家畜ふん尿処理は厳しく管理されている。

## 2005年 NPT 再検討会議参加報告

—これからの核軍縮における市民社会と若者の役割—

塚田 晋一郎  
(国際学部2年)

### はじめに

2005年5月2日から27日までの期間、ニューヨーク国連本部において、核不拡散条約（NPT）再検討会議が開催された。私はNGOのスタッフとしてこの会議に参加し、大きな国際会議を初めて間近で見ることができた。この経験を通して、本稿では、核軍縮における最も大きな多国間による枠組みであるNPTを基盤とした核軍縮・不拡散体制の現在とこれからについて考えると共に、今回のNPT再検討会議において、国連本部に集まった多国籍なNGOの動きを伝え、そして今後のNGOの取り組みについて注目してみたい。また、NPT再検討会議と関連したNGOの取り組みの中の一つとして、2003年からドイツの学生が取り組んできた「国際法キャンペーン」というものがあり、明治学院大学においても4月にこのキャンペーンを展開した。そのことについても触れたいと思う。

### NPT再検討会議への参加の経緯

さて、2005年NPT再検討会議の内容に入る前に、今回、私がこの会議に参加することになった経緯についてここで少し書いておきたい。

昨年の8月、私は初めて広島と長崎を訪れた。平和教育に力を入れていた学校で教育を受け、育ったことが最も大きく影響を与えたと思うのだが、私は前から広島と長崎を一度訪れてみたいと思っ

ていた。当時は、とりわけ核軍縮といったことに対し、日常的に強い興味があったというわけではなかった。しかし、過去の人類史の中で、ホロコーストと並んで、最も不条理なたちで一般市民を巻き込んだ大量殺戮である原爆投下の傷跡が、未だに色濃く残されており、それが被爆者一人ひとりの生きたストーリーとして語り継がれ、さらには日本における平和イデオロギーの中心的存在であり続けている、広島と長崎という街を、自分の目で見てみたかった。きっと、そこに行けば何かを感じ、自分を突き動かす何かがあると、根拠のない期待感もあった。そして、昨年夏というのは、国際学部というところで学び始めた私にとって、とてもいいタイミングだったのだろう。暑い夏が近づいてくる季節の移り変わる気配と共に、次第に広島・長崎に行きたいという思いが強くなり、私は旅の計画を立てていった。

2004年の広島と長崎では、毎年8月に行われているのと同じように、両市主催の平和記念式典をはじめ、様々なNGOや被爆者団体が催す被爆59周年の関連イベントが行われていた。そこでは、多くの被爆者の証言に触れ、学者、政治家、市民の発言を聞く機会があり、原爆被害の実相や核兵器の非人道性、現在の核軍縮の問題点、将来に渡る様々な懸念などについて知り、自分なりに受け止め、考えを巡らせることができた。今考えると、やはりこの旅は、核軍縮に対する専門的な関心の

出発点となったという意味で、とても収穫の大きな旅となった。

そして、広島で行われたある一つの集会で、ピースデポのスタッフと偶然に出会ったことが、私にとってとても大きな意味を持っていたと思う。ピースデポは、「市民の手による平和のためのシンクタンク」として、軍事に頼らぬ安全保障体制の構築を目指し、調査・研究・情報発信活動を行っているNPOで、1997年に「平和資料共同組合」としてスタートし、2000年にNPO法人となった。代表は、核軍縮や安全保障、在日米軍等の研究者・活動家であり、現在「東北アジア非核地帯条約案」を様々な場で提案している、梅林宏道氏である。そしてこのピースデポで、今年からボランティア、4月からインターンとして様々なかたちで、活動に関わるようになり、5月のNPT再検討会議の際にも、ニューヨークへ同行することになった。

#### NPT再検討会議とは

NPT (Nuclear Non-Proliferation Treaty = 核不拡散条約) は、核兵器保有国の軍縮義務を定めている唯一の条約であり、この条約によって、米・ロ・英・仏・中の5カ国を「核兵器国」、その他の締約国を「非核兵器国」とする国際法上の地位が与えられている。そして、非核兵器国が新たに核兵器の開発や保有をすることを禁止するとともに、核兵器国が核軍縮について誠実に交渉を行うことを約束するとしている点で、「取り引き」の条約といわれる。NPTは、その締結時から、不拡散 (Non-Proliferation) と核軍縮 (Disarmament) という2つの要素の微妙なバランスの上に成り立っている。

NPTには2004年までに189カ国が加盟<sup>(1)</sup>しており、まさに国際社会における核軍縮の普遍的な価値観の形成の大きな部分を担っているといえる。しかしその一方で、このNPTには2つの欠陥があるという指摘が絶えずなされてきた。その1つ

が核の不拡散に関しては、IAEA (国際原子力機関) の保障措置などのかたちでの締約国への厳しい義務が定められているのに対して、核軍縮に関しては核保有国の自助努力の範囲に収まっており、現実的には実行されていないという、条約の「差別性」の問題である。これを理由に、インドとパキстанはNPTに加盟していない。そしてもう1つの指摘は「原子力の平和利用」に対するNPTの積極的な立場についてである。NPT第4条において、「この条約のいかなる規定も、…平和目的のための原子力の研究、生産及び利用を進展させることについてのすべての締約国の奪い得ない権利に影響を及ぼすものと解してはならない」とされており、締約国の普遍的権利としての原子力の平和利用が認められている。しかし現実的には、原子力発電所等に利用されている民生用の原子力技術は、兵器製造技術と非常に似通っており、核兵器製造への転用も比較的容易にできてしまう。いくらIAEAによる査察システムが設けられていても、原子力技術保有国の政治指導者の交代や、周辺国との関係や内政不安による政策転換、または、テロリストによる核物質や核技術の悪用がなされる可能性は全く以って否定できない。つまり、一方では核の不拡散を謳いながら、もう一方では核兵器の製造技術である原子力技術を締約国の普遍的権利として推進しているNPTの「原子力の平和利用」のアイデアは根本的に矛盾しているのである。

こうして「欠陥条約」としての指摘を絶えず受けてきたNPTではあるが、その条文で謳われているとおり、1970年の発行以来、5年ごとにその時点での条約の運用状況と、その後の核軍縮・不拡散体制についての話し合いがなされてきており<sup>(2)</sup>、やはりNPTが核軍縮・不拡散における重要な条約であることには疑う余地がない。核軍縮において他に建設的な多国間の議論の場となりうる条約がないだけに、現時点ではこのNPT再検

討プロセスの重要性を認識し、核廃絶へ向けた交渉をおこなっていくというのが現実的な方法だろう。また、NPT再検討プロセスとともに、現在、ジュネーブ軍縮会議（CO）で交渉の議論が空転しているFMCT（兵器用核分裂物質生産禁止条約・カットオフ条約）の一刻も早い交渉の開始と、未発効のCTBT（包括的核実験禁止条約）を発効させるために、アメリカへの早期批准の働きかけを強化していく必要がある、これらを並行的に進めていくことが求められる。

### 2005NPT再検討会議

今回で7回目となる2005年再検討会議は、初めに結果から述べると「交渉が決裂し、何の成果も残さず、失敗に終わった」という評価が広く受け入れられている。最近の再検討会議の流れとして、1995年には5年ごとの再検討プロセスを無期限延長するという重要な決議がなされ、2000年には「核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束を行う」という文言が最終文書に盛り込まれたということがあり、NPT体制は大きな前進を見ていた。しかしその後、2001年のブッシュ政権の誕生と、同年9月11日のNY同時多発テロによって、アメリカの外交戦略が大幅に転換する。対テロ政策がアメリカにとっての一番の関心事になり、核戦略もその中に位置づけられたことが、国際社会やNPT体制に大きな影響を及ぼした。アメリカは、自国では、地中にあるテロリストの軍事施設を破壊するのを目的とした地中貫通型核や小型核などの「使える核」の研究・開発を粛々と進めるのに対し、対外的には、新たな核保有国の誕生やテロリストの手に核が落ちることを何としてでも防ぐため、力づくの外交を行うというダブルスタンダードを次第に強めていった。

さらに、北朝鮮のNPT脱退声明や、イランの核開発疑惑、パキスタンのカーン博士のルート発覚によって明らかになった核の闇市場の存在、そ

して現実味を帯びるテロリストへの核拡散など、2000年以降、様々な不安定要素が現れ、国際社会における核軍縮・不拡散の状況は一変した。

こうした中で行われることとなった2005年再検討会議は、初めから波乱の予感があり、関係者や専門家など様々な立場から、会議失敗への懸念が表明されていた。今回の再検討会議に日本政府代表団として参加していた、黒澤満氏（大阪大学・軍縮国際法・ピースデポ『核軍縮：日本の成績表』評価委員）は7月6日に議員会館で行われた、PNND（核軍縮議員ネットワーク）、日本総会における議員へのブリーフィングで「再検討会議が始まる前の段階から今回の会議は80%失敗に終わると考えていた」と述べている。

今回の再検討会議は、会議で何を重点的に話し合うかを設定する議題の調整も難航し、結局議題が決まらないまま会期に突入するという異例の形でスタートした。そして5月2日～27日の4週間の日程のうち、3週間を費やしてようやく議長（ブラジルのセルジオ・ドゥアルテ大使）から議題案が出されたが、その議題も「条約の運営を再検討する」という非常に漠然とした、どの加盟国にとっても当たり障りの無いものになっていた。そしてこの議題には文末に「\*」という註が付いており、これには「これまでの会議における決定や決議に照らして再検討がなされること、および締約国が提起するいかなる問題についても議論を行うことが許される、と理解される」という議長の短いステートメントが付されていた。つまり、この議題は、「会議ではどんなことも話し合える」というスタンスのものであり、これでは会議の方向性を位置づける上での実質的な議題の意味を成さないことは明白だった。

こうしたかたちで、とにかく議題が設定され、実質的な話し合いが開始されたが、正味5日間の審議では、先にも述べた現在の国際情勢の厳しさの中で、新たな方向性を見出すような、中身のあ

る議論が深まるはずもなかった。

2005年再検討会議が、議題の設定の際にも、合意文書作成に向けた議論においてもうまくいかなかった最大の理由は、やはり何と云ってもアメリカと、非核兵器国との深い溝がどうにも埋まらなかったことにある。1995年と2000年の会議の進展・合意は無かったものとし、自国の新たな核開発という核軍縮に逆行する政策を推し進めつつ、今回の再検討会議の場では、イランの核開発や、テロリストへの拡散など、不拡散の問題だけに議題の焦点を当てたいアメリカと、現在履行されていない核軍縮も問題にすべきとするエジプトなど非同盟諸国（NAM）との間の対立が非常に激しく展開され、それが最後まで妥協し合うこと無く続いた。ドゥアルテ議長も、最終的に合意文書の作成を断念したため、結果として意味のある合意は何もなされずに、会議は、一瞬の静寂と、まばらな拍手とともにあっけなく幕を閉じた。

今回の議長を務めたセルジオ・ドゥアルテ大使は、8月3日に広島で行われた、朝日新聞社主催の国際平和シンポジウムにおける基調講演の中で、「2005年再検討会議の最終文書は実質的な内容を何も含んでいない。最後の議長声明は、各国からの批判が無いものにまとめるのは不可能と判断し、取りまとめることをやめた」と語っている。

また、黒沢満氏は、8月8日の長崎で行われたシンポジウムでのNPT再検討会議報告の際に、「2000年の会議の時は、核兵器国、非核兵器国、議長、それぞれにリーダーシップがあり、それが話し合いをする雰囲気を作り、合意にまでつながったが、今回はそのどれにも、会議を引っ張っていかうとする意志が感じられなかった」という趣旨の発言をしている。

こうした経緯で2005年再検討会議は「失敗」に終わった。しかし議長が閉会後の会見で「NPT体制は依然として重要であるということ、各締約国が認識していることに変わりはない」と述べ

たように、今回の結果でNPT体制の信頼がいくらか損なわれることはあっても、このプロセスが直ちに意味を失い、崩壊へ向かうということではない。各締約国は、今回の会議で如実に現れた、現在の核軍縮における各国間の対立の厳しさを認識した上で、確実に次回の2007年準備委員会に向けて取り組んでいくことが、今回の教訓として求められる。

### 2005NPT再検討会議におけるNGOの役割

これまでは2005再検討会議における、政府間のやり取りについて述べてきた。ここからは、NGOとして会議に参加した視点から、メディアでは普段語られないであろう会議の内側について、特に市民社会と政府との関わりについて、ニューヨークで私が見聞きし、感じたことを書こうと思う。

今回の再検討会議は、ヒロシマ・ナガサキ被爆60周年という大きな節目の年に開催されることもあり、日本を始め、世界中から多くのNGO、市民団体が参加していた。そして、その人々の今回の会議への意気込みが大きく現れたのが、NPT再検討会議開催の前日、5月1日に行われた、マンハッタンの街を練り歩くデモと、それに続くセントラル・パークでの集会だった。（写真1）このイベントは、核廃絶に向けた国際的な平和・軍縮NGOネットワークである“Abolition2000”などが主催し、核兵器廃絶・イラク戦争反対・平和などを謳って行われた。主催者発表によると、約45,000人が集まったという。私も、ピースデポの一員として、このイベントに参加した。以前、日比谷公園で行われたイラク戦争反対のデモなどに参加したことがあったが、今回のニューヨークでのデモは私が参加した日本のものとはかなり違っていた。まず、場所がニューヨークで、それも国際会議の時期とあって、実に多国籍の人々が参加していた。そして様々な旗やメッセージを書いた



写真1 5月1日 核廃絶・平和デモ。主催者発表によると45,000人が参加。ニューヨークの街中を歩き、セントラルパークで集会をおこなった。

パネルを持つ人々、歌を歌いながら歩く人々など、参加の方法も多彩で、何よりも参加している人々が楽しんでいたことが印象的だった。天候にも恵まれ、青空の中、巨大な摩天楼の間をセントラル・パークまで歩いたのはとても気持ちがよかった。

1時間以上かけて国連本部の前あたりからセントラル・パークまで辿り着き、広い芝生にステージが組み立てられていて、そこで夜まで集会が行われた。ステージには、今回のNPT再検討会議のために集まったNGOや市民団体の人々が次々に立った。そして、その中で一際目立っていたのが、日本から訪れた被爆者と、国際的なNGOである「平和市長会議」の存在だった。

原爆投下から60年が経ち、広島・長崎の被爆者の平均年齢は73歳を越えた。「被爆70周年は生き

て迎えられない」という言葉をニューヨークでは何度も耳にした。その被爆者たちの今回の会議にかける想いは、私の想像の及ばないほど大きなものだったことだろう。“Hibakusha”が世界共通語になったことは、彼らの存在価値を、世界の少なくない人々が強く感じているからに違いない。

平和市長会議（Mayors for Peace）は、秋葉忠利広島市長を代表、伊藤一長長崎市長を副代表とする国際NGOだ。世界の112カ国、1036都市（2005年5月26日現在）の市長が連帯して、核兵器廃絶と恒久的な平和を目指して活動している。平和市長会議は、現在、「核兵器廃絶のための緊急行動 2020ビジョン」というキャンペーンを展開しており、このキャンペーンでは、2005年NPT再検討会議を「核兵器禁止条約」締結へ向けた交渉を開始する場に、2010年までに「核兵器禁止条約」を締結、2020年までに核兵器のない世界を実現することを目指している。この目標期限の設定に対しては、様々な考えが言われており、2020年までに世界中の核兵器をなくすことなど不可能だとする、悲観的な考えがどちらかといえば多数派のように感じる。しかし、秋葉市長は依然として、2020年までには核兵器をなくそうと呼びかけている。

秋葉市長は、2005NPT再検討会議が失敗したことを受けて、「2020ビジョン」をさらに推し進め、NPTプロセスの中で、「核兵器禁止条約」への交渉をするように働きかけていくことを、8月に広島で行われた平和市長会議の総会の場で、再度呼びかけた。また、平和市長会議は、明治学院大学でも2004年から開講されている「広島・長崎講座」<sup>(3)</sup>の開講大学数を世界的にさらに広めていくことにも取り組んでいる。<sup>(4)</sup>

この被爆者と平和市長会議という存在が、今回のNPT再検討会議の際に、市民社会の声を各国政府に伝えるという意味で大きな役割をしたといえるだろう。そして、メディアではほとんど取り

上げられなかったが、各国政府代表に小さくない印象を残す役割を果たした存在として、会期中の国連本部に、若者たちの姿があった。

5月11日には、再検討会議の公式セッションとして、NGOプレゼンテーションというものが3時間に渡って行われた。このセッションは、95年の再検討会議から行われるようになったもので、ここでは、世界から集まったNGOが各国政府代表団の前で文書を読み上げ、核廃絶に向けて努力するように、直接訴えることができる場になっている。今回は15人の代表者がそれぞれスピーチをした。そして、その中で、もっとも多くの拍手を受けたスピーチを読み上げたのが、ドイツから来た10代の2人の学生だった。2人は、「若者の声」(“Youth Statement”)というスピーチをし、その中で、「今あなたたちが話し合っている核兵器の問題に、一番関係があるのは、将来の世界を作っていく私たちです。私たちのことを真剣に考え、核兵器をなくすための話し合いをしてください」といった内容を、力強い調子で訴えた。

そして彼らが、仲間とともに国連本部内外で行っていた活動が「国際法キャンペーン」(“International Law Campaign”)だ。このキャンペーンは、2003年2月に、アメリカによるイラク戦争が始まるのに反対しようと、ドイツの学生が学校の友人たちと始めた。参加者一人ひとりに、小さな木のブロックを購入してもらい、それに核廃絶や平和へのメッセージを書いて、つなぎ合わせ、「国際法を守る壁」のモニュメントを作る。そして今回のNPT再検討会議の際には、国連本部の前にある、ダグ・ハマースホルド・プラザにて展示された。(写真2)このキャンペーンは、世界中からの参加があり、日本では、グリーンピース・ジャパンと、ICU(国際基督教大学)のサークル、ユネスコクラブが展開していた。

そしてこのキャンペーンを明治学院大学でも展開することができた。4月の正味10日間という期



写真2 5月4日 ダグ・ハマースホルド・プラザ(国連本部前の広場) 国際法キャンペーンのドイツの学生たちと秋葉忠利広島市長ら平和市長会議のメンバーが集まり、記念撮影をした。

間で、広島・長崎講座や平和学などの授業時間内や、友人への口コミなどで広め、95人の人に参加してもらえた。そして、そのうちの、メッセージを書いてもらい、私がニューヨークへ出発するまでに回収できた分の80個のブロックを、スーツケースに入れて持っていき、現地でドイツの学生達と一緒にブロックの壁を組み立てることができた。

この「国際法の壁」は、5月にニューヨークで展開した後、8月6日には広島の実験ドーム、9日には長崎の爆心地記念碑の周りにて、原爆投下60周年に際して展示された。その時の長さは約350メートルにもなり、多くの人の目に触れることになった。ニューヨークで展示された時も綺麗だったが、広島の実験ドームの周りを囲み、灯籠によって、夜の闇に浮かび上がった、木のブロックの壁は、とても美しかった。

#### おわりに

2005NPT再検討会議は「失敗」のうちに幕を閉じた。ただ「失敗」という言葉で表現してしまうと、何も残らなかったような印象を受けるが、私はそうではない気がしている。確かに、国際的



な動きを見ると、核軍縮や不拡散について、すぐに目の前が開けていくような好転の兆しは感じられない。しかし、今回の会議に参加してみて私が感じたのは、核廃絶に対する必要性を感じ、それに対し着実に何かをしようとする意思と、行動力のある人々がいれば、事態は必ず変わっていくだろうということだ。

理論的な確固たる根拠があるわけではないが、実際に間近で会議を見てきて、国連本部で行われる国際政治の舞台といえども、結局は私たちと同じ、ただの人間が集まって、話し合いをすることには何ら代わりが無いのではないだろうかという印象を受けた。非常に専門的に思える核軍縮というテーマにしてみたところで、やはりそれは同じではないか。今回のNPT再検討会議において、決して大きくはないかもしれないが、小さくはない存在感をみせたドイツの学生たちと同じ、次の世代を作っていくYouthとして、今後も核軍縮の問題を考えていきたい。

#### 【参考文献】

- 黒澤満・編『第2版 軍縮問題入門』1999年、東信堂
- NPO法人ピースデポ『イアブック核軍縮・平和2005』2005年、高文研
- NPO法人ピースデポ『核軍縮：日本の成績表2002-5』2005年
- NPO法人ピースデポ『なくなるのはいつ？—未来のためのガイドブッカー—』2005年
- 大沼保昭・編集代表『国際条約集2005』2005年、有斐閣
- NPO法人ピースデポ、ホームページ  
<http://www.peacedepot.org>
- 平和市長会議、ホームページ  
<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp>
- 川崎 哲『核拡散—軍縮の風は起こせるか—』2003年、岩波書店

#### 註

- (1) 加盟国189カ国というのは、2003年1月にNPTからの脱退宣言をした北朝鮮を含んだ場合の数である。NPT第10条では、「当該締約国は、他のすべての締約国及び国際連合安全保障理事会に対し3ヶ月前にその脱退を通知する」と規定されており、このことから、事実上、北朝鮮は既にNPTから脱退していると採ることもできる。しかし、2005年再検討会議では、会議冒頭の議長声明により、北朝鮮の脱退事項は「議長預かり」とし、正式な取り扱いが留保されており、国際法上の扱いは曖昧になっている。
- (2) NPTは1970年の発効以来、5年ごとの再検討会議において条約の運営状況等に関する議論がなされてきたが、1995年の再検討・延長会議以降、次の再検討会議へ向けた準備委員会が開かれてきた。準備委員会は、再検討会議が行われた次の年を飛ばして次の再検討会議までの3年間に、年1回行なわれる。つまり、2000年再検討会議に向けた準備委員会は97年、98年、99年に開催された。次回の2010年再検討会議に向けた準備委員会は、今までのとおりで考えると07年、08年、09年に行なわれる。
- (3) 明治学院大学における「広島・長崎講座」は、国際平和研究所の提供科目として開講されている。この講座は、ほぼ毎回、学外から講師を招き、リレー方式で行われる。学生にとっては、学内にいながらにして、被爆者や研究者、活動家などの生の声を直接聞くことができるこの講座は、とても有意義であり、貴重な機会を提供している。広島・長崎講座を、明治学院大学の伝統科目として開講し続けて行くことを希望するとともに、これからもより多くの学生が履修し、この取り組みに参加することに期待をしたい。
- (4) 平和市長会議  
 URL: <http://www.pcf.city.hiroshima.jp/mayors/jp/>

## 2004年度 国際平和研究所活動報告

### 1. 国際シンポジウム

国際シンポジウム「グローバリゼーションと「南」の農民-オルタナティブはすでに起こっている」

日程：3月11日（金）～12日（土）

会場：明治学院大学白金校舎・本館10階大会議場、2号館2301教室

主催：明治学院大学国際平和研究所（PRIME）

後援：ル・モンド・ディプロマティーク友の会（ASSOCIATION LES AMIS DU MONDE  
DIPLOMATIQUE）

3月11日（金）

14：00-14：05 開会挨拶 大塩武氏（明治学院大学学長）

14：05-14：10 主催者挨拶 勝俣誠氏（所長）

14：10-18：00 セッション1 「農村部の貧困現状報告と課題」

モデレーター 勝俣誠氏（所長）

基調講演 ホドリゴ・ペレ氏（フランススコ会修道士・農村司牧運動（APR）代表）

ジョグ・ファル氏（セネガル NGO・ROPPA 代表）

報告者 佐久間智子氏（PRIME 研究員、「環境・持続社会」研究センター  
マルセロ・ソウザ氏（元国立入植・農業改革院（INCRA）総裁）  
マウロ・ソアレス・ペレイラ氏（シャパーダ地域環境パートナー  
シップコーディネーター、GAMA 代表、PNCV 国立公園 CIAA  
コーディネーター）

越田清和氏（さっぽろ自由学校「遊」）

大野和興氏（ジャーナリスト・農業食料問題研究家）

3月12日（土）

10：00-12：30 セッション2 「オルタナティブの現状」

モデレーター 原後雄太氏（主任）

報告者 マウロ・ペレイラ氏、マルセロ・ソウザ氏、ジョグ・ファル氏、  
大野和興氏、越田清和氏

14：00-16：30 セッション3 「オルタの進め方」

モデレーター 佐久間智子氏

発題者 原後雄太氏、ホドリゴ・ペレ氏、ジョグ・ファル氏、マルセロ・  
ソウザ氏、大野和興氏、越田清和氏

16：30-17：00 総括

## 2. 研究所主催講演会、公開セミナー、その他

2004年

- 6月7日(月)「Family Violence in Canada 家庭内暴力：カナダでの事例（女性、子どもへの虐待を中心に）」  
講師 Dr. Anne Brown
- 6月16日(水) 研究員・研究報告会  
講師 小沼通二氏(研究員)
- 7月8日(木)「イスラエル・パレスチナ紛争の現状－打開の方法はあるのか」  
講師：Ehud Harari氏(Hifa University)
- 7月9日(金) 公開研究会「イラク戦争・「主権移譲」を勉強する－「主権移譲」に至った経緯・現状分析と今後の展望」  
共催：ルモンド・ディプロマティーク友の会  
報告1(問題提起)「イラク情勢の不確定性について」  
報告者：武者小路公秀氏(客員所員・前国連大学副学長)  
報告2「IRAQ AND THE NEW IMPERIUM」  
報告者：Mustapha Kamal Pasha氏(客員研究員・日本学術振興会招聘研究者)  
コメント・ディスカッション  
Mohammad Naghizadeh氏(西アジア研究・本学教授)  
孫占坤氏(所員・国際法)、丸山直起氏(所員)、高原孝生氏(所員)
- 7月21日(水) 研究員・研究報告会「Influences of the powerful countries on the Vietnamese wars (1858-1975) and one the post war problems; Agent Orange-born diseases」  
講師 Doan thy My氏(研究員)
- 8月1日(日) 国際シンポジウム「Rediscovering Peace History『戦争にストップをかけるのは誰か？ 平和努力の歴史を再発見する』」  
講師：ローレンス・ウィットナー氏(NY州立大学教授)  
池上雅子氏(ストックホルム大学準教授)  
討論者：ムスタファ・パシャ氏(アメリカン大学準教授・研究員)  
司会：高原孝生氏(所員)
- 9月21日(火) ミニシンポジウム「急速なグローバル化と中東欧市民社会の変容」  
講師：Ms. Agnieszka Grzybek(OSKa ポーランド女性情報センター事務局長)  
Mr. Ondrej Liska(チェコ緑の党副党首・緑の党ヨーロッパ連盟チェコ代表)  
モデレーター：阿部望氏(所員)  
コメンテーター：武者小路公秀氏(客員所員)  
武藤一羊氏(ピープルズ・プラン研究所)
- 11月5日(金) 公開研究会「いま、沖縄から～米軍基地と環境を考える」  
講師：砂川かおり氏(沖縄環境ネットワーク)

11月8日（月）公開研究会「Contemporary capitalisms: evolution and diversity」

講師：Robert Boyer 氏（パリ大学）

11月16日（火）公開研究会「アフリカ・スーダンの内戦：分析と展望」

講師：栗本英世氏（大阪大学）

### 3. 戸塚まつりへの参加

5月29日（日）

テーマ：きっかけは「障害者イズム」～自立ってナンダ！？ドキュメンタリー映画上  
映会

### 4. プロジェクト研究会等

#### 1) 市場移行と平和プロジェクト

4月21日（水）「現代ドイツ雑感」講師：中山弘正氏（所員）

4月28日（水）「ロシア軍需産業の現在」講師：塩原俊彦氏（高知大学）

5月19日（水）「ロシアは資本主義化したか－塩原俊彦『現代ロシアの経済構造』をめぐって－」

講師：岡田裕之氏（法政大学）

5月26日（水）『現代ロシアの「生活様式」論－エル・ルイフキナにおける』

講師：染谷武彦氏（二松学舎大学）

6月16日（水）「ソ連解体によるロシア人の離散」講師：木村英亮氏（二松学舎大学）

7月2日（金）「プーチン大統領再選とロシア経済」

講師：Dr. Elena Leontieva エレーナ・レオンティエバ氏（ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任所員）

7月5日（月）「ソ連邦の崩壊とロシアにおける市民生活」

講師：Dr. Elena Leontieva エレーナ・レオンティエバ氏（ロシア科学アカデミー世界経済国際関係研究所主任所員）

9月29日（水）「ロシアの金融－市場移行の中で」講師：三宅美栄氏（法政大学大学院）

10月20日（水）「冷戦後の中南米～元ゲリラたちと新自由主義」

講師：飯島みどり氏（立教大学）

11月5日（金）「中国とテロリズム」

講師：Pan Guang 氏（中国上海社会科学院国際研究センター）

11月24日（水）「ロシアの企業統治」講師：塩原俊彦氏（高知大学）

#### 2) グローバル化と平和プロジェクト

5月19日（水）「経済グローバル化時代の労働減衰－国内工場の雇用多様化と労働観の検討」

講師：筆宝康之氏（立正大学教授）

5月25日（火）「グローバル化と人間性の回復」

講師：佐久間智子氏（研究員・元市民フォーラム2001事務局長）

6月24日（木）「人間の安全保障から見たハイチ情勢－貧困を生き抜く人びと」

講師：佐藤文則氏（フォト・ジャーナリスト）

9月6日（月）「イラク戦争をヨーロッパから考える」

講師：Dr. Christopher Pollmann（法社会学者、フランスメッツ大学教授、元ハーバードロースクールおよびハンブルグ大学客員研究員）

\*ルモンド・ディプロマティーク友の会共催

### 3) 先住民・マイノリティ研究プロジェクト

11月20日（土）国際シンポジウム「グローバル化時代のローカル文化と文学の未来を検証する」

パネリスト：Roy Miki 氏（カナダ サイモン・フレイザー大学教授・詩人）

ワリス・ノカン氏（台湾原住民作家）

Lee Maracle 氏（カナダ先住民作家）

真島一郎氏（東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所）

Joanne Tompkins 氏（オーストラリア クイーンズランド大学）

司会：佐藤アヤ子氏（所員）、竹尾茂樹氏（所員）、原宏之氏

共催：教養教育センター附属研究所

### 4) グローバル社会における核軍縮構想研究プロジェクト

2004年

6月17日（木）「日本『核武装』をどうとらえるか」

講師：Dr. Andrew Oros

6月30日（水）「North Korea Nuclear Crisis: Prospects for U. S. Policy」

講師：Dr. Joel Wit

10月14日（木）「ミサイル防衛（MD）の問題性」

講師：Dr. Juergen Scheffran（イリノイ大学）

Dr. Regina Hagen（INESAP）

2005年

1月31日（月）「NPT 再検討会議と六ヶ所再処理施設－核拡散防止のために日本ができること」

講師：田窪雅文氏（フリーアナリスト）

### 5) 紛争の非暴力的解決追求研究プロジェクト

10月22日（金）「Talk for Peace! ～開発教育と平和教育をつなぐ」

講師：岩崎裕保氏（帝塚山学院大学）

11月20日（土）「和解の心理学」講師：ヨハン・ガルトゥング氏

11月25日（木）「日本の平和教育の課題～ハーグ平和アピールと国連の『平和の文化』に関する決議をふまえて」

講師：藤田秀雄氏（立正大学）

## 6) ボランティア論構築プロジェクト

2004年

5月12日(水) 地域作業所 DEM (出夢) 運営委員長 加藤洋氏  
\*戸塚まつりにおけるドキュメンタリー映画「障害者イズム」上映の一環としての勉強会

7月26日(月) アジア学院ワークキャンプ事前勉強会  
講師:遠藤抱一氏(アジア学院東京支部)

7月28日~31日 アジア学院ワークキャンプ  
講師:田坂興亜氏(アジア学院校長)

2005年

3月18日~21日 地域おこしとボランティアについてのインタビュー(二本松國分農場)  
講師:國分俊江氏(國分農場)、影山政敏氏

## 7) 宗教と平和プロジェクト

12月13日(月) 公開研究会

講師:藤森宣明氏(カウアイ島西本願寺住職)  
ハワイの仏教~カウアイ島における移民の歴史

## 8) パグウォッシュ・ライブラリー・プロジェクト

4月30日(金) パグウォッシュ会議日本若手グループ研究会(公開)

5月28日(金) パグウォッシュ会議日本若手グループ研究会(公開)

## 5. 教育活動

### 1) 研究所科目「平和・開発・人権」開講

\*総合教育系科目 現代世界と人間 平和・開発・人権①(広島・長崎講座)  
秋学期・横浜/コーディネーター 高原孝生氏(所員)

\*総合教育系科目 現代世界と人間 平和・開発・人権②春学期・白金  
コーディネーター 孫占坤氏(所員)

### 2) 開発教育ワークショップ

6月18日(金)「参加型ワークショップ体験講座『世界がもし100人の村だったら』」  
講師:上條直美氏(助手)

7月26日(月)「参加型ワークショップ体験講座『貿易ゲーム』」  
講師:上條直美氏(助手)

10月13日(水)「参加型ワークショップ体験『貿易ゲーム』」  
共催:MPN(メイクピースネットワーク・学生有志)

11月12日(金)「参加型ワークショップ体験講座『グローバル・エクスプレス』~戦争報道~」

講師：石川一喜氏（拓殖大学国際開発教育センター）

12月15日（水）「ワークショップ「パーム油」」

講師：中村絵乃氏（開発教育協会）

共催：MPN（メイクピースネットワーク・学生有志）

## 6. 刊行物

『PRIME』第20号（2004年11月）

『PRIME』第21号（2005年3月）

『南を考える』第7号（2004年12月）

## 7. 共催、協力、後援

### \*後援

5月8日（土）「WSF Japan-Youth presents vol.1 テロも戦争も貧困もいらない Another World is Possible～もうひとつの世界って何だ？～」

主催：WSF Japan-Youth ネットワーク

<参加団体>ピースボート、Body & Soul、Global Village 他

Part 1 映画上映「アメリカによるテロと戦争の歴史」（監督 フランク・ドリル）

Part 2 WSF2004／世界の声をレポート

Part 3 NGO という職業って？

### \*協力

5月17日（月）「心に刻む」プロジェクト

講師：中山弘正氏（所員）、勝俣誠氏（所長）、佐久間智子氏（研究員）

主催：学生有志

### \*共催

6月4日（金）「アフリカ政策の新しいパラダイム－日本の市民社会の役割」

講師：大林稔氏（龍谷大学経済学部教授／TICAD 市民社会フォーラム代表）

共催：TICAD 市民社会フォーラム

### \*後援

7月11日（日）TICAD 市民社会フォーラム 発足記念シンポジウム～民衆に役立つアフリカ政策をめざして！～アフリカ政策市民白書の提案

内容：挨拶 勝俣誠氏（所長）

経緯説明「TICAD 市民社会フォーラムの沿革」 船田クラーセンさやか氏

挨拶 植澤利次氏（外務省中東アフリカ局アフリカ第二課長）

「TICAD フォローアップの進展状況」

講演 「日本の市民とアフリカ民衆支援－市民白書と援助アクセス改善の提案」

講師：大林稔氏（龍谷大学教授）

コメント：吉田昌夫氏（日本福祉大学大学院教授）

君島崇氏 (レックス・インターナショナル開発コンサルタント)  
高橋清貴氏 (ODA 改革ネットワーク)  
小峯茂嗣氏 (旧 ACT2003代表世話人)  
ゲイ・カマル氏 (地球環境戦略研究機関研究員)

**\* 後援**

9月23日 (木) 「日本のODAはどこへ向かうのかー中期政策策定を機にー」  
主催：ODA改革ネット、国際協力NGOセンター (JANIC)  
パネリスト：武見敬三氏 (参議院議員)  
武者小路公秀氏 (客員所員・大阪経済法科大学アジア太平洋研究センター  
所長)  
中嶋滋氏 (日本労働組合総連合会 総合国際局長)  
磯田厚子氏 (JVC 副代表)  
コメンテーター：草野厚氏 (慶応大学教授、ODA 総合戦略会議委員)  
荒木光彌氏 (国際開発ジャーナル編集長、ODA 総合戦略会議委員)  
外務省

**\* 協力**

10月17日 (日) 「横浜国際協力まつり2004 「100人村」ワークショップ」  
講師：上條直美氏 (助手)

**\* 後援**

11月20日 (土) 「ヨハン・ガルトゥング氏「和解のワークショップ」」  
主催：トランセンド研究会主催

**\* 後援**

11月27日 (土) 「姿を現わした改憲の全体像～改憲勢力がたくらむ国家・社会の「改革」像とは？改憲  
に抵抗する力をどう創りだすか」  
主催：ピープルズ・プラン研究所

**\* 共催**

12月7日 (火) 国際シンポジウム「世界の貧困と市民への期待～ターニングポイントとしての2005年」  
挨拶：弓削明子氏 (UNDP 東京事務局長)  
基調講演：サリル・シェティ氏 (国連ミレニアム開発目標キャンペーン担当局長)  
共催：G-CAP 日本キャンペーン準備 NGO グループ  
後援：国連開発計画 (UNDP) 東京事務所

**8. その他**

NAPSNet daily report (米国ノーチラス研究所) を通じての情報発信  
米国ノーチラス研究所が発行している NAPSNet daily report (NORTHEAST ASIA PEACE AND  
SECURITY NETWORK DAILY REPORT) への翻訳協力を実施。



■ノーチラス研究所のウェブサイト <http://www.nautilus.org/>

■NAPSNet daily report のウェブ最新版 <http://www.nautilus.org/napsnet/dr/index.html>  
北東アジアの安全保障問題に関する短信が主な内容で、現在はおよそ月～木の毎日発行。

## 国際平和研究所購入図書一覧

(2005年2月～6年)

文献表題	副 題	著 者	出版社
武器なき折り	フェラ・クティ、アフロ・ビートと いう名の闘い	板垣真理子	三五館
夕風の街 桜の国		こうの史代	双葉社
アフリカの開発に関する国際会議宣 言文等資料集	1993-2003 (英日版)	ACT2003	ACT2003
アフリカの開発に関する国際会議宣 言文等資料集	1993-2003 (仏語版)	ACT2003	ACT2003
百姓が時代を創る		山下惣一・大野和興	七つ森書館
沖縄基地とイラク戦争	米軍ヘリ墜落事故の深層	伊波洋一・永井浩	岩波書店
国際理解 20号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 21号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 22号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 23号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 24号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 26号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 27号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 28号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 29号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 30号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 32号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 33号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解 34号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
国際理解研究所報 第18号		帝塚山学院大学国際理解研究所	帝塚山学院大学国 際理解研究所
東欧を知る事典		伊藤孝之その他	平凡社

文献表題	副題	著者	出版社
アフリカを知る事典		伊谷純一郎	平凡社
南アジアを知る事典		辛島昇その他	平凡社
対日関係を知る事典		平野健一郎	平凡社
オセアニアを知る事典		石川栄吉その他	平凡社
ラテンアメリカを知る事典		大貫良夫	平凡社
スペインポルトガルを知る事典		池上岑夫	平凡社
生のための学校	デンマークで生まれたフリースクール「フォルケホイスコーレ」の世界	清水満	新評論
悔	野宿生活者の死と少年たちの十字架	西村仁美	現代書館
オーストラリア・ニュージーランドの教育		石附実・笹森健編	東信堂
不可視のコミュニケーション	野本三吉ノンフィクション選集1	野本三吉	新宿書房
いま平和とは	新しい時代に考える	最上敏樹	日本放送出版会
世界に学ぼう！子育て支援	デンマーク・スウェーデン・フランス・ニュージーランド・カナダ・アメリカに見る子育て環境	汐見稔幸	フレーベル館
学力を問う	だれにとってのだれが語る学力か	岩川直樹・汐見稔幸	草土文化
これが平和学習だ!!	総合学習の時間を生かす	日教組平和学習冊子編集委員会	アドバンテージサーバー
Encyclopaedia Britannica		Encyclopaedia Britannica	Encyclopaedia Britannica
2003年 沖縄フィールドトリップ報告書	沖縄の訴え編	国際基督教大学平和研究所	国際基督教大学平和研究所
REPORT ON THE FIELD TRIP TO THE FORMER YUGOSLAVIA 2002	2002年度旧ユーゴスラビアフィールドトリップ報告書	国際基督教大学平和研究所	国際基督教大学平和研究所
明治の冒険科学者たち	新天地・台湾にかけた夢	柳本通彦	新潮新書
政府開発援助 ODA 国別データブック2004		外務省経済協力局	外務省経済協力局
普天間基地問題映像資料		沖縄県宜野湾市	
第三版 観光コースでない沖縄 戦跡／基地／産業／文化		新崎盛暉・大城将保・高嶺朝一・長本朝浩・山門健一・仲宗根将二・金城朝夫・安里英子・宮城晴美	高文社
環境破壊のメカニズム<改定版>	地球に暮らす地域の知恵	田中優	北斗出版
NGOの発展の軌跡	国際協力NGOの発展とその専門性	重田康博	明石書店
日本が自滅する日	「官制経済体制」が国民のお金を食い尽くす!	石井紘基	PHP 研究所

文献表題	副題	著者	出版社
平和教育のパラダイム転換		高橋史朗	明治図書
「国連人権教育10年」を考える	何が問題か	新井直樹	部落問題研究所
いま人権教育が変わる	国連人権教育10年の可能性	森実	部落解放・人権研究所
9をまく SOWING NINE		9 LOVE	大月書店
国際教育協力を志す人のために	平和・共生の構築へ	寺尾明人(編集)、永田佳之(編集)、千葉栄弘(監修)	学文社
広告批評②③	2005 FEB/MAR NO.290 特集 日本国憲法第9条		マドラ出版
ピースフルな子どもたち	戦争・暴力・いじめを越えて	日本ホリスティック教育協会 金田卓也・金香百合・平野慶次	せせらぎ出版
コンフリクト転換のカウンセリング	対人的問題解決の基礎	井上孝代(編者)	川島書店
「侵略」の定義に関する一考察	国際法上の「侵略」概念の形成過程とその現代的意義	蜂谷哲平	
WASURERARENAI ANOHI THE DAY NEVER TO BE FORGOTTEN	A collection of testimonies and pictures by suffers of the A-bombings of Hiroshima and Nagasaki	神奈川県原爆被災者の会	神奈川県原爆被災者の会
海のシンフォニー		橋爪 文	レプ・タイ書房
世界の<水>が支配される!	グローバル水企業の恐るべき実態	国際調査ジャーナリスト協会(ICIJ) 佐久間智子 訳	作品社
Hiroshima Appeal	劣化ウラン弾禁止を求めるヒロシマ・アピール		NO DU ヒロシマ・プロジェクト
世界の「戦争と平和」博物館	第1巻 ポーランド ドイツ	監修・荒井信一/早乙女勝元 写真総責任・山本耕二	日本図書センター
世界の「戦争と平和」博物館	第2巻 フランス・オーストリア・オランダ・スペイン・イスラエル	監修・荒井信一/早乙女勝元 写真総責任・山本耕二	日本図書センター
世界の「戦争と平和」博物館	第3巻 ロシア・ベラルーシ・ウズベキスタン・チェコ	監修・荒井信一/早乙女勝元 写真総責任・山本耕二	日本図書センター
世界の「戦争と平和」博物館	第4巻 アメリカ・イギリス・オーストラリア・ナミビア	監修・荒井信一/早乙女勝元 写真総責任・山本耕二	日本図書センター
世界の「戦争と平和」博物館	第5巻 中国・台湾・韓国・朝鮮・ベトナム・カンボジア・タイ・シンガポール	監修・荒井信一/早乙女勝元 写真総責任・山本耕二	日本図書センター
世界の「戦争と平和」博物館	第6巻 日本	監修・荒井信一/早乙女勝元 写真総責任・山本耕二	日本図書センター

文献表題	副題	著者	出版社
WASURERARENAI ANOHI THE DAY NEVER TO BE FORGOTTEN	A collection of testimonies and pictures by sufferers of the A-bombings of Hiroshima and Nagasaki	神奈川県原爆被災者の会	神奈川県原爆被災者の会
第2版 ヨーロッパの歴史	欧州共通教科書	フレデリック・ドルーシュ（総合編集） 木村尚三郎（監修） 花上克己（訳）	東京書籍
未来をひらく歴史	東アジア3国の近現代史	日中韓3国共通歴史教材委員会	高文研
未来への記憶	こくはく一敗戦五〇年・明治学院の自己検証	明治学院敗戦五〇周年事業委員会（編集）	ヨルダン社
人類館	封印された扉	演劇「人類館」上演を実現させたい会	アットワークス
マーシャル諸島核の世紀1914-2004 上		豊崎博光	日本図書センター
マーシャル諸島核の世紀1914-2004 下		豊崎博光	日本図書センター
未来をひらく歴史	東アジア3国の近現代史	日中韓3国共通歴史教材委員会	高文研
原爆と文学 2005年版		原爆と文学の会	原爆と文学の会
世界社会フォーラム 帝国への挑戦		ジャイ・セン+アニタ・アナンド+アルトゥーロ・エスコバル+ピーター・ウォーターマン（編集）／武藤一羊+小倉利丸+戸田清+大屋定晴（訳）	作品社
映画日本国憲法読本		山上徹次郎他	FOIL
<帝国>をどうする	世界社会フォーラム5日本参加者レポート	村岡到編	白順社
NOBEL LECTURES IN PEACE 1991-1995		Irwin Adrums	World Scientific
NOBEL LECTURES IN PEACE 1951-1970		Frederick W. Haberman	World Scientific
THE EMPIRE of CIVIL SOCIETY	A Critique of the Realist Theory of International Relations	Justin Rosenberg	Verso
ISLAM and the STATE		P. J. Vatikiotis	ROUTLEDGE
AMERICA' S MILITARY REVOLUTION	STRATEGY AND STRUCTURE AFTER THE COLD WAR	William E. Odom	The American University Press
THE TOKYO TRIAL AND BEYOND	Reflections of a Peacemonger	B. V. A. Roling	Polity Press
INTERNATIONAL THEORY	The Three Traditions	Gabriele Wight/Brian Porter (eds.)	Leicester University Press

文献表題	副題	著者	出版社
The CONSTITUTIONAL FOUNDATIONS of WORLD PEACE		Richard A. Falk/Robert C. Johansen/Samuel S. Kim (eds.)	STATE UNIVERSITY OF NEW YORK PRESS

## 明治学院大学国際平和研究所について

明治学院大学国際平和研究所 (International Peace Research Institute, Meiji Gakuin University = PRIME) は、1986年4月、明治学院大学国際学部設立と共に、同学部の附属研究所として発足し、その後、1988年4月には、全学の研究所となりました。世界平和の諸条件の学問的解明と、学内外の平和研究の振興を主な目的に活動しています。とくに、普遍的視点からの地域問題への取り組み、社会性あるいは時代性のある研究、学際性の高い研究に重点を置いて、研究者ばかりでなく、広く市民に開かれた平和研究の拠点となることを目指しています。

---

PRIME (プライム) 第22号

2005年11月25日発行

[発行人] 勝俣 誠

[発行所] 明治学院大学国際平和研究所

〒108-8636 東京都港区白金台1-2-37

TEL:03-5421-5652 FAX:03-5421-5653

URL:<http://www.meijigakuin.ac.jp/~prime/>

[編集委員] 勝俣 誠、上條直美、

孫 占坤、高原孝生、

原後雄太、吉原 功

[装 丁] 三浦元子

[印 刷] ヨシダ印刷株式会社 TEL:03-3626-1301

---